

## は じ め に

私たちのまち大船渡は、美しく雄大な自然と寒暖の差が比較的少ない海洋性の気候を生かしながら、環境と産業が調和した豊かな住みよいまちへと発展してきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う巨大津波によって、多くの尊い命や財産が失われる未曾有の被害を受けたところであり、本市を取り巻く環境は一変しました。

震災以降、本市では、国内外からの温かいご支援のもと、市民の皆様の深いご理解と力強いご協力をいただきながら、復旧・復興にまい進しております。環境面においても、関連施設の復旧などに全力を尽くして参りました。

こうしたことから本市の環境は、震災後も概ね良好に保たれていますが、ごみ処理や生活排水等による水質汚濁などの震災前からの問題に加え、湾口防波堤の復旧や復興の進展による大船渡湾の水質への影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の影響など、市民の環境への関心は、以前にも増して高まっています。

これからのまちづくりにあたりましては、震災からの復興とともに、よりよい環境を未来につなぐため、資源のリサイクルやエネルギーの効率化、節約などの積極的かつ実効ある行動を実践して、環境への負担の少ない「低炭素社会」「循環型社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

本市では、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、長期的・総合的な観点から、市民、事業者と一体となって、環境の保全と創造のための各種施策や事業を進めていくこととしています。今後とも、環境に係る情報を提供するとともに、皆様方のご意見・ご提言をいただきながら、本市の状況に即した環境づくりを進めて参りますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、平成26・27年度における本市の環境の状況や施策などを取りまとめたものであり、環境との関わりをご理解いただくための一助となれば幸いです。

平成29年3月

大船渡市長 戸 田 公 明

# 目 次

## はじめに

### 第 1 部 総 説

#### 第 1 章 大船渡市の概要

第 1	地形	1
第 2	位置・面積	1
第 3	気候	1
第 4	人口と世帯数の推移	2
第 5	産業の動向	2
第 6	土地の利用状況	3
第 7	その他の統計	5
1	ごみ収集状況	5
2	し尿処理状況	5
3	自動車保有状況	6
4	浄化槽設置状況	6
5	都市公園	7

#### 第 2 章 大船渡市における環境公害防止体制

第 1	環境公害行政の経緯	8
第 2	環境公害行政組織と処理分担	21
1	組織	21
2	処理分担	22
第 3	大船渡市環境審議会	23

#### 第 3 章 第 2 次大船渡市環境基本計画（概要抜粋）

第 1	計画の基本的な考え方	24
1	計画策定の背景	24
2	基本理念	24
3	計画の性格	24
4	望ましい環境像	24
5	基本目標	25
第 2	計画の構成	26
第 3	施策の方針	28
第 4	行動指針	31
第 5	環境基本計画の分野別の達成状況	32

## 第2部 環境の現状と対策

### 第1章 大気汚染

第1	概況	34
第2	大気汚染の監視	34
1	二酸化窒素	34
2	降下ばいじん	35
3	酸性雪（酸性雨）	36
第3	工場・事業場等対策及び規制	38
1	法及び条例に基づく届出状況	38
2	ばい煙施設等への立入調査状況	39
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	39
4	野外焼却行為に関する指導	39

### 第2章 水質汚濁

第1	概況	41
第2	公共用水域等の監視	41
1	河川等の水質	41
2	海域の水質	46
3	地下水の水質	55
第3	水生生物による河川水質調査	56
第4	工場・事業場に対する規制、指導等	57
1	法及び条例に基づく届出状況	57
2	特定工場、事業場等への立入調査	58
第5	公共用水域での流出油事故発生状況	59

### 第3章 騒音・振動・悪臭

第1	騒音・振動	60
1	概況	60
2	一般環境騒音に係る調査測定	60
3	自動車騒音常時監視	63
4	工場・事業場に対する規制、指導等	64
5	特定建設作業	65
第2	悪臭	65

### 第4章 公害苦情処理

第1	概況	66
第2	公害苦情の発生状況	66
第3	公害苦情の解決状況	67

### 第5章 東日本大震災

第1	災害廃棄物処理関係	68
----	-----------	----

1	災害廃棄物	68
2	防疫作業	68
3	し尿処理	71
第2	放射線量	71
<b>第6章 その他</b>		
第1	一般廃棄物試験分別収集事業	75
1	事業の目的	75
2	モデル地区	75
第2	エコライフ推進事業	76
1	事業の目的	76
2	実践地域	76
3	実践活動実施項目	77
 <b>巻末資料</b>		
1	環境基準等一覧	78
2	用語解説	96

平成 28 年版

# 大船渡市の環境

—— 自然環境を守り・生かすまちづくり ——

第 27 号

大 船 渡 市

「自然と調和し よりよい環境を

未来につなぐまち 大船渡」

をめざして



美しい山々と豊かな海に囲まれたまち、  
大船渡市。この市章は、大船渡市の「大」  
の字を波と山でデザイン化しました。海  
から、そして陸からも大きく発展するよ  
うにという願いをこめて表したものです。



この用紙は環境にやさしい古紙パルプ配合率 70%以上の  
再生紙と大豆油インキを使用しています。



第1部 総説

---







## 第1章 大船渡市の概要

### 第1 地形

大船渡市は、岩手県の東南部、景観に優れた三陸復興国立公園の南部に位置しています。

奥行きが深い大船渡湾をはじめ、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾を有し、大船渡湾を囲む平地とその背後の北上山系に連なる五葉山、氷上山、今出山などの丘陵地、山岳地によって形成されています。

三陸復興国立公園碇石海岸、県立自然公園五葉山に代表される「海」と「緑」の自然に囲まれたまちで、三陸沿岸地域の拠点都市として、さらなる発展が期待されています。

### 第2 位置・面積

表1 位置及び面積

位置	面積
東経 141° 42' 30"	322.50
北緯 39° 04' 56"	

(注) 位置は、市本庁舎の位置。

### 第3 気候

気候は、温暖湿潤気候で年平均気温が11℃前後と温暖であり、夏は海風によって涼しく、冬の積雪は少ない状況にあります。

表2 気象状況

年次	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	日照時間 (h)
		平均	最高極値	最低極値			
平成16年	1,438.5	11.9	33.8	-7.1	2.5	72	1,821.3
平成17年	1,224.0	11.1	34.4	-7.2	2.5	73	1,745.1
平成18年	1,812.5	11.2	32.9	-7.8	2.5	75	1,580.5
平成19年	1,486.5	11.9	37.0	-5.2	2.3	74	1,825.3
平成20年	1,408.5	11.4	30.2	-8.3	2.4	72	1,694.2
平成21年	1,559.5	11.7	32.8	-5.5	2.4	69	1,664.1
平成22年	1,820.0	11.9	35.0	-7.3	2.3	71	1,593.4
平成23年※	1,148.0	12.4	35.4	-8.0	2.4	69	1,721.4
平成24年	1,512.0	11.3	34.6	-11.0	2.5	69	1,748.0
平成25年	1,284.5	11.3	33.8	-8.6	2.7	71	1,685.4
平成26年	1,718.5	11.6	35.9	-6.6	2.8	71	1,909.2
平成27年	1,674.5	12.5	37.0	-5.5	2.9	71	1,922.7

資料：大船渡測候所

※ 平成23年は、資料不足値としての公表データ

### 第4 人口と世帯数の推移

本市の人口は、昭和55年をピークに徐々に減少してきています。

表3 人口の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯当り 人口(人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	摘要
		総数	男	女			
昭和40年	10,493	48,626	23,392	25,234	4.63	150.5	第10回国勢調査
昭和50年	12,960	49,675	24,045	25,630	3.83	153.7	第12回国勢調査
昭和60年	14,070	49,041	23,940	25,101	3.48	151.7	第14回国勢調査
平成7年	14,701	46,277	22,417	23,860	3.15	143.2	第16回国勢調査
平成12年	15,017	45,160	21,611	23,549	3.01	139.7	第17回国勢調査
平成17年	15,138	43,331	20,592	22,739	2.86	134.0	第18回国勢調査
平成22年	14,819	40,737	19,412	21,325	2.75	126.0	第19回国勢調査
平成23年	14,412	39,097	18,765	20,332	2.71	120.9	岩手県毎月人口推計
平成24年	14,528	38,942	18,711	20,231	2.68	120.5	岩手県毎月人口推計
平成25年	14,790	38,674	18,613	20,061	2.61	119.7	岩手県毎月人口推計
平成26年	14,980	38,463	18,492	19,971	2.57	119.3	岩手県毎月人口推計
平成27年	14,807	38,058	18,581	19,477	2.57	118.0	第20回国勢調査

資料：市商工課

### 第5 産業の動向

本市における産業は、卸売・小売業が事業所数、就業者数ともに、最も多くなっていますが、そのほかには、自然資源と流通基盤を活用した建設業や製造業が中心となっています。

表4 産業別事業及び従事者数

事業所で行っている産業 (大分類)	平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)
総数	2,623	17,326	1,928	13,374	2,254	15,813
※農林漁業	-	-	-	-	-	-
農業・林業	18	202	17	100	9	54
漁業	14	301	7	124	8	198
※鉱業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	4	104	4	96	5	47
建設業	252	1,814	209	2,095	249	2,319
製造業	199	3,400	143	1,890	177	2,900
電気・ガス・熱供給・水道業	3	45	2	55	3	57
情報通信業	12	85	10	62	18	127
※運輸業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	76	1,053	51	715	59	857
卸売・小売業	784	4,231	543	3,320	603	3,515
金融・保険業	49	348	40	286	41	294
※不動産業	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	176	309	122	268	136	379
学術研究、専門・技術サービ	60	220	51	208	61	245
※飲食店、宿泊業	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	275	1,330	183	939	213	1,059
生活関連サービス業、娯楽業	298	883	208	615	232	701
教育、学習支援業	66	215	45	171	52	136
医療、福祉	131	1,350	116	1,356	140	1,695
複合サービス事業	32	341	25	318	28	328
サービス業 (他に分類されないもの)	174	1,095	151	746	163	902

資料：総務省統計局「平成21年、平成26年経済センサス基礎調査」

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」

(注) 「事業所で行っている産業」は、複数回答につき総数と一致しない。

## 第6 土地の利用状況

本市は約70%が山林、原野で占められ、平坦地が少ないことから丘陵地等の利用が図られています。

表5 土地の利用状況

(平成28年3月31日現在 単位：k㎡)

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
323.00	3.40	7.10	11.00	222.82	2.31	7.48	68.89

資料：市税務課（平成28年度概要調査）

表6 土地の利用規制の状況

区 分			面積 (ha)	構成比 (%)	区 分			面積 (ha)	構成比 (%)
総 面 積			32,330		自然公園地域	国立公園	第1種	26	1.6
						第2種	232	14.0	
						第3種	1,401	84.4	
						小 計	1,659	100.0	
						県立公園	第1種	40	1.1
						第2種	205	5.5	
						第3種	3,507	93.4	
						小 計	3,752	100.0	
						計	5,411	16.7	
都市計画区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	151	16.4					
		第1種中高層住居専用地域	58	6.3					
		第2種中高層住居専用地域	43	4.7					
		第1種住居地域	254	27.7					
		第2種住居地域	18	2.0					
		近隣商業地域	58	6.3					
		商業地域	53	5.8					
		準工業地域	110	12.0					
		工業地域	67	7.3					
		工業専用地域	106	11.5					
		小 計		918	100.0				
計			6,941	21.5					
農業振興地域	農用地	田	375	12.0					
		畑	1,164	37.1					
		樹園地	35	1.1					
		農業用施設用地	4	0.1					
		森林原野	1,558	49.7					
		小 計	3,137	100.0					
計			6,314	19.5					

資料：市住宅公園課、市農林課、市観光推進室

表7 国・県道等の状況

路線名		気仙管内 延長(m)	市内分 延長(m)	市内舗装 延長(m)	市内分 舗装率(%)
国 道	45号	73,323.0	56,185.0	56,185.0	100.0
	107号	31,518.1	10,274.2	10,274.2	100.0
	小計	104,841.1	66,459.2	66,459.2	100.0
主 要 地方道	大船渡綾里三陸線	31,535.8	31,535.8	31,535.8	100.0
	大船渡広田陸前高田線	26,107.5	5,580.7	5,580.7	100.0
	小計	57,643.3	37,116.5	37,116.5	100.0
一般県道	上有住日頃市線	10,667.1	6,361.2	6,361.2	100.0
	唐丹日頃市線	12,497.1	12,497.1	12,497.1	100.0
	丸森権現堂線	7,098.2	7,098.2	7,098.2	100.0
	碁石海岸線	4,757.3	4,757.3	4,757.3	100.0
	崎浜港線	5,428.0	5,428.0	5,428.0	100.0
	吉浜上荒川線	10,034.9	10,034.9	10,034.9	100.0
	小計	50,482.6	46,176.7	46,176.7	100.0
合 計		212,967.0	149,752.4	149,752.4	100.0

資料：三陸国道事務所（平成28年4月1日）

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター（平成26年4月1日）

（注）・舗装済には軽防塵舗装を含む。

・国道45号線には三陸縦貫自動車道分を含む（気仙管内28,200m、市内分23,457m）。

表8 市道の状況

年度	統計		路面別内容			
	路線数	延長(m)	未舗装		舗装済	
			延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)
25	1,398	606,338	203,117	33.5	403,221	66.5
26	1,398	605,924	199,950	33.0	405,974	67.0
27	1,437	607,273	198,486	32.7	408,787	67.3

資料：市建設課

## 第7 その他の統計

## 1 ごみ収集状況

当市のごみ収集は、当市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合が行っています。

収集したごみは、中継施設の大船渡地区クリーンセンター(大船渡市猪川町字藤沢口)へ集め、処理施設の岩手沿岸南部クリーンセンター(釜石市大字平田)へ運搬し処理しています。

可燃ごみ収集量は、平成17年度からは減少傾向にありましたが、平成23年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、不燃ごみ収集量については、平成15年度からは減少傾向となっていました。平成23年度に増加し、その後横ばいで推移しています。

収集ごみ以外の、大船渡地区クリーンセンターに直接持ち込まれるごみについては、震災前に比べて減少傾向にあります。

表9 ごみ収集状況

(単位：t)

市町別	平成26年度			平成27年度		
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
合計	9,032 (286)	829	9,860	8,927 (236)	786	9,713
大船渡市	7,966 (221)	696	8,662	7,864 (179)	659	8,524
住田町	1,066 (65)	133	1,198	1,062 (57)	127	1,189

資料：大船渡地区環境衛生組合

(注) ( )内は資源古紙の収集量

## 2 し尿処理状況

し尿は、当市、陸前高田市と住田町で構成する気仙広域連合が所管する気仙広域連合衛生センターで処理しています。し尿は業者委託により、また浄化槽汚泥は許可業者が収集し衛生センターに搬入しています。

し尿の収集量は、公共下水道\*の普及等により、減少傾向となっています。浄化槽汚泥は、平成24年度以降増加傾向となっています。

表10 し尿処理状況

(単位 件数：件 収集量：kg)

市町別	平成26年度				平成27年度			
	し尿		浄化槽汚泥		し尿		浄化槽汚泥	
	件数	収集量	件数	収集量	件数	収集量	件数	収集量
合計	60,398	31,800	3,743	18,731	59,825	31,336	3,997	20,801
大船渡市	40,224	21,268	2,053	9,398	40,503	21,293	2,139	10,487
陸前高田市	16,089	8,294	1,434	8,269	15,356	7,889	1,586	9,247
住田町	4,085	2,238	256	1,064	3,966	2,154	272	1,067

資料：気仙広域連合衛生課

### 3 自動車保有状況

自動車の保有台数は、東日本大震災後に減少しましたが、徐々に震災前の保有台数に戻りつつあります。乗用軽自動車が占める割合が増加しており、乗用車の小型化が進行していると言えます。

表 11 自動車保有台数

(平成 28 年 3 月 31 日現在 単位:台)

総計	乗合自動車	貨物自動車	乗用車	特殊車	軽自動車(乗用)	軽自動車(貨物)	軽自動車(二輪)	軽自動車(三輪)	小型特殊車	原付自転車	二輪小型
34,665	158	3,059	13,406	1,127	8,885	4,902	378	0	806	1,565	379

資料：東北運輸局岩手運輸支局、市税務課

### 4 浄化槽設置状況

浄化槽\*については、以前はし尿のみを処理する単独処理浄化槽、生活排水も併せて処理する合併処理浄化槽が設置されてきましたが、平成 13 年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設はできなくなっています。

なお、住宅及び店舗併用住宅に浄化槽を設置する方に対しては、補助金を交付し、浄化槽のより一層の普及推進を図っています。

表 12 浄化槽設置状況

(単位:基)

構造 年度	単独処理				合併処理						計
	腐敗型	ばっき型	接 触 ばっき型	小計	腐敗型	ばっき型	回 転 板 型	接 触 ばっき型	散 水 ろ 床 型	小計	
平成26年度	80	117	122	319	0	8	0	3,469	3	3,480	3,799
平成27年度	79	114	119	312	0	7	0	3,707	3	3,717	4,029

規模 年度	~20人	21人 ~ 50人	51人 ~ 100人	101人 ~ 200人	201人 ~ 300人	301人 ~ 500人	501人 ~ 1,000人	1,001人 ~ 3,000人	計
	平成26年度	3,250	387	84	54	16	5	2	1
平成27年度	3,482	384	85	54	17	4	2	1	4,029

資料：沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

5 都市公園

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、市街地における良好な生活環境を提供するとともに、緑地広場や植樹帯等を保有し、環境保全機能や緑の景観形成にも資する施設として、昭和54年3月に策定した大船渡市「緑のマスタープラン」や平成14年3月に策定した大船渡市「緑の基本計画」の推進を図るための重要な施設として位置付けられています。

表13 都市公園設置状況

(平成28年3月31日現在)

区分	面積 (ha)	開設年月日	区分	面積 (ha)	開設年月日		
合計	25.41		20. 長崎公園	0.38	S47.3.31		
街区公園	計	7.25	21. 佐野公園	0.26	S50.3.31		
	1. 吉野森公園	0.19	S47.4.1	22. 大田公園	0.18	S50.10.30	
	2. 佐倉里公園	0.15	S47.4.1	23. 大田南公園	0.10	S53.12.25	
	3. 舘下公園	0.17	S48.4.1	24. 上手公園	0.13	S50.11.30	
	4. 御山下公園	0.17	S49.3.31	25. 轆轤石公園	0.07	S63.4.1	
	5. 地ノ森公園	0.16	S44.10.7	26. 石橋前公園	0.25	S63.9.1	
	6. 明神前公園	0.23	S31.10.15	27. 東町公園	0.30	H3.3.25	
	7. 笹崎公園	0.17	S35.4.1	28. みどり町公園	0.36	H5.3.23	
	8. 南笹崎公園	0.24	S44.10.6	29. 諏訪前公園	0.34	H10.4.1	
	9. 永沢公園	0.14	S45.12.26	30. 中井沢公園	0.10	H10.4.1	
	10. 上平公園	0.30	S53.4.1				
	11. 下平公園	0.28	S44.11.1	計	4.17		
	12. 宮ノ前公園	0.18	S45.11.6	近隣公園	1. 天神山公園	2.68	S39.3.25
	13. 富沢公園	0.17	S42.3.30		2. 赤沢公園	0.42	S45.10.21
	14. 台公園	0.17	S42.3.30		3. 下船渡公園	1.07	S55.3.31
	15. 加茂公園	0.59	S31.10.15				
	16. 下権現堂公園	0.21	S53.12.25	計	13.99		
	17. 前田公園	0.23	S49.3.11	都市緑地	1. 盛川河川敷公園	12.90	S58.4.1
	18. 猪川公園	0.20	S53.4.1		2. 石橋前緑地広場	0.02	S63.12.1
19. 赤崎公園	0.83	S43.12.25	3. 鬼越ふれあい公園		1.07	H8.3.29	

資料：市住宅公園課

## 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

### 第1 環境公害行政の経緯

- 1 昭和30年代の急激な産業経済の発展に伴い、公害\*問題が複雑化したことにより、国は昭和42年に公害対策基本法、昭和47年に自然環境保全法を制定しました。

本市においては、公害問題が表面化したのは昭和30年代後半～昭和40年代にかけてであり、工場からの粉じん\*による家屋・農作物の被害や水産加工場からの排水による水産資源の被害などが発生しました。

市ではこうした事態を踏まえ、公害対策審議会の設置（昭和46年）、公害防止協定（現：環境の保全に関する協定）の締結促進（昭和46年～）、公害防止施設の整備促進に係る利子補給制度の着手（昭和47年～平成16年）などにより、公害対策に取り組んできました。さらに、合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度（平成元年度～、現：浄化槽設置整備事業補助金交付制度）、生活雑排水対策実践活動モデル事業の実施（昭和61年度～昭和63年度、平成元年度～平成12年度：快適なまちづくり実践活動推進事業、平成13年度～現：エコライフ推進事業）、公共下水道事業の着手（平成3年）などにより、公共用水域\*の汚濁防止及びごみの減量化・適正処理の推進を図るとともに、県が策定（平成2年度）した「大船渡湾水質管理計画」に基づき、湾浄化を推進してきました。

その後、環境問題は、社会経済活動の拡大に加え、生活雑排水\*による水質汚濁\*やごみの増大などの影響により、多種多様な問題が生じてきたことから、国では、環境基本法を制定（平成5年11月）し、それに伴い本市においても、大船渡市公害防止対策審議会条例を廃止し、平成6年11月に大船渡市環境審議会条例を制定するなど、複雑化する環境問題に対応してきました。

- 2 平成2年に策定された「大船渡湾水質管理計画」は、湾をめぐる環境が大きく変化したことから見直しされることになり、市と県は平成12年11月、新たに「大船渡湾水環境保全計画」を策定しました。この計画は、市民及び行政が連携、協力し、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承することを基本目標としており、平成13年度から平成25年度までを計画期間として推進してきました。平成26年3月には計画を改定し、計画期間を平成26年度から平成35年度までの10ヵ年としました。

また、「大船渡湾水環境保全計画」の目標達成のための具体的な行動に結びつける仕組み等を構築するため、平成16年7月に「大船渡湾水環境保全計画アクションプラン(実行計画)」を策定しました。このアクションプランは、向こう5ヵ年を期間とし、①保全計画の重点施策、②仮説の検証、③市民・事業者が一体となった取り組み、の3つの柱で成り立っていました。その後、平成26年3月の改定に合わせて、実施計画として位置づけ、取り組み状況について毎年度検証しながら進めることとしています。



3 平成3年度から着手している公共下水道事業は、順調に進捗し、平成27年度までには840.3haまで事業認可区域が拡張されています。

4 周りをすべて海に囲まれ、魚介類の消費の多い我が国にとって、海洋汚染は極めて深刻な問題です。

近年、内湾など閉鎖性水域\*における水質汚濁の改善が進まず、全国的にも問題となっていますが、平成5年の水質汚濁防止法の一部改正に基づき、海域の窒素、リンに係る環境基準\*の類型指定が行われることになり、大船渡湾についても平成8年4月に海域Ⅱ類型の指定を受けました。

これにより、大船渡湾については、現在COD\*をはじめとする生活環境項目の全項目について環境基準があてはめられています。

5 平成8年度には、国と県が計画する大船渡港港湾計画と平行して、マリンリフター（空気揚水筒）で水質浄化を図る海域環境創造事業が始まり、10基が設置されました。（平成23年3月11日の東日本大震災の津波により流失）

また、平成9年9月には、大船渡港港湾計画が、漁業関係者の同意を得て本格的に事業着手されました。

6 盛川流域の洪水調節と正常な流水機能の維持、水道水の確保等を目的として、昭和53年の予備調査以来整備事業が進められ、平成10年度より本体工事に着手していた鷹生ダム（規模：堤高77m、堤頂長309m、堤体積30万9千m<sup>3</sup>）は、平成18年10月に竣工しました。

また、ダム周辺に温泉が湧出し、施設建設計画が進められていた五葉温泉も、温泉排水が鷹生川に与える影響を調査した後、漁業関係者や地域住民と環境の保全に関する協定を締結し、平成12年4月に営業を開始しました。

7 ダイオキシン類\*の主な発生源はごみ焼却によるものでしたが、昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）に沿って対策がとられています。

県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生の抑制や最終処分場の確保等適正なごみ処理を推進するため、県内を6ブロックに分けて推進する「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定しました。

本市の属する沿岸南部ブロックでは、平成18年度に陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町とともに「岩手沿岸南部広域環境組合」が設立され、平成23年4月から、岩手沿岸南部クリーンセンターの竣工により、広域ごみ処理が開始されました。

本市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合の大船渡地区クリーンセンターは、ダイオキシン類対策と施設の老朽化により、平成12年3月にごみ焼却施設は廃止され、処理先へ運搬するための積込中継施設として稼動しています。処理先は、平成12年4月から平成23年3月までは釜石市清掃工場、平成23年4月からは、岩手沿岸南部クリーンセンターとなっています。

- 8 地球温暖化\*をはじめとする地球環境問題\*の解決のためには、一人ひとりの取り組みが重要であることから、環境にやさしい暮らし（エコライフ）を地域全体で実践する県のモデル事業が、平成12年11月に立根町の上手地域で実施されました。

これは、各家庭で電気、ガス、水道等の消費を抑える行動を40日間実施した後、二酸化炭素\*削減量を分析、公表するもので、各家庭での実践を通じてエコライフの定着を図ることを目的としており、平成13年度からは本市において「エコライフ推進事業」として、従来実施してきた快適なまちづくり実践活動推進事業を発展させた形で、市内各地域で実施してきました。平成28年度からは、希望する市内の小学校5・6年生を対象に実施しています。

- 9 市民の環境に対する意識が急速に高まりつつある中、環境保全に向けた行政の協働が求められています。そのため、本市においても、平成13年度から施行している「環境基本条例」や平成14年度に策定した「環境基本計画」で、方針や目的、目標、体制などを明確にし、環境施策を推進しました。

平成25年1月には、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする「第2次環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡」を目指して推進しています。

- 10 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」実現への取り組みが、重要となってきています。そのため、市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを分別・収集し、これらを再資源化する試験的な取り組みを、一般廃棄物試験分別収集事業として、平成21年10月から赤崎町の一部地域（中井一区、中井二区、沢田、佐野、宿、後ノ入、大洞、生形、山口、大立、永浜）で実施しました。

平成23年3月11日の東日本大震災の津波で、再資源化する工場である太平洋セメント株式会社大船渡工場が被災したため中断しましたが、施設の復旧等、実施できる状況が整ったことから、平成23年11月に再開しています。

現在は、盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町を加えた、市内の約半数の世帯を対象として実施しています。

- 11 平成23年3月11日に東日本大震災\*が発生し、甚大な被害を受けました。市内には大量の災害廃棄物が発生するとともに、大船渡湾口防波堤の倒壊、湾内に設置していたマリニリフ

ターの流失、公共下水道処理施設(浄化センター)、漁業集落排水処理施設やし尿処理施設の浸水など、本市の環境に関連する施設も、多大な被害を受けました。

こうしたことから、岩手県災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を進め、処理計画期間である平成26年3月までに処理を完了しました。

また、し尿処理施設は平成24年4月に、公共下水道処理施設は平成25年3月に復旧し、平成29年3月には、大船渡湾の水質に配慮した新たな湾口防波堤の復旧工事が完了しました。

表 14 環境公害行政のあゆみとできごと

年 月 日	記 事
昭和	
29. 4	○清掃法公布
31. 4	○都市公園法公布
33. 4	○下水道法公布
38. 3	○大船渡市公害防止対策委員会設置
40. 10	○塵芥処理場完成
40. 11	○し尿処理場完成
42. 7. 2	○大船渡湾口防波堤完成
42. 8	○公害対策基本法公布
43. 6	○大気汚染防止法公布 ○騒音規制法公布
44. 10. 17	○大船渡市公害防止対策事務処理規程施行
45. 6. 1	○総務課に公害係設置
45.	○大船渡湾養殖貝類異常へい死原因調査（岩手県）
45. 12	○水質汚濁防止法公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46. 4	○永浜水面貯木場完成
46. 6. 1	○悪臭防止法公布 ○公害行政担当課として新たに公害交通課設置
46. 12. 1	○大船渡市公害対策審議会条例公布
47. 4. 18	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、盛川は河川A類型、大船渡湾は海域A類型に指定される
47. 6. 16	○公害防止資金利子補給規則公布
47. 10	○自然環境保全法公布
48. 3. 30	○岩手県公害防止条例により、騒音規制地域の指定告示なる
48.	○大船渡湾富栄養対策調査
49. 3. 18	○悪臭防止法により、悪臭規制地域の指定告示なる
49.	○大船渡湾内養殖漁業場環境改善対策調査（水産庁） ○環境大気常時監視測定開始（岩手県）
50. 8. 1	○機構改革により課名が環境課となる
50.	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、吉浜川は河川AA類型、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾は海域A類型に指定される ○岩手県における腸チフスの疫学的研究（岩手県）
51.	○大船渡湾における堆積物の調査（岩手県）
51. 6	○振動規制法公布
52.	○大船渡湾における生活排水の影響調査（岩手県）
54. 3. 16	○振動規制法により、振動規制地域の指定告示なる
54. 6	○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
54. 10. 29	○大船渡湾水質・環境リモートセンシング（岩手大）
54.	○大船渡湾麻ひ性貝毒化機構究明調査（岩手県）
55. 1	○野々田地区港湾整備事業開始
55. 4	○機構改革により課名が生活環境課となる
55. 6	○漁場改良復旧基礎調査（水産庁）
55. 7. 3	○大船渡市雑排水簡易浄化槽設置指導要綱制定

年 月 日	記 事
昭和	
55. 11	○小野田セメント大煙突完成
56. 8～57. 3	○大気環境調査「石灰利用施設周辺地域」（環境庁）
57. 8～58. 2	○大気環境調査「貯炭場周辺地域」（環境庁）
58. 5	○浄化槽法公布
58. 7. 4～8. 28	○大気常時測定局再起置検討調査（岩手県）
59. 12	○スパイクタイヤによる道路粉じん調査開始
60. 4	○機構改革により課名が保健環境課となる ○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設事業着手
60. 8	○新し尿処理場整備事業開始
61. 8. 1～9. 30	○旭町地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（岩手県指定）
62. 6	○大船渡湾水質管理計画策定開始（岩手県）
62. 8. 1～9. 30	○須崎川流域生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
62. 9	○新し尿処理場完成（気仙地区衛生センター）
63. 5	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
63. 8. 1～9. 30	○北・南笹崎地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
平成	
元. 4	○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設供用開始
元. 9. 26	○大船渡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱告示
元. 11. 1～2. 3. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（吉野町、長安寺、小細浦）
2. 3	○大船渡湾水質管理計画策定（岩手県）
2. 5. 28	○大船渡市環境保全連絡協議会設立
2. 6	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
2. 6～9	○水生生物*観察事業の拡充実施
2. 7. 1	○大船渡湾水質管理計画推進本部設置
2. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（上手、長谷堂、佐野、平、富沢 2区）
3. 1. 17	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第 5 条第 1 項の指定地域に指定
3. 1. 22	○大船渡湾水質管理計画推進協議会設置
3. 4. 1	○指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止となる
3. 4	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
3. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（峯岸、上富岡、関谷、田谷、永沢、上木町、生形）
3. 7. 11	○大船渡市公共下水道事業認可
3. 11. 20	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
4. 6	○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
4. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（木町、下船渡、内田、赤崎町中井、下久名畑、町場、鷹生）
4. 10	○岩手の景観保全と創造に関する条例公布
5. 3. 30	○大船渡港清掃船「さんご丸」完成、進水（岩手県）
5. 4. 1	○清掃船「さんご丸」大船渡港に配備
5. 6. 3	○須崎川清流化対策推進協議会設立
5. 8. 1	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
5. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（本町、中央通、神坂、沢田、上久名畑、大畑野、日頃市町宿）

年 月 日	記 事
平成	
5. 11	○環境基本法公布
6. 6	○大船渡湾に係る窒素、燐の環境基準類型指定のための調査事業開始
6. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
6. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（愛宕町、宮ノ前、船河原、赤崎町宿、猪川町大野、平田、平山）
6. 10. 1	○大船渡市公共下水道事業一部供用開始（大船渡町富沢、地ノ森）
	○大船渡市環境審議会条例制定
6. 12. 1	○岩手県沿岸流出油災害対策協議会設立（釜石海上保安部）
6. 12. 21	○大船渡港港湾計画調査（土質調査及び環境調査）開始（運輸省）
7. 1. 15	○細浦地区漁港環境整備事業開始（細浦漁港・水産庁）
7. 3. 31	○悪臭防止法及び同法施行規則の一部改正に伴う規制地域並びに規制基準*告示なる（岩手県）
7. 6	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
7. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
7. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（八幡町、浜町、細浦、後ノ入、上中井、和村、坂本沢）
8. 3. 22	○海域環境創造事業による大船渡湾へのマリニリフター設置が決定（運輸省）
8. 4. 13	○大船渡湾の窒素及び燐に係る環境基準の類型指定告示なる（岩手県）
8. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（桜場、須崎、平、蛸ノ浦、下中井、川原、川内）
8. 9. 30	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
9. 3. 27	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業基本計画承認
9. 4	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
9. 4. 17	○大船渡港港湾整備に伴う漁業補償契約締結
9. 6	○環境影響評価法公布
9. 7. 31	○大船渡市環境保全推進協議会設立
9. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山二区、上山、末崎町中野、大洞、前田、下欠、田代屋敷・長岩）
9. 9. 27	○大船渡港多目的国際ターミナル着工
9. 11. 6	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（98ha⇒203ha）
10. 3	○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例施行
10. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設事業着手
10. 6	○特定家庭用機器再商品化法公布
10. 7. 1	○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規定による地域指定の一部改正
10. 7	○岩手県環境影響評価条例公布
10. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山一区、南町、小田、山口、下権現堂、菅生、石橋）
10. 10. 1	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業着工
10. 10	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
10. 10. 12	○鷹生ダム本体工事着工
10.	○越喜来湾に窒素及び燐に係る環境基準（海域Ⅱ類型）指定告示なる（岩手県）
11. 7	○ダイオキシン類特別措置法公布
11. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（御山下、茶屋前、梅神、永浜、下富岡、久保、板用）
12. 4. 1	○釜石市と廃棄物共同処理事業開始

年 月 日	記 事
平成	
12. 5	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布
12. 6	○循環型社会形成推進基本法公布 ○食品循環資源の再利用等に関する法律公布 ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布
12. 7. 19	○大船渡地区クリーンセンター（一般廃棄物積込中継施設）竣工
12. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（盛雇用住宅、台町、小河原、清水、新道、上手、甲子）
12. 11	○大船渡湾水環境保全計画策定
12. 11. 1～12. 10	○エコ・ライフ推進モデル事業実施（上手地域）（岩手県指定）
12. 11. 10～11. 12	○大船渡湾浄化フェア 2000 開催（サン・リアショッピングセンター）
12. 11. 20	○ “ ” （大船渡商工会議所）
12. 12. 28	○大船渡市環境施策推進会議設置
13. 2. 26	○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
13. 4. 1	○大船渡市環境基本条例施行
13. 4	○砂子浜・千歳地区漁業集落排水処理施設事業着手
13. 10～14. 2	○エコライフ推進事業実施（上木町、地ノ森一区、末崎町中井、佐野、長谷堂団地、平田、小通）
13. 10. 27～10. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
13. 11. 2	○大船渡港内で油流出事故発生
13. 11. 15	○大船渡市と旧三陸町が合併し新生大船渡市誕生、三陸支所市民生活課が三陸町地区の環境行政担当課となる
13. 12	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（略称：生活環境保全条例）公布（岩手県）
14. 2. 21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡商工会議所：環境懇談会）
14. 5. 29	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（203ha⇒397.9ha）
14. 5	○土壌汚染対策法公布
14. 7	○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
14. 10～15. 2	○エコライフ推進事業実施（旭町、富沢一区、西館、生形、長谷堂、田谷、大森、小石浜、甫嶺、後山）
14. 10. 26～10. 27	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
14. 12	○循環型社会の形成に関する条例公布（岩手県）
15. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラホール：環境懇談会）
15. 3	○新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布（岩手県） ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布（岩手県） ○岩手県産業廃棄物税条例公布
15. 3. 7	○大船渡市環境基本計画策定
15. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
15. 10～16. 2	○エコライフ推進事業実施（吉野町、地ノ森二区、門之浜、赤崎町中井、下久名畑、町場、長安寺、砂子浜、泊（越喜来）、大野（吉浜））
15. 10	○岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例公布
15. 10. 25～10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
16. 2. 27	○ “ ” （シーパル大船渡：環境懇談会）
16. 4	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が三陸支所総務課となる

年 月 日	記 事
平成	
16. 7	○大船渡湾水環境保全計画アクションプラン策定
16. 10～17. 2	○エコライフ推進事業実施（木町、赤沢、小細浦、長崎、上久名畑、大畑野、平山、野形、浦浜東、扇洞）
16. 10. 23～10. 24	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
17. 1	○大船渡湾水環境の保全に関する標語コンクール実施（応募作品 715 点）
17. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラアホール：環境セミナー）
17. 4. 1	○蛸ノ浦地区（一部）・砂子浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
17. 10～18. 2	○エコライフ推進事業実施（本町、明土、泊里、沢田、上富岡、和村、関谷、小路、下通）
17. 10. 16	○大船渡湾浄化フォーラム開催（シーパル大船渡：環境セミナー）
17. 10. 22～10. 23	○ ” ” （大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 2. 26	○環境活動発表会開催（カメラアホール）
18. 4	○環境大気常時監視測定局見直しに伴い、茶屋前局での二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*の測定が中止され、二酸化窒素*のみの測定となる（岩手県）
18. 5	○第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
18. 10～19. 2	○エコライフ推進事業実施（愛宕町、地ノ森一区、碁石、赤崎町宿、猪川町大野、上手、日頃市町宿、石浜、崎浜、根白）
18. 10. 21～10. 22	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 11. 12	○ ” ” （大船渡商工会議所：環境フォーラム 2006）
19. 3. 30	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（397. 9ha⇒666. 2ha）
19. 10～20. 2	○エコライフ推進事業実施（八幡町、浜町、三十刈、合足、上中井、下欠、川内、田浜、仲区、千歳）
19. 10. 20～10. 21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
19. 10. 26	○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場）
20. 7. 24	○海のシンポジウム開催（大船渡プラザホテル：海フェスタ）
20. 7. 25	○大船渡港流出油災害対策訓練（野々田埠頭：海フェスタ）
20. 8. 19～10. 26	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
20. 10～21. 2	○エコライフ推進事業実施（桜場、須崎、山根、後ノ入、下権現堂、川原、鷹生、港、西区、中通）
20. 10. 25～10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
20. 10. 28	○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場）
21. 1. 31	○けせん環境フォーラム開催（リアスホール）
21. 10	○一般廃棄物試験分別収集事業開始（赤崎町内（蛸ノ浦地区除く））
21. 10～22. 2	○エコライフ推進事業実施（田茂山一区、田中、船河原、大洞、上久名畑、久保、坂本沢、岩崎、浦浜南、上通）
21. 10. 23～11. 20	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
21. 10. 24～10. 25	○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館）
21. 10. 27	○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場）
21. 11. 14	○けせん環境フォーラム開催（リアスホール）
22. 4	○崎浜地区漁業集落環境整備事業着手
22. 10	○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（赤崎町、猪川町の一部（下富岡、上富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井）、立根町）
22. 10～23. 3	○エコライフ推進事業実施（田茂山二区、明神前、峯岸、清水、新道、菅生、板用、宮野（西、東）、上甫嶺、増館）
22. 10. 1～10. 30	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施



年 月 日	記 事
平成	
22. 10. 23～10. 24	○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館）
22. 10. 28	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
23. 1. 29	○けせん環境フォーラム開催（住田町農林会館）
23. 3. 11	○東日本大震災
	○一般廃棄物試験分別収集事業中断
23. 3	○岩手沿岸南部クリーンセンター竣工
23. 4. 11	○岩手沿岸南部クリーンセンター操業開始
23. 11. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業再開
24. 3	○環境大気常時監視測定局が、茶屋前局から猪川町局に変更（岩手県）
	※茶屋前局は、東日本大震災の津波により被災し、測定不能の状態であった。
24. 4. 1	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が改正され、地域の指定等の事務が岩手県から一般市（当市を含む。）に委譲となる。
	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が総務部三陸支所となる。
	○気仙広域連合衛生センター復旧
24. 10. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町）
24. 10～25. 3	○エコライフ推進事業実施（御山下、下船渡、中野、佐野、前田、平田、田代屋敷、野々前、白浜、大野）
25. 1. 31	○第2次大船渡市環境基本計画策定
25. 10～26. 3	○エコライフ推進事業実施（吉野町、屋敷、小田、永浜、下富岡、田谷、石橋、小石浜、扇洞）
25. 11. 26～12. 6	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
26. 3	○大船渡湾水環境保全計画改定
	○災害廃棄物の処理が完了
26. 10. 25～11. 11	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
26. 9～27. 3	○エコライフ推進事業実施
27. 12. 4～12. 10	○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施
27. 10～28. 3	○エコライフ推進事業（木町、南笹崎、門之浜、山口、下久名畑、川原、小通、小路、根白）

表 15 公害防止協定・環境保全協定等締結状況

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
1	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S46. 5. 17	
2	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S46. 5. 19	立会人 日頃市町石橋衛生組合
3	大船渡湾冷凍水産物加工業協同組合	三漁協 (現 大船渡市漁業協同組合)	協定	S46. 8. 12	立会人 大船渡市
4	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 2. 21	立会人 市衛生組合連合会 赤崎町後ノ入公民館
5	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 3. 22	立会人 鷹生公民館
6	(株) ナック (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 4. 17	立会人 立根町衛生組合連合会 立根地区公民館
7	佐々木 隆	大船渡市	協定	S51. 11. 24	立会人 石橋公民館
8	鬼丸採石所	大船渡市	協定	S54. 5. 2	立会人 坂本沢公害防止対策委員会
9	岩手資源開発(株)	大野地域公民館	協定	S55. 12. 5	立会人 大船渡市
10	(株) 甘竹ナック (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S61. 5. 30	立会人 立根地区公民館
11	大船渡タイハイフード(株)大船渡工場 (現 タイハイ(株)フード事業部大船渡工場)	大船渡市	協定	H元. 10. 9	立会人 赤崎町清水地域契約会 赤崎漁業協同組合
12	(株) アマタケ	大船渡市	協定	H2. 3. 30	立会人 盛川漁業協同組合
13	大船渡アスコン	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H5. 7. 9	
14	坂井マリン(株)	大船渡市 後ノ入地域公民館	協定	H5. 10. 13	
15	(株) 佐賀組	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H8. 3. 14	
16	(株) 三栄工業所	大船渡市	協定	H8. 9. 17	
17	大船渡地区環境衛生組合 大船渡市	大船渡地区ゴミ焼却施設対策協議会	覚書	H10. 8. 31	
18	五葉温泉(株) (現 五葉地域振興(株))	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会)	協定	H11. 3. 2	立会人 大船渡市
19	五葉地域振興(株)	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会)	覚書	H12. 3. 13	立会人 大船渡市
20	太平洋セメント(株)大船渡工場	大船渡市	協定	H15. 4. 17	立会人 赤崎地区振興協議会
21	中村建設(株)	大船渡市	協定	H16. 9. 27	立会人 越喜来小峠地区 越喜来浦浜西区 越喜来泊区 越喜来漁業協同組合
22	龍振鋳業(株)	大船渡市	協定	H16. 12. 21	
23	鎌田水産(株)	大船渡市	協定	H17. 2. 28	立会人 大船渡市漁業協同組合
24	佐々木モータース	大船渡市	協定	H17. 3. 15	
25	(有) アトラス (現 (株) アトラス)	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H17. 6. 29	

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
26	(株) 岩手環境保全	大船渡市	協定	H18.2.28	立会人 立根地区公民館 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合
27	(有) C S	日頃市地区公民館 宿地域公民館 関谷地域公民館	協定	H18.8.31	立会人 大船渡市
28	理研食品(株)	末崎地区公民館 峰岸地域公民館 大船渡市漁業協同組合	協定	H18.12.8	立会人 大船渡市
29	(有) コウ (現(株)コウ)	盛地区公民館 田茂山二区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H19.10.22	立会人 大船渡市
30	(株) 大船渡資源	盛地区公民館 八幡町地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H20.7.28	立会人 大船渡市
31	(株) 大船渡資源	大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H21.12.7	立会人 大船渡市
32	(株) 岩手環境保全	大船渡市 盛川漁業協同組合 立根地区公民館 和村地域公民館 日頃市地区公民館 小通地域公民館	協定	H22.3.18	
33	(株) 阿部長商店	大船渡地区公民館 中央通町内会 台町地域公民館	協定	H22.9.1	立会人 大船渡市
34	(株) 大船渡産業	日頃市地区公民館	協定	H24.3.22	立会人 大船渡市
35	(株) アマタケ	大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 地ノ森二区地域公民館	協定	H24.10.1	立会人 大船渡市
36	元正榮北日本水産(株)	石浜方正会 綾里漁業協同組合	協定	H25.11.1	立会人 岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター 大船渡市
37	(株) 泰興商事	大船渡市	協定	H27.3.2	

表 16 浄化槽設置状況調（補助金交付基数）

【三陸町を除く地区】

（単位：基）

年度	区分	盛	大船渡	末崎	赤崎	猪川	立根	日頃市	合計
H元	新 築	81	162	96	120	164	179	55	857
	増改築	27	65	161	79	93	56	70	551
17	年 計	108	227	257	199	257	235	125	1,408
18	新 築	—	5	11	3	19	14	5	57
	増改築	—	1	6	8	6	2	7	30
	年 計	—	6	17	11	25	16	12	87
19	新 築	—	2	10	2	6	6	2	28
	増改築	—	1	13	4	2	4	3	27
	年 計	—	3	23	6	8	10	5	55
20	新 築	—	0	7	1	11	10	1	30
	増改築	—	0	13	2	7	2	3	27
	年 計	—	0	20	3	18	12	4	57
21	新 築	—	0	7	1	13	7	1	29
	増改築	—	0	8	0	3	1	7	19
	年 計	—	0	15	1	16	8	8	48
22	新 築	—	0	4	1	8	10	2	25
	増改築	—	0	10	1	1	1	3	16
	年 計	—	0	14	2	9	11	5	41
23	新 築	—	5	5	7	12	16	3	48
	増改築	—	4	9	1	3	1	5	23
	年 計	—	9	14	8	15	17	8	71
24	新 築	—	10	35	16	25	46	4	136
	増改築	—	1	5	4	3	7	2	22
	年 計	—	11	40	20	28	53	6	158
25	新 築	—	15	35	31	28	24	5	138
	増改築	—	1	11	3	5	11	5	36
	年 計	—	16	46	34	33	35	10	174
26	新 築	—	9	47	10	13	34	4	117
	増改築	—	2	12	3	0	3	4	24
	年 計	—	11	59	13	13	37	8	141
27	新 築	—	8	98	14	4	27	3	154
	増改築	—	1	11	2	1	3	1	19
	年 計	—	9	109	16	5	30	4	173
合 計		108	292	614	313	427	464	195	2,413

【三陸町地区】

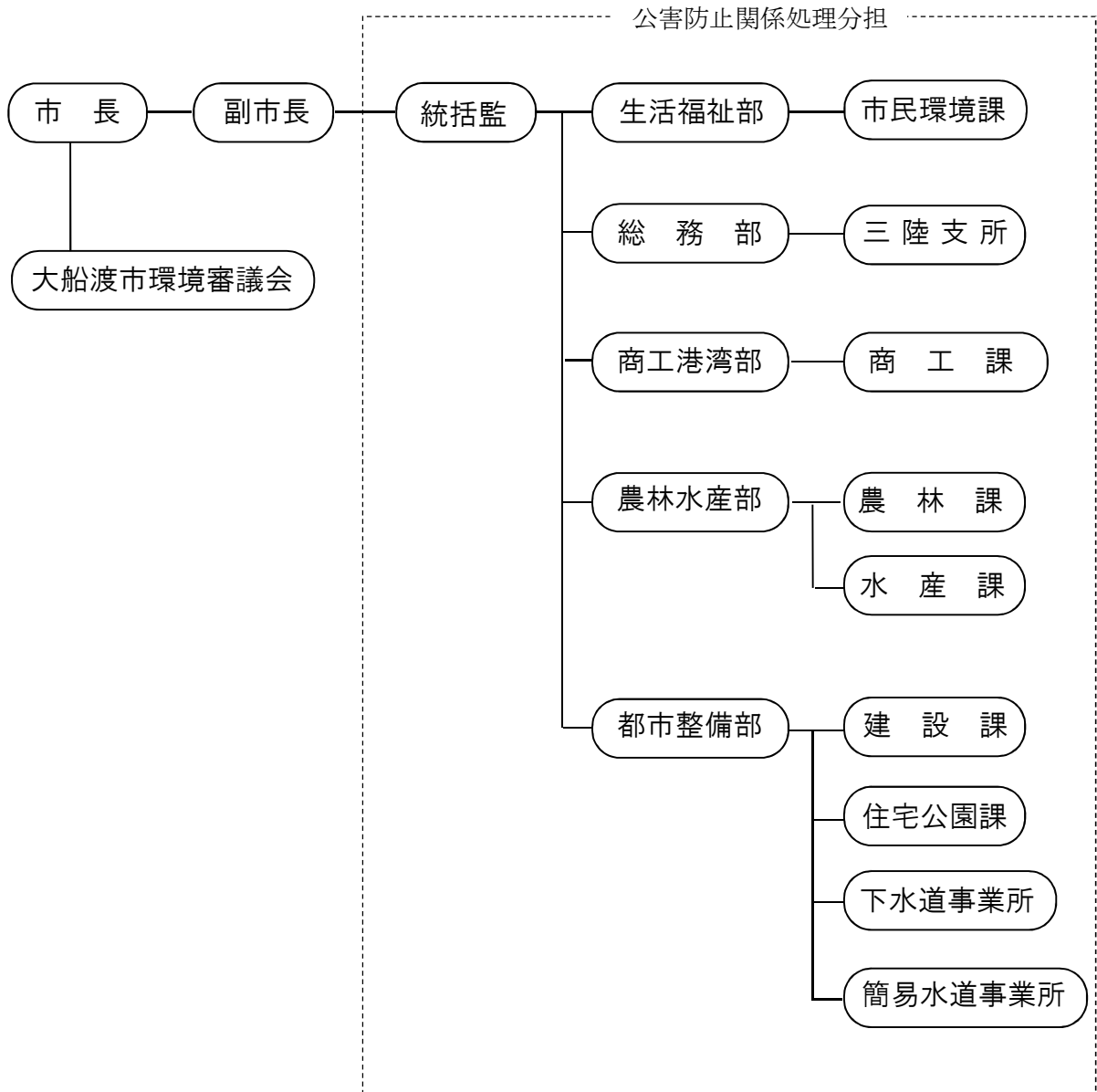
（単位：基）

年度 人槽	H3～21	22	23	24	25	26	27	合計
5	28	2	5	13	8	36	22	56
6～7	249	18	8	38	27	35	30	405
8～10	174	0	1	3	1	2	2	183
11～50	15	0	0	0	0	0	0	15
合計	466	20	14	54	36	73	54	590

資料：市下水道事業所

## 第2 環境公害行政組織と処理分担

### 1 組織



2 処理分担

課名	公害防止関係処理分担事項
生活福祉部 市民環境課	1. 公害防止対策の総合的企画及び連絡調整に関する事 2. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関する事 3. 騒音、振動及び悪臭の規制及び防止に関する事 4. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための調査、監視及び指導に関する事
商工港湾部 商工課	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
農林水産部 農林課	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
農林水産部 水産課	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
都市整備部 建設課	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
都市整備部 住宅公園課	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
都市整備部 下水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
都市整備部 簡易水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関する事
総務部 三陸支所	1. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関する事 2. 公害の防止及びその指導に関する事

資料：大船渡市行政組織規則（平成11年3月29日規則第7号）

### 第3 大船渡市環境審議会

環境問題への対策は、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な判断を要請されます。

このため、公害対策基本法において市町村公害対策審議会を設置できることとなり、本市は昭和46年12月に大船渡市公害対策審議会条例を制定後、審議会を設置し、公害防止対策に関する基本事項について、調査及び審議を行いました。

その後、国では環境問題の構造変化を踏まえ、公害対策基本法を見直して新たに環境基本法を制定しました。

これに伴い、本市においても大船渡市公害対策審議会条例を廃止して、平成6年10月に大船渡市環境審議会条例を制定し、さらに、大船渡市環境審議会条例を廃止して、平成13年3月に大船渡市環境基本条例を制定し、大船渡市環境審議会を設置しています。

審議会委員は、本条例に基づき委員20名以内により組織し、学識経験を有する者、環境、産業等に関する団体に属する者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱します。現在は、学識経験を有する者8名、環境、産業等に関する団体に属する者10名、公募で選任された者2名の20名で構成しています。

平成26・27年度においては、大船渡市の環境公害測定や大船渡市地球温暖化対策推進実行計画、大船渡市環境基本計画に係る事業実施状況、東日本大震災に係る対応状況などについて審議しました。

## 第3章 第2次大船渡市環境基本計画（概要抜粋）

### 第1 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の背景

本市では、平成13年4月に環境の保全及び創造について、基本理念、市民・事業者・市の責務、施策の基本となる事項などを定めた大船渡市環境基本条例を施行しました。平成15年3月には、この条例の基本理念を実現するため、計画期間を平成15年度から24年度までとする大船渡市環境基本計画を策定し、計画を推進してきました。

第2次大船渡市環境基本計画は、前計画期間中に生じた本市を取り巻く様々な状況の変化などを踏まえて、平成25年度からの長期的な目標と施策の方向などを示すとともに、市民・事業者・市の各主体の自主的行動と協働によって、これらを総合的・計画的に推進するものです。

#### 2 基本理念

本計画は、環境基本条例第8条に基づくものであり、同条例第3条に掲げる以下の5つの基本理念の実現に向けて中心的な役割を担います。

- ・ 恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築
- ・ 恵まれた快適な環境を将来の世代に継承
- ・ 環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会の構築
- ・ 地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携
- ・ あらゆる事業活動及び日常生活における積極的な地球環境保全

#### 3 計画の性格

本計画は、大船渡市総合計画（平成23～32年度）を環境分野から実現していくための基本計画として、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、それらの総合的・計画的な推進と具体的な事務事業の実施を図ります。

また、環境面の長期的・総合的観点から、大船渡市復興計画（平成23～32年度）や各行政分野の計画、方針などとの連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくための、環境の指針となるものです。

#### 4 望ましい環境像

大船渡市環境基本条例の基本理念と、大船渡市総合計画の将来都市像を踏まえながら、本計画がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

**自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡**



## 5 基本目標

望ましい環境像を具体化していくために、「生活環境の保全」「自然環境との調和」「環境共生型の暮らし」「各主体の行動」の4つの視点から基本目標を掲げます。

### 基本目標1「市民が安心してくらすきれいな生活環境をめざします」

市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つことに加えて、身近な生活環境について汚染物質の影響や不快な音・臭気などに悩まされることのないようにしていくことが不可欠です。

そのため、日常生活を取り巻く環境について、市民が安心してくらすことのできる、きれいで良好な状態を保っていくまちをめざします。

### 基本目標2「自然環境と調和し快適にくらすまちをめざします」

三陸地域の自然は、時に災害を起こす厳しい面をもつ一方で、産業や生活へ多大な恩恵をもたらしており、歴史・文化と相まって魅力的な景観をなしています。また、多種多様な動植物が自然生態系の広大なネットワークを形成しており、全国的にも貴重な自然環境を有しています。このことは、市民が共有する地域の財産といえます。

そのため、自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用し、また景観や自然生態系を良好に保ちながら、市民の快適な暮らしを支えていくまちをめざします。

### 基本目標3「地球環境に配慮した環境共生型の暮らしをめざします」

私たちは生活や産業で毎日多くの資源・エネルギーを利用しており、そこから発生する廃棄物や二酸化炭素などが要因（環境負荷）となって、環境汚染や地球温暖化などの環境問題を悪化させています。その解決には、生活様式や産業活動、社会経済のあり方を変えていくとともに、環境負荷を減らす技術を開発、導入していく必要があります。

そのため、資源・エネルギーの利用と環境問題との関連について、市民・事業者・市のみんなが認識し、地球環境に対する配慮と対策に努め、環境共生型の生活と産業が営まれるまちをめざします。

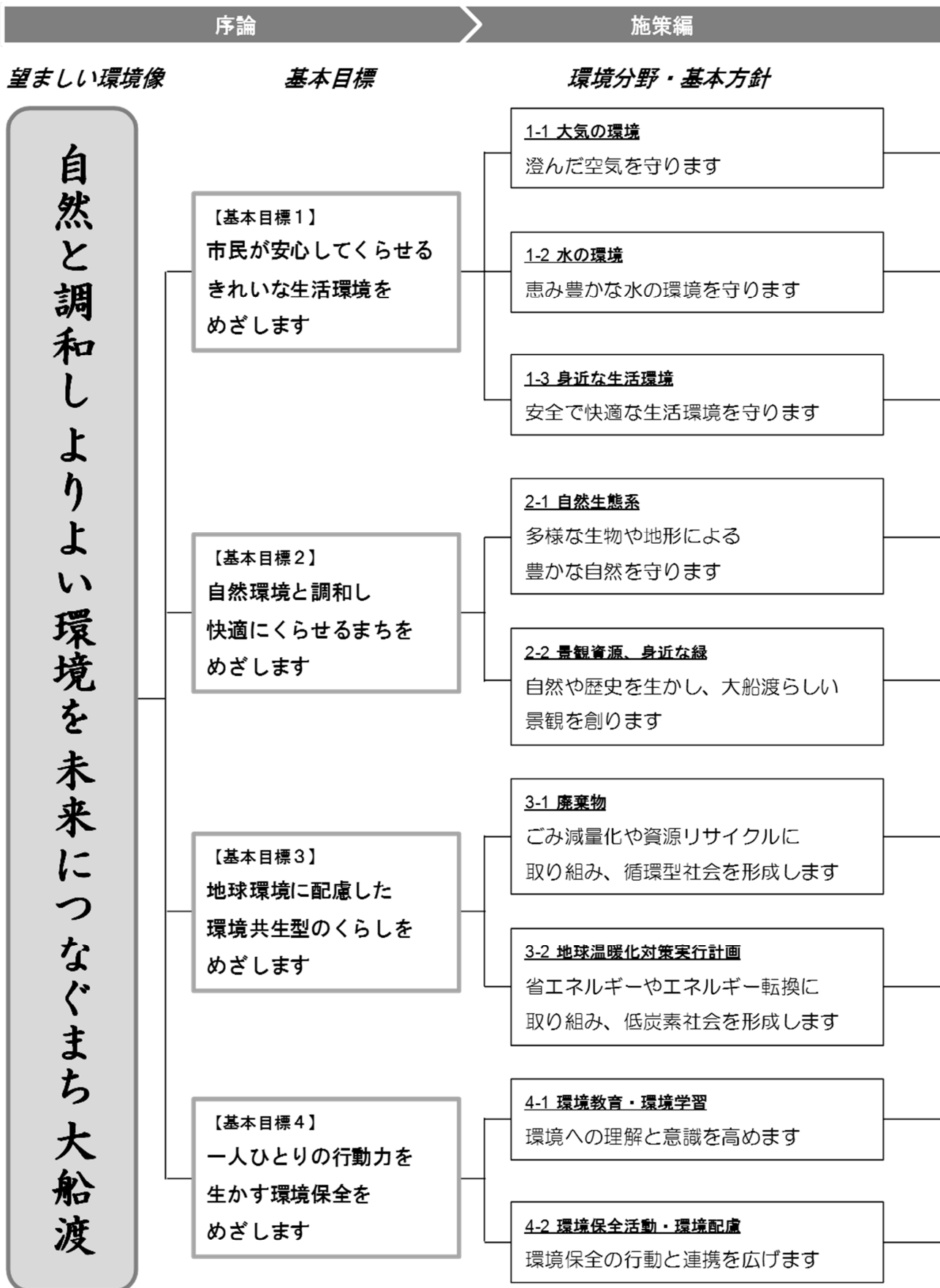
### 基本目標4「一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします」

今日の環境問題は複雑、多様で、その要因は生活や産業のあらゆる場面にあることから、環境保全に向けた一人ひとりの意識の高まりと正しい知識、自主的、積極的な行動が求められています。

そのため、市民・事業者・市のみんなが環境について理解を深め、環境への配慮を実践するまちをめざします。

第2 計画の構成

望ましい環境像の下に、計画を体系的に構成します。



施策編 → 行動指針編 → 推進編

施策の方針

	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大気環境の監視</li> <li>②工場・事業場対策</li> <li>③自動車排ガス対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水環境の監視・汚濁事故対策</li> <li>②生活系排水対策</li> <li>③産業系排水対策</li> <li>④水源保全・水質浄化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①騒音・振動、悪臭対策</li> <li>②有害化学物質対策</li> <li>③放射線影響対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①希少な自然の保護</li> <li>②里地・里山・里海の保全</li> <li>③有害鳥獣・外来生物対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自然・歴史景観の活用</li> <li>②緑化の普及・啓発</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①3Rの推進</li> <li>②廃棄物の適正処理</li> <li>③環境美化の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化に関する啓発</li> <li>②省資源・省エネルギーの普及</li> <li>③環境負荷の小さいエネルギーの普及</li> <li>④市の率先行動</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境教育の推進</li> <li>②人材育成と情報提供</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境保全活動の推進</li> <li>②日常生活における環境配慮の推進</li> <li>③事業活動における環境配慮の推進</li> <li>④開発事業における環境配慮の推進</li> </ul>

市民・事業者の日常的な環境配慮行動

3Rの実践

エコライフの実践

エコオフィスの実践

エコドライブの実践

計画の推進及び進行管理

計画の推進体制

計画の進行管理

### 第3 施策の方針

基本目標の実現に向けて、環境分野ごとの基本方針と施策の方針を示します。

#### 1-1 大気環境

【基本方針】澄んだ空気を守ります

##### ①大気環境の監視

- ・大気の常時監視測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・測定結果の公表

##### ②工場・事業場対策

- ・工場・事業場の監視
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発

##### ③自動車排ガス対策

- ・エコカーの普及
- ・エコドライブの啓発
- ・道路沿道緑化の推進

#### 1-2 水環境

【基本方針】恵み豊かな水の環境を守ります

##### ①水環境の監視・汚濁事故対策

- ・公共用水域の水質測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・測定結果の公表
- ・水質汚濁事故の未然防止
- ・水質汚濁事故発生時の緊急連絡及び処理体制の充実強化

##### ②生活系排水対策

- ・公共下水道の整備
- ・公共下水道整備区域内における水洗化の促進
- ・公共下水道整備区域外における集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置促進
- ・生活雑排水に関する啓発
- ・生活雑排水対策などの環境保全活動の促進

##### ③産業系排水対策

- ・諸法令に基づく指導
- ・法令による規制を受けない小規模事業場への指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発
- ・農家、畜産農家への環境保全型農業の普及啓発

##### ④水源保全・水質浄化

- ・大船渡湾の水質浄化対策の検討
- ・湾内に流入するごみ対策
- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備
- ・地下水のかん養の促進
- ・地盤沈下への対策

#### 1-3 身近な生活環境

【基本方針】安全で快適な生活環境を守ります

##### ①騒音・振動、悪臭対策

- ・騒音・振動や悪臭の測定
- ・調査・監視体制の充実
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識の啓発、測定結果の公表
- ・野外焼却等の禁止の徹底

##### ②有害化学物質対策

- ・有害化学物質による環境汚染の実態調査
- ・農薬・溶剤などの適正使用や廃棄物処理施設の適正管理の指導
- ・化学物質による土壌・地下水汚染への対策
- ・市民・事業者・行政などの連携による情報の共有化
- ・事業者の自主的な排出抑制対策のための情報の提供

##### ③放射線影響対策

- ・放射線量等の調査と低減措置の実施
- ・市民への情報提供
- ・測定体制と対策の充実

## 2-1 自然生態系

【基本方針】多様な生物や地形による豊かな自然を守ります

### ①希少な自然の保護

- ・野生動植物の生息・生育環境と生態系の保全
- ・地域開発事業実施にあたっての環境保全上の配慮の推進
- ・自然環境に関する情報等の提供と保護意識の啓発
- ・自然環境の調査・研究
- ・土地利用区分、諸法規制等に基づく土地利用の推進

### ②里地・里山・里海の保全

- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備と情報の提供
- ・環境に配慮した農林漁業促進に向けた啓発

### ③有害鳥獣・外来生物対策

- ・有害鳥獣に関する調査研究と適正な個体数管理
- ・特定外来生物への対策
- ・防除・駆除の推進

## 2-2 景観資源、身近な緑

【基本方針】自然や歴史を生かし、大船渡らしい景観を創ります

### ①自然・歴史景観の活用

- ・自然環境を生かした観光地の環境保全整備や美化
- ・三陸復興国立公園や長距離自然歩道の整備と利用の促進
- ・文化財の調査研究、保護・活用等の推進
- ・民俗芸能、祭り、年中行事など伝統的な生活文化の継承
- ・個性ある景観づくりへの歴史的資源の活用
- ・指定文化財の整備活用の検討
- ・図書館・博物館の充実による情報の保存と提

供

### ②緑化の普及・啓発

- ・都市公園の計画的な整備と適切な維持管理
- ・市街地の緑化の推進
- ・親水空間の整備と保全
- ・緑に関する情報提供の推進
- ・市民の緑化活動支援の推進

## 3-1 廃棄物

【基本方針】ごみ減量化や資源リサイクルに取り組む、循環型社会を形成します

### ①3Rの推進

- ・ごみの適正な分別・処理の推進
- ・ごみの減量化・再資源化の検討
- ・市民によるごみの減量化・再資源化に関する活動への支援
- ・3Rに関する情報の提供と意識啓発
- ・市の業務におけるごみの減量化・再資源化の推進

### ②廃棄物の適正処理

- ・ごみ処理施設の適正な管理・運営
- ・ごみ処理の広域化の推進
- ・廃棄物・災害廃棄物の適正処理

### ③環境美化の推進

- ・市民総参加による環境美化、公衆衛生活動の推進
- ・環境美化運動の推進に向けた各種団体との協力
- ・環境美化・公衆衛生活動団体に対する支援
- ・海浜や観光地などの美化
- ・不法投棄の防止対策の推進

### 3-2 地球温暖化対策実行計画

【基本方針】省エネルギーやエネルギー転換に取り組み、低炭素社会を形成します

- ①地球温暖化に関する啓発
  - ・日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素の抑制についての普及啓発
  - ・地球温暖化に関する情報提供
- ②省資源・省エネルギーの普及
  - ・気仙広域環境未来都市計画の推進
  - ・省資源・省エネルギーに関する意識啓発
  - ・市の業務における省エネルギー率先行動の推進
  - ・公共交通機関の利用推進
  - ・二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全
- ③環境負荷の小さいエネルギーの普及
  - ・気仙広域環境未来都市計画の推進
  - ・公共施設等における再生可能エネルギー導入の検討
  - ・二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全
- ④市の率先行動
  - ・市の業務における温室効果ガス削減率先行動の推進

### 4-1 環境教育・環境学習

【基本方針】環境への理解と意識を高めます

- ①環境教育の推進
  - ・学校教育活動全体を通じた環境教育の推進
  - ・地区公民館等が中心となった地域環境教育の推進
  - ・市民への環境に対する意識の啓発
  - ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓発
- ②人材育成と情報提供
  - ・教育機関と連携した指導者育成
  - ・環境教育・環境学習に役立つ地域環境情報の収集・整理・提供

### 4-2 環境保全活動・環境配慮

【基本方針】環境保全の行動と連携を広げます

- ①環境保全活動の推進
  - ・環境保全活動を行う団体に対する支援
  - ・環境保全活動への参加意識の啓発
  - ・地域の環境活動情報の提供
  - ・環境ボランティア団体のリーダー育成
- ②日常生活における環境配慮の推進
  - ・環境にやさしいくらしの情報提供と普及啓発
- ③事業活動における環境配慮の推進
  - ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓発
  - ・事業者と地域との環境保全協定締結の支援
  - ・各種産業の環境と調和の促進
- ④開発事業における環境配慮の推進
  - ・環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価制度の適切な推進
  - ・自然環境保全指針の周知や自然環境情報の収集・提供
  - ・適切な土地利用の促進

## 第4 行動指針

望ましい環境像の実現には、市民・事業者・市の各主体の自主的な環境配慮が必要です。循環型社会づくりに向けた3Rと、日常の生活や事業活動、自動車利用の低炭素化についての行動の指針を示します。

### (1) 3Rの実践

- ① リデュース  
ごみの発生抑制に努めましょう。
- ② リユース  
ものの再利用に努めましょう。
- ③ リサイクル  
廃棄されるものの再資源化に努めましょう。

### (2) エコライフの実践

- ① 冷暖房の効率改善
- ② 自動車依存の抑制
- ③ 給湯の効率改善と節水
- ④ 家電利用の効率改善
- ⑤ 炊事の効率改善
- ⑥ 省エネ型機器などの利用
- ⑦ 地産地消

### (3) エコオフィスの実践

- ① 冷暖房の効率改善
- ② オフィス環境関連
- ③ 通勤・移動関連
- ④ OA機器関連
- ⑤ 家電・水回り関連
- ⑥ 建物・敷地関連
- ⑦ 行動改善

### (4) エコドライブの実践

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ アイドリングストップ
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

第5 環境基本計画の分野別の達成状況

環境の分野	項目・達成目標	H27実績	H34目標	(単位)
大気環境	二酸化窒素の環境基準	0.006	0.04(環境基準)	ppm
	降下ばいじん量(権現堂)	8.9	10.0	t/km <sup>2</sup> /月
	降下ばいじん量(野々田)	6.9	10.0	t/km <sup>2</sup> /月
	公用車に占めるエコカー導入割合	71.07 (前年度比3.83%増)	対前年度以上	%
水の環境	盛川本流権現堂橋のBOD	1.3	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	盛川本流佐野橋のBOD	0.5	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	盛川本流川口橋のBOD	1.0	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	立根川のBOD	0.5	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	吉浜川のBOD	0.5	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	大船渡湾湾奥のCOD	2.1	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	大船渡湾湾央のCOD	1.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	大船渡湾湾口のCOD	1.2	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	大船渡湾の全窒素(湾央)	0.17	0.3(環境基準)	mg/ℓ
	大船渡湾の全リン(湾央)	0.015	0.03(環境基準)	mg/ℓ
	綾里湾湾奥のCOD	1.0	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	綾里湾湾口のCOD	0.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	越喜来湾湾奥のCOD	0.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	越喜来湾湾央のCOD	0.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	吉浜湾湾奥のCOD	0.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	吉浜湾湾央のCOD	0.9	2.0(環境基準)	mg/ℓ
	汚水処理人口	61.5	82.1	%
身近な生活環境	環境騒音	全ての測定値点で環境基準達成	環境基準を達成	-
	空間放射線量の調査と、市民への情報提供	市内9箇所定点測定を週1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。	市内で定点測定を実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表する。	-
	農林水産物などの放射性物質濃度の検査と、市民への情報提供	農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。	農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページなどで公表する。	-
自然生態系	間伐実施面積	40.07	397.0	ha
景観資源、身近な緑	市街地の緑化水準	11.7	15.0	%
廃棄物	1人1日あたりごみ排出量	675	500	g
地球温暖化対策 実行計画	市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量	2,629 (前年度比1.9%減)	対前年度以下	t
	市域における二酸化炭素排出量	7.5 <sup>*</sup> (総排出量362千トン)	平成2年度比で25%削減	%
環境教育・環境学習	青少年の環境保全実践活動等参加団体数	8	30	団体数

※ 環境省の簡易版マニュアルによる全市区町村の推計値。



- 大気環境の目標について  
二酸化窒素、降下ばいじん量の環境基準は、目標が達成されています。  
公用車に占めるエコカー導入割合は、平成25年度実績で目標を達成しています。
  
- 水環境の達成目標について  
大船渡湾奥のCODが環境基準を達成していませんので、目標達成に努めていきます。それ以外の水質については、目標を達成しています。  
汚水処理人口普及率は、61.5%となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
  
- 身近な生活環境の達成目標について  
環境騒音は、平成27年度測定した全ての地点で環境基準値以下となっており、目標を達成しています。  
空間放射線量の調査及び農林水産物などの放射線物質濃度の検査については、継続して測定や検査を実施しており、目標を達成しています。
  
- 自然生態系の達成目標について  
間伐実施面積は40.07haで、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
  
- 景観資源、身近な緑の達成目標について  
市街地の緑化水準は11.7%で、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
  
- 廃棄物の達成目標について  
1人1日あたりごみ排出量は675gで目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
  
- 地球温暖化対策実行計画の達成目標について  
市の行政事務活動における温室効果ガス排出量の平成27年度の総排出量は2,629tで、前年度比1.9%増となっております。  
市域における二酸化炭素排出量は平成2年度比で7.5%削減となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
  
- 環境教育・環境学習の達成目標について  
青少年の環境保全実践活動等参加団体数は8団体となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

## 第2部 環境の現状と対策

---

# 第1章 大気汚染

## 第1 概況

大気汚染は、工場・事業場、自動車などから汚染物質が排出されることによって起こります。二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5)などの汚染物質は高濃度で人の健康に影響を与えることから、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、環境基準\*が定められています。

県では、大気汚染の現況を把握するため、市内1ヵ所で二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の常時監視測定を実施していますが、本市の大気の状態は良好に推移しています。

しかし、大気汚染問題は、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、硫黄酸化物\*や窒素酸化物\*などによる酸性雨、フロンガス\*によるオゾン層の破壊など、国境を越えた地球規模の対策が重要となっています。

## 第2 大気汚染の監視

### 1 二酸化窒素

二酸化窒素は、物が燃えることにより発生する物質で、工場、自動車や家庭の暖房などから排出され、濃度が高くなると喉や肺などの呼吸器系の疾患の原因となります。

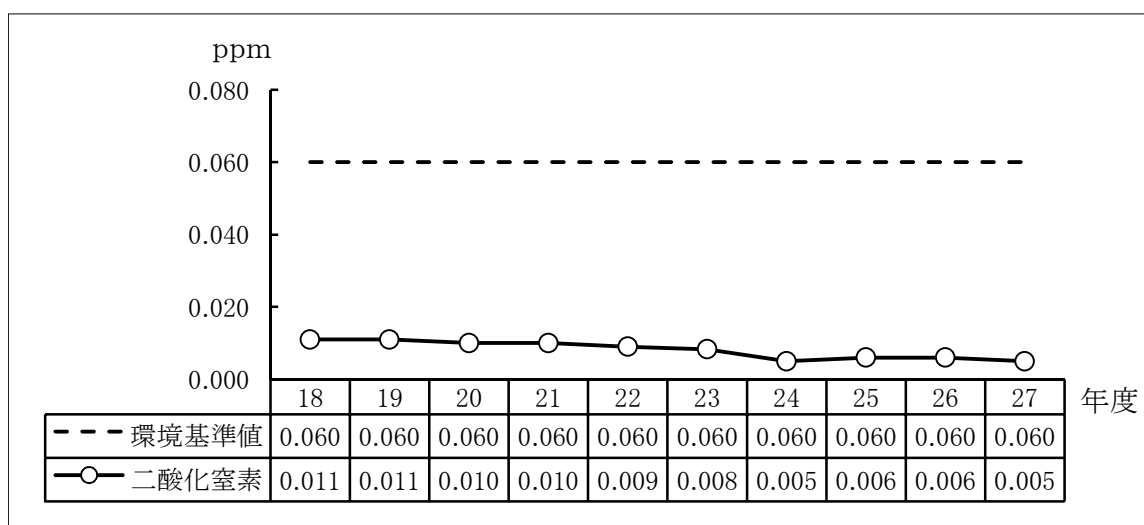
また、酸性雨や光化学オキシダント\*などの原因にもなります。

県では、本市の状態の常時監視測定を、平成23年3月11日までは大船渡町字茶屋前地内で測定していましたが、東日本大震災の津波被害で被災し測定ができなくなったため、平成24年3月から猪川町の県合同庁舎で測定を再開しています。

測定結果は、環境基準を大きく下回っており、良好な数値で推移しています。

図1は、過去10年間の経年変化を示しています。

図1 二酸化窒素の経年変化（年平均値）



(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、平成23年4月から平成24年2月まで未測定のため、平成24年3月の測定値

## 2 降下ばいじん

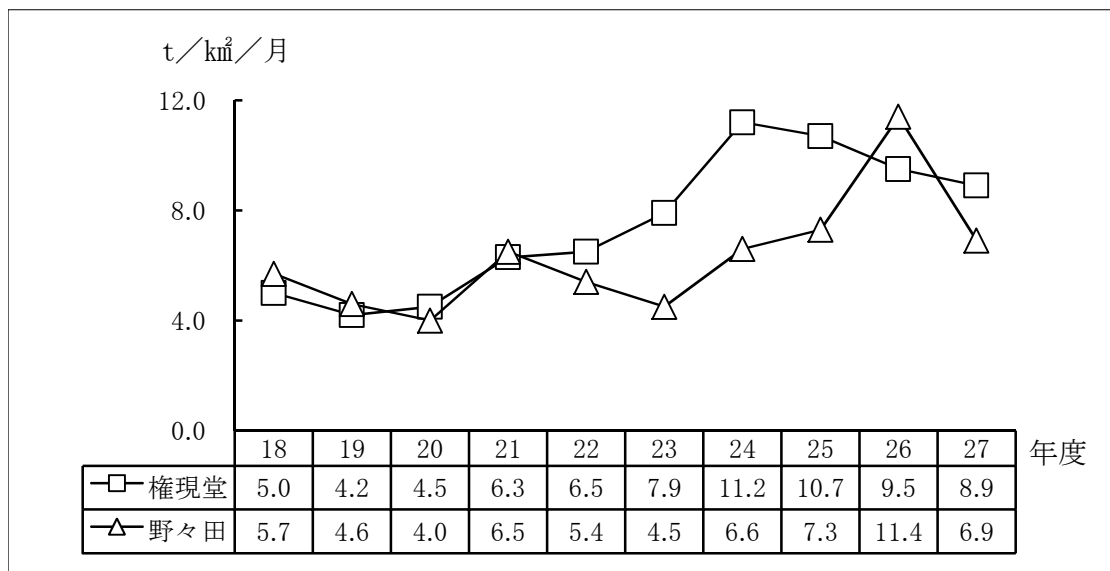
大気中に浮遊している粒子状物質が、重力や雨などによって降下するものを降下ばいじん<sup>\*</sup>といます。環境基準は設定されていませんが、大気中に浮遊している粒子状物質の指標となっています。特に沿道地域については、道路粉じん由来のものが多くことから、道路粉じん量の指標にもなります。

当市では、沿道の生活環境の実態を把握するため、降下ばいじん調査を昭和59年から盛町字権現堂地内と大船渡町字野々田地内で継続して実施しています。

平成27年度は、大船渡町野々田、盛町権現堂のいずれにおいても、年平均値が望ましい値(10 t/k m<sup>2</sup>・30日)を下回っています。

図2は、過去10年間の経年変化を示しています。

図2 降下ばいじんの経年変化(年平均値)



### 3 酸性雪（酸性雨）

酸性雨とは、石炭や重油などの化石燃料\*の燃焼に伴い、硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に放出され、これらが酸化し生じた硫酸イオンや硝酸イオンが雨水に取り込まれた酸性を示す雨や雪（pH\*5.6以下）等のことを言います。

酸性雨は、森林の衰退や湖沼に生息する魚類等の減少、遺跡や建築物などの侵食被害を引き起こします。

本市では、平成4年度から、本市を含めた東北地方の各市で構成されている東北都市環境問題対策協議会と共同し、降雪のある地域特性を生かして、酸性雪調査を実施しています。

表17は平成24・25年度の調査結果、図3は過去10年間の経年変化、図4は大気汚染監視測定地点を示しています。

表17 酸性雪調査結果

(測定場所：市役所本庁舎屋上)

年度	区分	1回目	2回目	3回目	4回目	貯水量合計 pH加重平均
26	測定期間	H27.1.22 ~ 1.28	1.29 ~ 2.4	2.5 ~ 2.11	2.12 ~ 2.18	1.22 ~ 2.18
	貯水量 (m $\ell$ )	250	50	200	0	500
	pH	6.0	6.0	6.6	-	6.2
27	測定期間	H28.1.18 ~ 1.24	1.25 ~ 1.31	2.1 ~ 2.7	2.8 ~ 2.14	1.18 ~ 2.14
	貯水量 (m $\ell$ )	3,800	95	0	200	4,095
	pH	5.2	5.8	-	6.6	5.9

(注) 2014年3月に環境省から発表された越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告書（平成20～24年度）によると、2008年度から2012年度の5年間の全国の降水pHの平均値は4.60～5.21の範囲（全平均値は4.72）である。

図3 酸性雪調査の経年変化（測定期間の平均値）

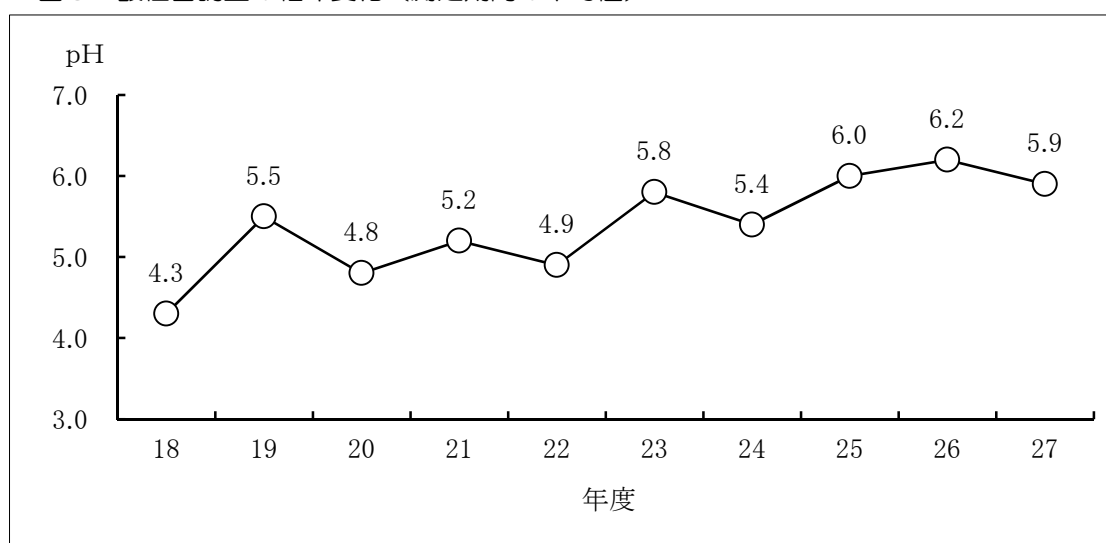
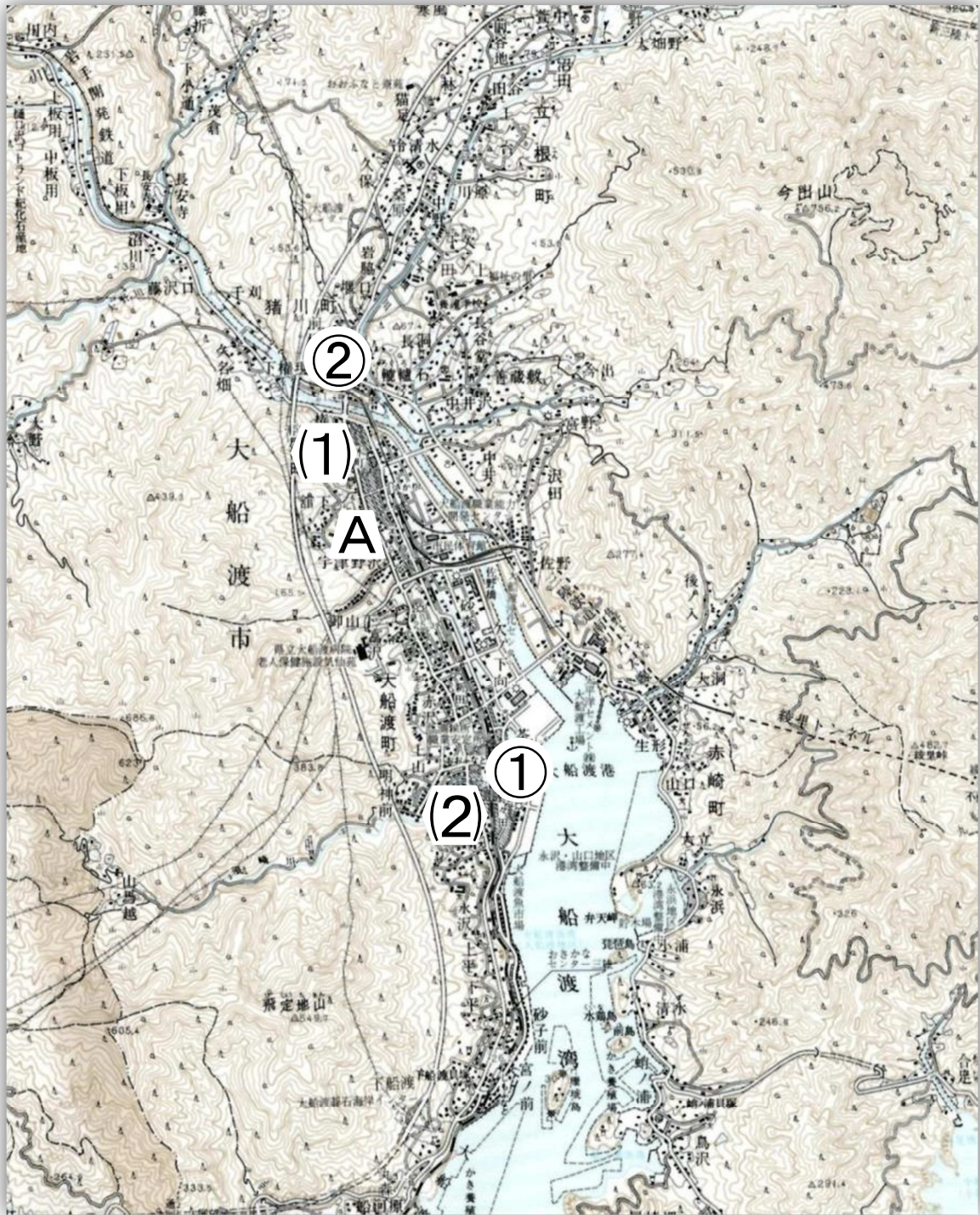


図4 大気汚染監視測定点



測定項目	測定局名	番号	備考
窒素酸化物	茶屋前局	①	H23. 3. 11 津波被災により測定終了
	猪川町局	②	H24. 3 から測定開始
降下ばいじん	権現堂	(1)	
	野々田	(2)	
酸性雪	市庁舎屋上	A	

### 第3 工場・事業場等対策及び規制

#### 1 法及び条例に基づく届出状況

##### (1) 法に基づく届出

大気汚染防止法に基づくばい煙\*関係の届出は、平成26年度が設置届10件、廃止届1件、平成27年度は設置届3件、廃止届1件でした。

また、粉じん関係については、平成26年度が設置届1件、廃止届1件、平成27年度は届出がありませんでした。

これにより、平成27年度末におけるばい煙関係の総事業場・施設数は94事業場169施設、粉じん関係は41事業場314施設となっています。

表18は、大気汚染防止法に基づく届出状況を示しています。

表18 大気汚染防止法に基づく届出状況

(平成28年3月31日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	ボイラー	81	92 (11)	53 (11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法（施行令別表第1）に係るもの。</li> <li>・ （）内の数字は、電気事業法に係る施設であり、外数で示す。</li> </ul>
	6	金属加熱炉	1			
	9	焼成炉	2			
	11	乾燥炉	5			
	13	廃棄物焼却炉	3			
粉じん発生施設	2	堆積場	42	309	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法（施行令別表第2）に係るもの</li> </ul>
	3	コンベア	191			
	4	破碎機・摩砕機	56			
	5	ふるい	20			

##### (2) 条例に基づく届出

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」）に基づく届出は、表19に示すとおりであり、平成26年度、平成27年度のばい煙発生施設及び粉じん発生施設の届出はありませんでした。

これにより、平成27年度末の総事業場数、総施設数は、ばい煙関係が4事業場4施設、粉じん関係については92事業場257施設となっています。

表 19 岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況

(平成 28 年 3 月 31 日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	廃棄物焼却炉	4	4	4	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第1）に係るもの
粉じん発生施設	1	堆積場	9	257	92	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第2）に係るもの
	2	破碎機・摩砕機	11			
	3	ふるい	10			
	4	打綿機	21			
	5	木材の切断施設	206			

## 2 ばい煙施設等への立入調査状況

県（沿岸広域振興局）においては、各種届出の照合、確認などのために、また、市では苦情発生時などにおいて事業場等への立入調査を実施しています。

ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立ち入り調査は、平成 26・27 年度ともに実施しませんでした。

## 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設\*の届出は、平成 26 年度に 1 件、平成 27 年度は 1 件でした。

同法による特定事業場数・特定施設総数は、7 事業場 7 施設（施設の種類はいずれも廃棄物焼却炉）となっています。

## 4 野外焼却行為に関する指導

庭先や空き地などのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

このようなことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より廃棄物の野外焼却が原則禁止になり、同法律の改正と「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成 14 年 12 月 1 日からは、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止になっています。

さらに、平成 16 年 4 月 1 日からは、岩手県条例（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例）により、これまで例外的に野外焼却が認められていた場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却が禁止されています。



現在、大気汚染に関する苦情のほとんどが廃棄物の焼却に関するものであることから、市では、廃棄物の適正処理について、県（沿岸広域振興局）などの関係機関と連携し指導するとともに、広報紙等を通じて周知しています。

## 第2章 水質汚濁

### 第1 概況

本市の河川等のほとんどは、生活系・産業系排水などを取り込みながら、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾に注いでいます。

こうした河川や海域等の公共用水域は、利用目的の観点から環境基準が設定されています。本市では盛川、吉浜川、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾において環境基準が設定されており、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

その結果、盛川、吉浜川、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾のそれぞれの観測地点において環境基準を達成しており、概ね良好な状況で推移しています。

今後とも、この結果が継続されるよう水質汚濁防止法や岩手県条例（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例）に基づき、県（沿岸広域振興局）と連携して工場・事業場の立入検査や排水処理施設の設置・管理指導を行うとともに、「大船渡湾水環境保全計画」などにより施策の推進を図っています。

### 第2 公共用水域等の監視

#### 1 河川等の水質

本市の河川では、盛川と吉浜川において環境基準が設定されており、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

河川の水質調査地点は、図 21 に示しました。

##### (1) 盛川の水質

盛川は、本市の主流河川であり、環境基準A類型に指定されています。

上流では、盛川の主流である鷹生川で鷹生ダムが平成 18 年度に完成し、中流域から下流域にかけては河川改修工事が進むとともに、河川敷地は公園が整備されるなど、親水域としての機能も整いつつあります。

その反面、近年、河床に大量のヨシが群生し、冬季に立ち枯れたものが大雨時に大船渡湾内に流れこむといった課題もあります。

県では、権現堂橋地点、佐野橋地点、川口橋地点で盛川の常時監視測定を実施しており、概ね良好な状況で推移しています。

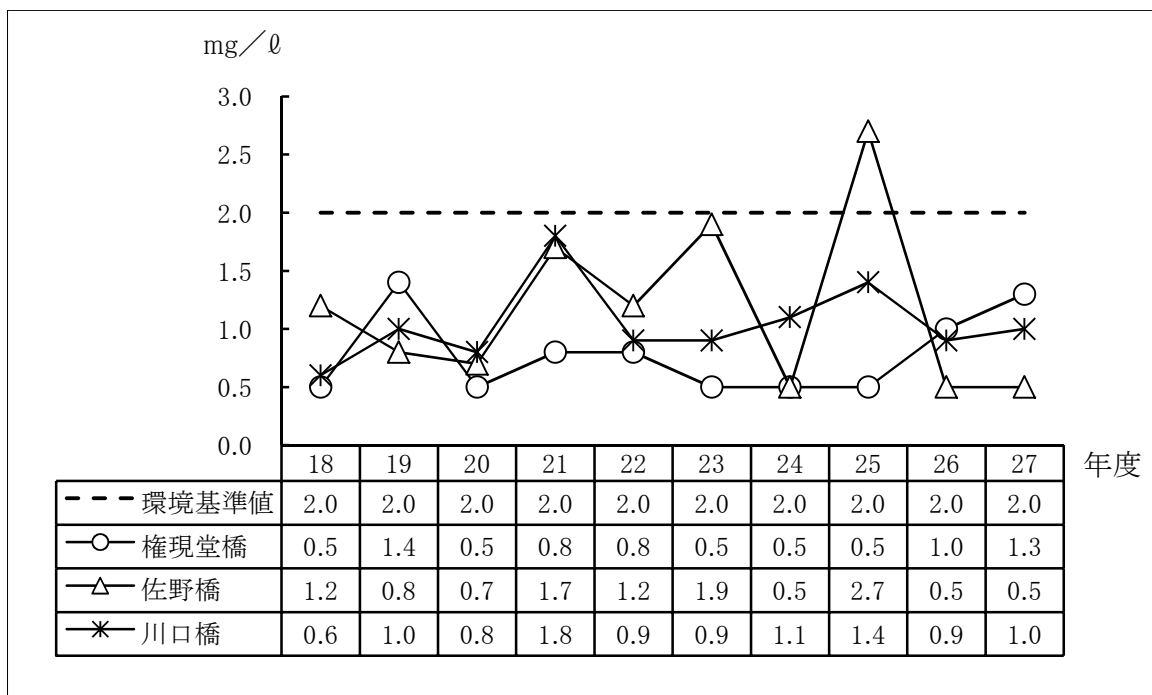
表 20 は、平成 26・27 年度の水質測定結果、図 5 は過去10年間のBOD\*の経年変化を示しています。

表 20 盛川の水質測定結果 (単位:mg/ℓ)

地 点		年度	DO	BOD	SS	
県測定	上流	権現堂橋	26	11	1	3
			27	11	1.3	1
	下流	佐野橋	26	10	0.5	4
			27	11	0.5	2
		川口橋	26	10	0.9	4
			27	10	1	4

(注) BODは75%水質値\*、DO・SSは年平均値

図5 盛川のBOD(75%水質値)経年変化



(2) 立根川の水質

立根川は、盛川の支流で環境基準A類型に指定を受けており、国道45号とほぼ平行しながら南下し、猪川町字下権現堂地内で盛川に合流します。

立根川水域は、近年、住宅地化に伴う田畑の消失などが進んでいることから、水量の低下と相まって水質の悪化が懸念される状況にあります。

県では、一中前橋地点で常時監視測定を実施しており、平成26・27年度の水質は環境基準を達成しています。

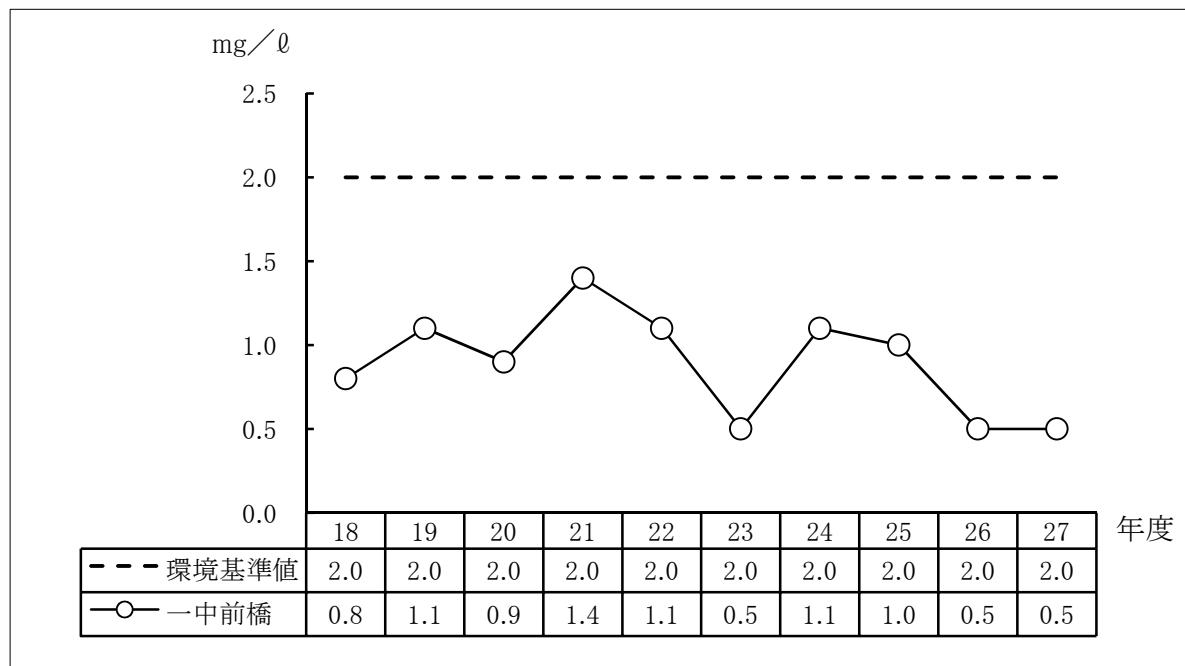
表21は、平成26・27年度の水質測定結果、図6は過去10年間のBODの経年変化を表しています。

表21 立根川の水質測定結果 (単位:mg/l)

地 点		年度	DO	BOD	SS
県測定	一中前橋	26	10	0.5	2
		27	10	0.5	2

(注) BODは75%水質値、DO・SSは年平均値

図6 立根川のBOD(75%水質値)経年変化



(3) 吉浜川の水質

吉浜川は環境基準AA類型の指定を受けており、直接吉浜湾に流れ込んでいます。

県では、要橋地点で常時監視測定を実施していますが、その水質は環境基準を下回っており、良好な状況です。

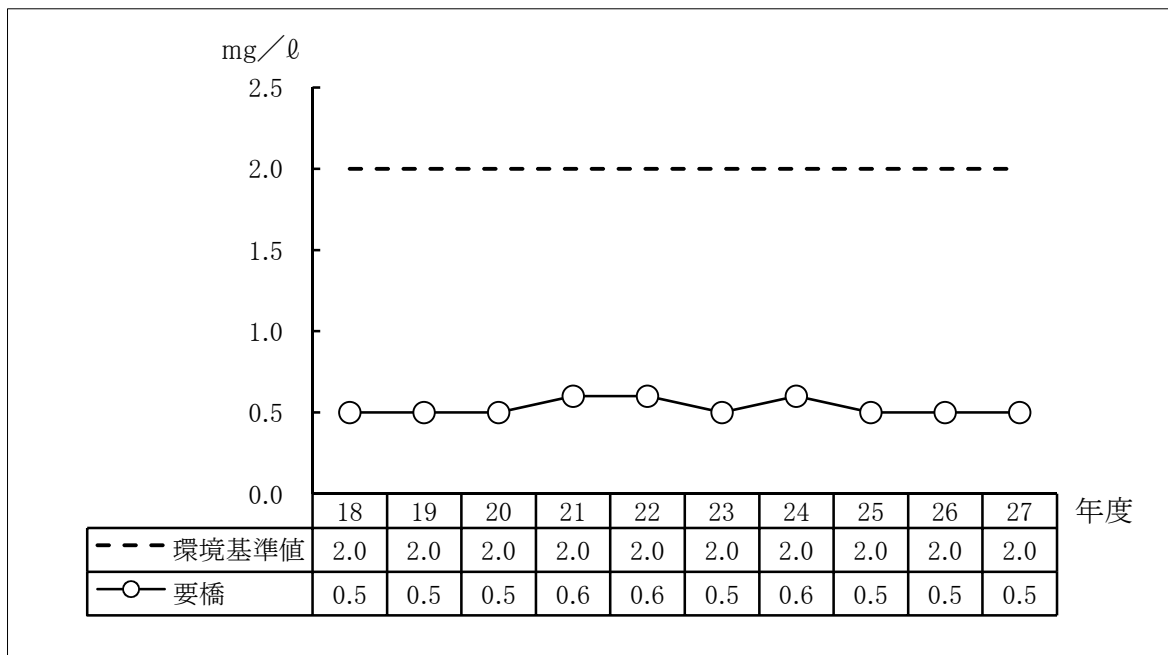
表 22 は平成 26、27 年度の水質測定結果、図 7 は過去10年間のBODの経年変化を示しています。

表 22 吉浜川の水質測定結果（県測定）（単位：mg/l）

地 点	年度	DO	BOD	SS
要橋	26	10	0.5	1
	27	10	0.5	2

（注） BOD は 75%水質値、DO・SS は年平均値

図 7 吉浜川のBOD（75%水質値）経年変化



(4) 須崎川の水質

須崎川は、東日本大震災による津波被害の大きかった大船渡町を縦断し、大船渡湾に注いでいます。上流部は、山林の保水力の低下等に伴う水量の減少と相まって、生活排水等の流入による水質の汚濁が見られていましたが、現在は、流域7地域で設立した「須崎川清流化対策推進協議会」が中心となり、河川の定期清掃や各家庭での生活雑排水の汚濁負荷削減のための実践活動に取り組んでおり、周辺では大船渡駅周辺地区土地区画整理事業とともに公共下水道の整備が進められています。

県では明土橋地点で常時監視測定を実施しています。須崎川には環境基準は設定されていませんが、近年 BOD が増加傾向にあることから、今後も注視していく必要があります。

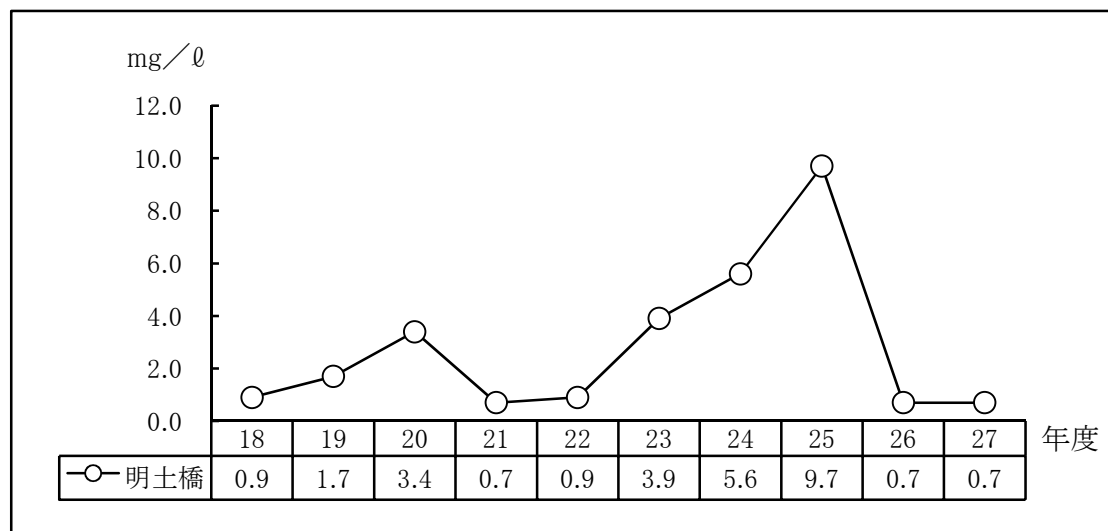
表 23 は、平成 26、27 年度の水質測定結果、図 8 は過去10年間の BOD の経年変化を示しています。

表 23 須崎川の水質測定結果 (単位:mg/l)

地 点		年度	DO	BOD	SS
県測定	明土橋	26	11	0.7	1
		27	10	0.7	1

(注) BOD は 75%水質値、DO・SS は年平均値

図 8 須崎川のBOD (75%水質値) 経年変化



## 2 海域の水質

当市の大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾は、環境基準A類型指定の海域であり、県では、大船渡湾の3地点と綾里湾・越喜来湾・吉浜湾の2地点において、環境基準の達成状況を把握するための監視測定を行っています。

海域の水質調査地点は、図21に示しました。

### (1) 海域のCOD等の測定結果

平成26・27年度の水質測定結果は表24～26に示すとおりですが、水の汚濁を示す指標であるCODで見た場合、平成27年度の大船渡湾奥で環境基準を超えています。それ以外の地点では下回っています。

大船渡湾では、平成5年度から続いた環境基準の超過が、平成23年度以降下回っていますが、これは、東日本大震災の津波の影響で、湾口防波堤が倒壊し湾口部における海水交流や、陸域からの流入負荷に大きな変化が生じたためと考えられます。

今後の大船渡湾では、環境基準の達成を維持するため、「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、公共下水道事業や漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を再認識するなど、さらなる汚濁負荷量\*の削減に努めることが重要となっています。

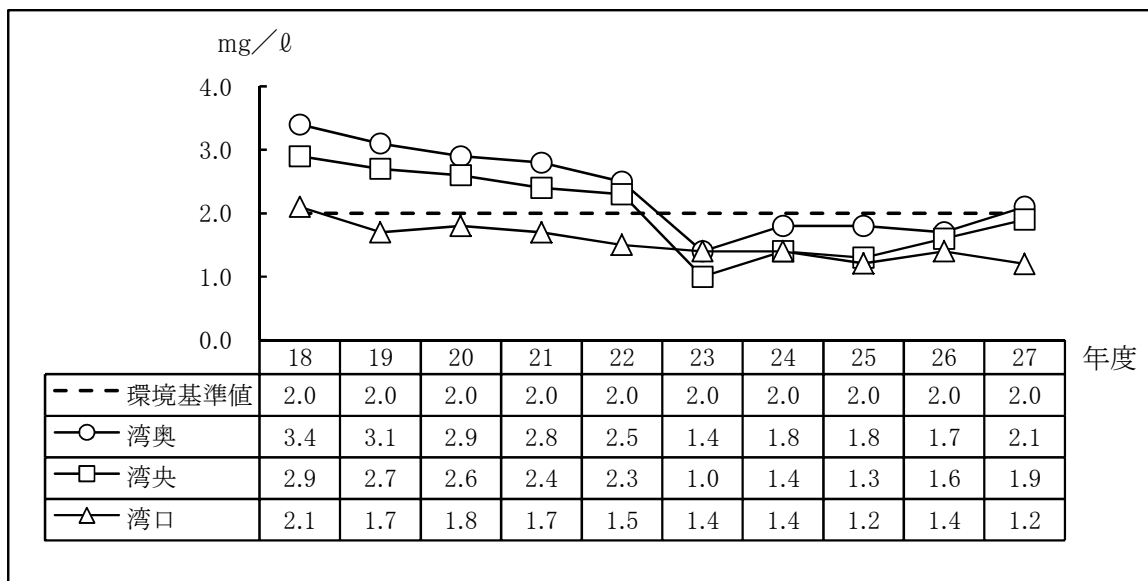
平成23年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響で測定していませんでしたが、綾里湾については平成25年度、越喜来湾については、平成26年度から測定を再開しています。

なお、図9～12にCOD（75%水質値）経年変化を示しました。

表24 大船渡湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/l)		COD (mg/l)				大腸菌群数* (MPN/100ml)	
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	日間平均値			最小値	平均値
		最大値	最大値	平均値	最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値		
湾奥	26	7.6	7.6	9.6	0.5	1.6	1.7	83	1.8	450	
		8.4	12.0		3.7				2,400		
	27	7.9	7.6	9.2	1.0	1.9	2.1	67	1.8	2,400	
		8.3	11.0		3.1				24,000		
湾央	26	7.9	7.9	9.5	0.6	1.4	1.6	88	1.8	240	
		8.4	12.0		2.4				1,400		
	27	8.1	7.4	9.2	0.6	1.6	1.9	75	1.8	160	
		8.3	11.0		2.4				790		
湾口	26	8.1	7.2	9.4	0.5	1.1	1.4	100	1.8	56	
		8.4	12.0		1.6				490		
	27	8.2	7.6	9.1	0.6	1.1	1.2	100	1.8	20	
		8.3	11.0		1.7				140		

図9 大船渡湾のCOD（75%水質値）経年変化

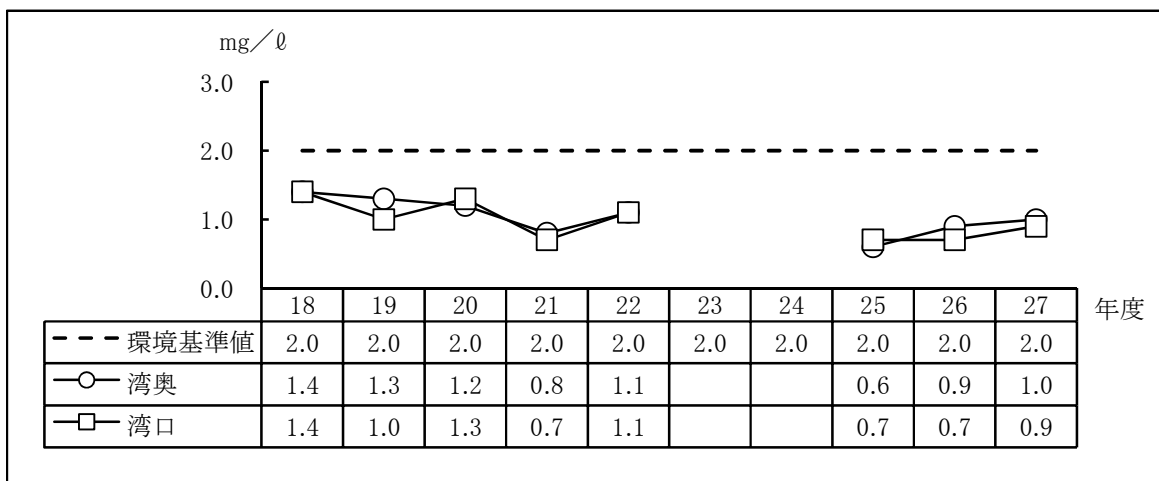


(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、平成23年4月から平成23年11月まで未測定のため、平成23年12月から平成24年3月までの測定値

表25 綾里湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/l)		COD (mg/l)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	日間平均値			最小値	最大値
		最大値	平均値	最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値	平均値		
湾奥	26	8.1	8.2	8	9.3	0.5	0.8	0.9	100	1.8	1.8
		8.2	8.3	11.0	8.8	1.0	1.0	1.0	100	1.8	24.0
湾口	26	8.1	8.2	8.1	9.2	0.5	0.7	0.7	100	1.8	4.5
		8.2	8.3	10.0	8.9	1.1	0.9	0.9	100	1.8	1.8

図10 綾里湾のCOD（75%水質値）経年変化



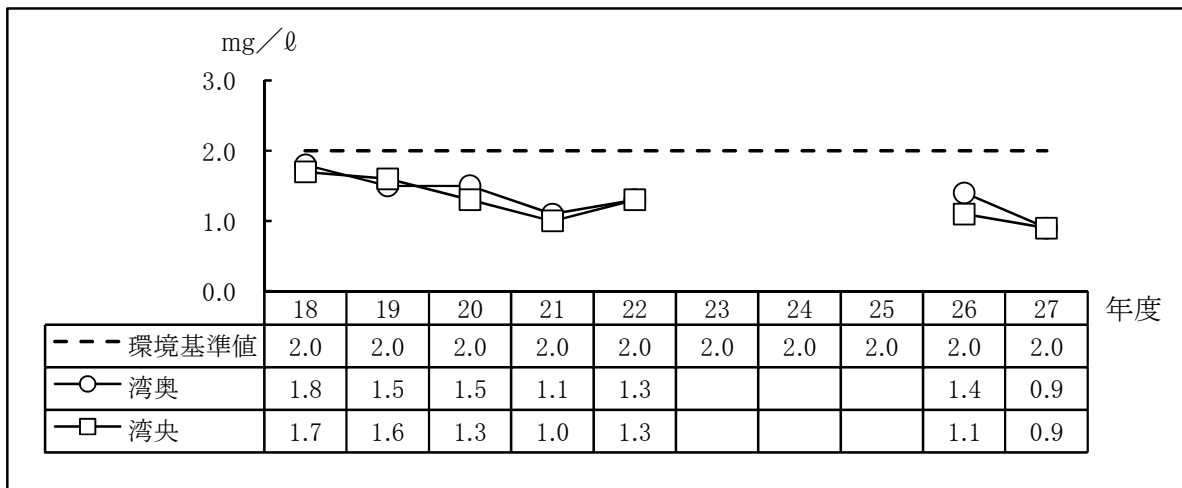
(注) 平成23、24年度は、東日本大震災の影響により未測定



表 26 越喜来湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最小値	平均値	最小値	日間平均値			最小値	平均値	
		最大値	最大値		最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値		
湾奥	26	8.2	8.1	9.4	0.7	1.1	1.4	100	1.8	89.0	
		8.3	12.0		1.5				350.0		
湾奥	27	8.2	8	9.3	0.7	0.8	0.9	100	1.8	4.7	
		8.3	11.0		0.9				13.0		
湾口	26	8.2	8.2	9.4	0.6	1.0	1.1	100	1.8	7.1	
		8.3	12.0		1.4				23.0		
湾口	27	8.2	8.1	9.4	0.7	0.9	0.9	100	1.8	2.5	
		8.3	11.0		1.0				4.5		

図 11 越喜来湾のCOD（75%水質値）経年変化

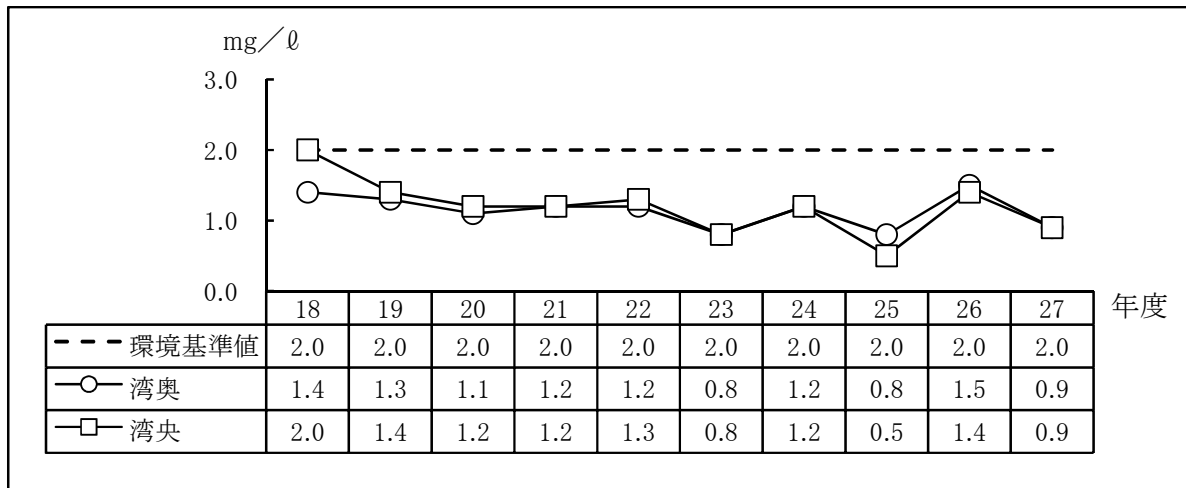


(注) 平成 23、24、25 年度は、東日本大震災の影響により未測定

表 27 吉浜湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最小値	平均値	最小値	日間平均値			最小値	平均値	
		最大値	最大値		最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値		
湾奥	26	8.0	7.7	9.5	0.8	1.3	1.5	88	1.8	46.0	
		8.3	12.0		2.7				170		
湾奥	27	8.1	8.3	9.2	0.7	0.9	0.9	100	1.8	19.0	
		8.3	10.0		1.2				64.0		
湾央	26	8.1	8.3	9.2	0.6	1.2	1.4	100	1.8	9.7	
		8.2	11.0		1.8				33		
湾央	27	8.2	8.2	9.2	0.8	0.9	0.9	100	1.8	4.7	
		8.3	10.0		1.0				13		

図 12 吉浜湾のCOD（75%水質値）経年変化



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

(2) 海域の全窒素、全リンの測定結果

湖沼、内湾、内海等周囲を海域に囲まれた閉鎖性水域は、水の交換性が悪いいため汚濁物質が滞りやすく、しかも汚濁の改善が難しいという性質を持っています。

こうした水域では、流入した窒素やリンなどの栄養塩類\*が滞ると、植物プランクトンが著しく増殖し、水質が悪化する「富栄養化\*」が進んでいきます。

その結果、海域では赤潮が発生したり、酸素をほとんど含まない水域が広がる（海底に沈んだプランクトンの死骸が分解する際に水中酸素が消費される）など、漁業等への様々な被害を及ぼす原因にもなります。

当市においては、大船渡湾の湾奥及び湾央と越喜来湾が海域Ⅱ型類型指定されており、大船渡湾の湾央と越喜来湾に環境基準が設定されています。県では、類型指定前から継続して大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾の全窒素\*、全リン\*の測定を実施していました。平成 23 年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響により測定していませんでしたが、綾里湾では平成 25 年度、越喜来湾では平成 26 年度から測定を再開しています。

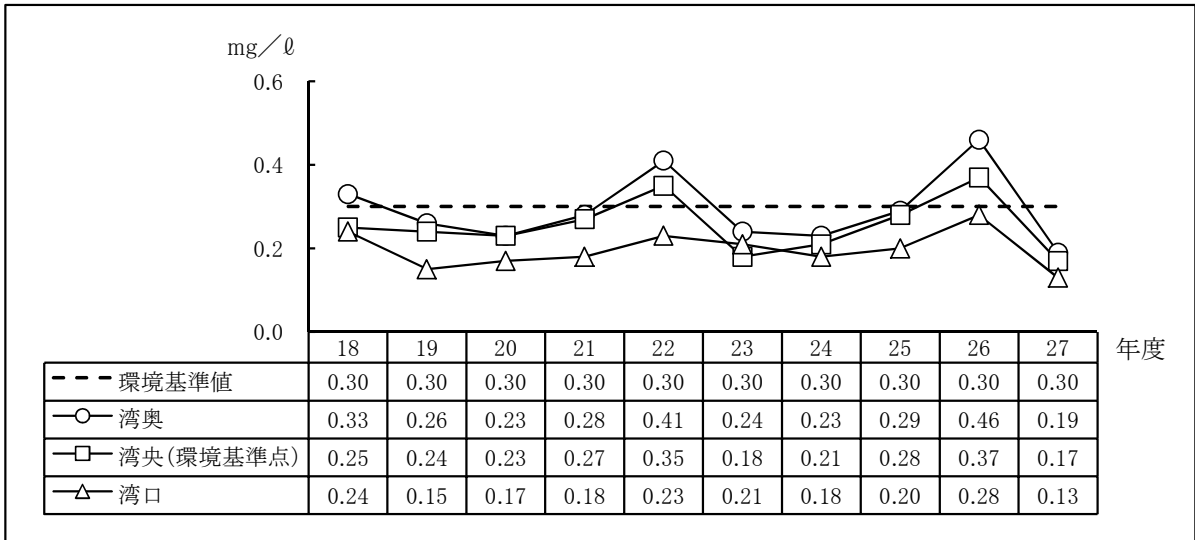
平成 26・27 年度の水質調査結果は、表 28～30 のとおりであり、大船渡湾の湾奥、湾央で平成 26 年度の全窒素、全リンの環境基準値を超える値でしたが、平成 27 年度には環境基準を下回りました。

図 13～20 は、全窒素、全リンの経年変化を示しました。

表 28 大船渡湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

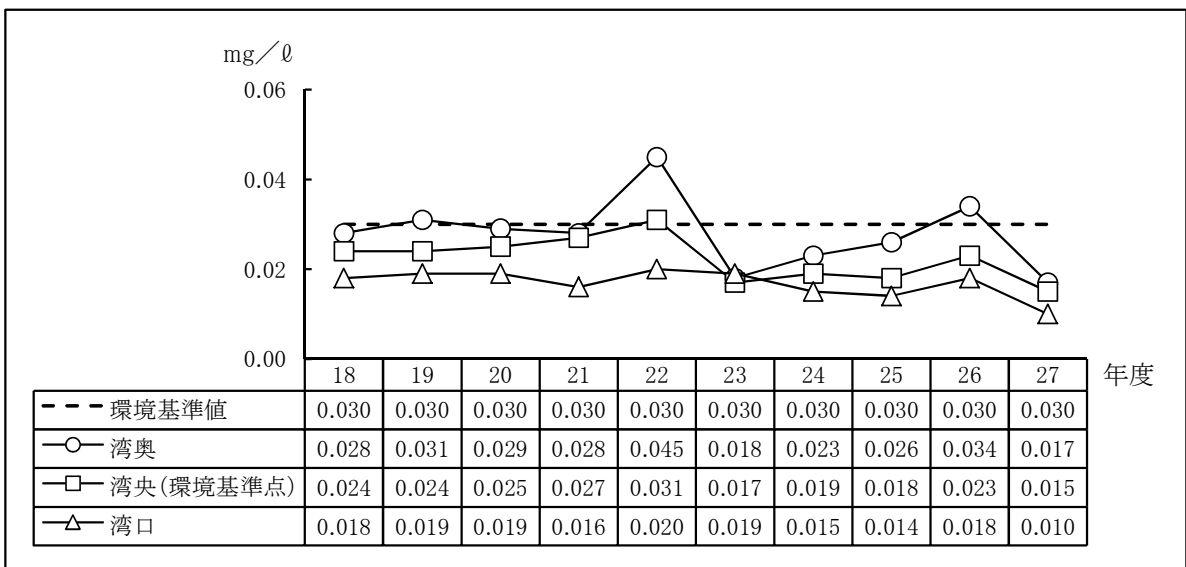
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.18	1.00	0.46	0.011	0.130	0.034
	27	0.08	0.39	0.19	0.003	0.035	0.017
湾央 (環境基準点)	26	0.17	0.55	0.37	0.011	0.032	0.023
	27	0.05	0.28	0.17	0.003	0.027	0.015
湾口	26	0.17	0.45	0.28	0.006	0.030	0.018
	27	0.05	0.19	0.13	0.003	0.022	0.010

図 13 大船渡湾の全窒素経年変化 (年平均値)



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 14 大船渡湾の全リン経年変化 (年平均値)

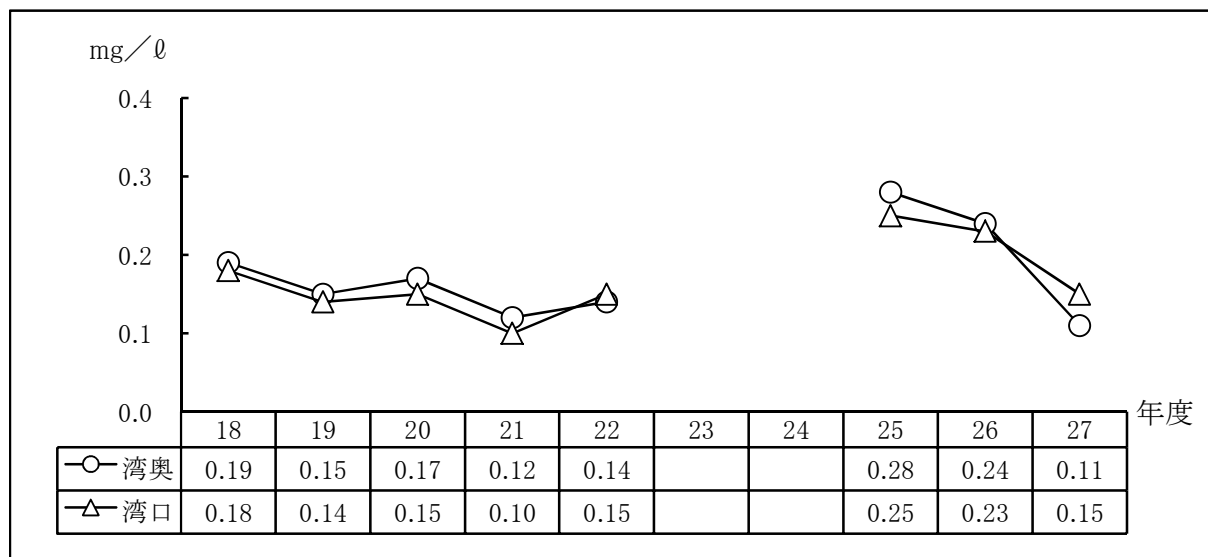


(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

表 29 綾里湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

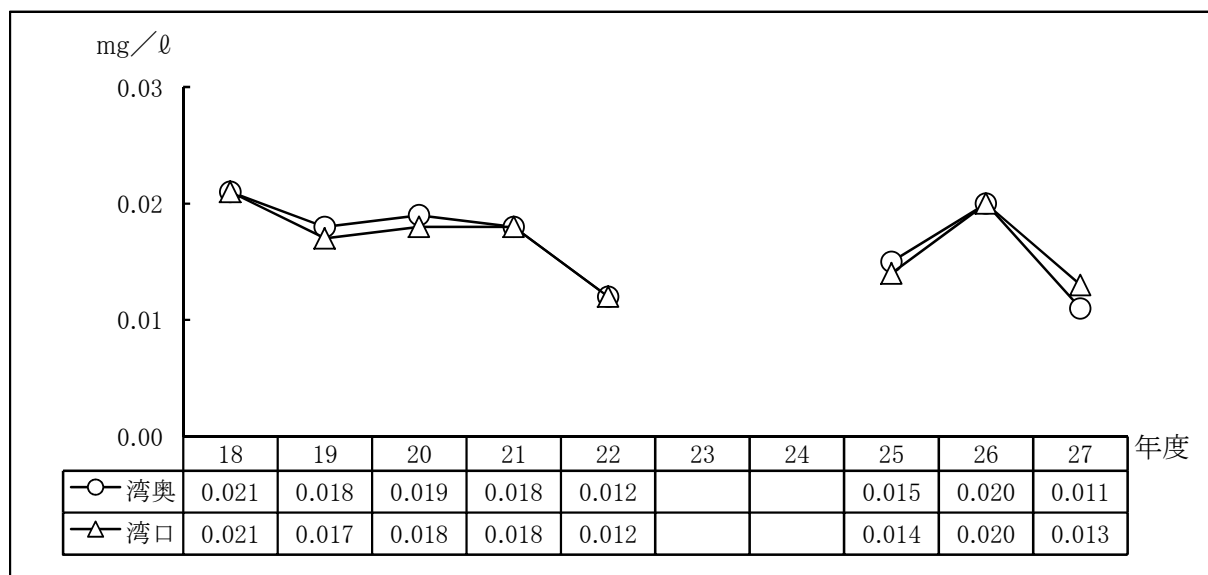
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.17	0.32	0.24	0.008	0.340	0.200
	27	0.08	0.12	0.11	0.008	0.016	0.011
湾口	26	0.12	0.43	0.23	0.007	0.035	0.020
	27	0.12	0.20	0.15	0.003	0.026	0.013

図 15 綾里湾の全窒素経年変化 (年平均値)



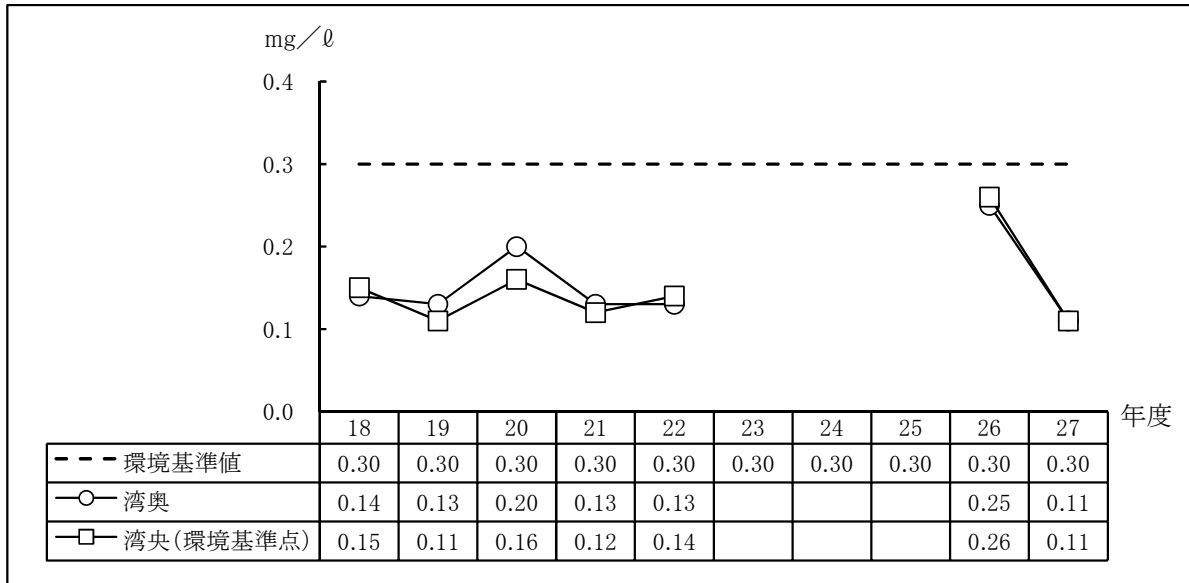
(注) 平成 23、24 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 16 綾里湾の全リン経年変化 (年平均値)



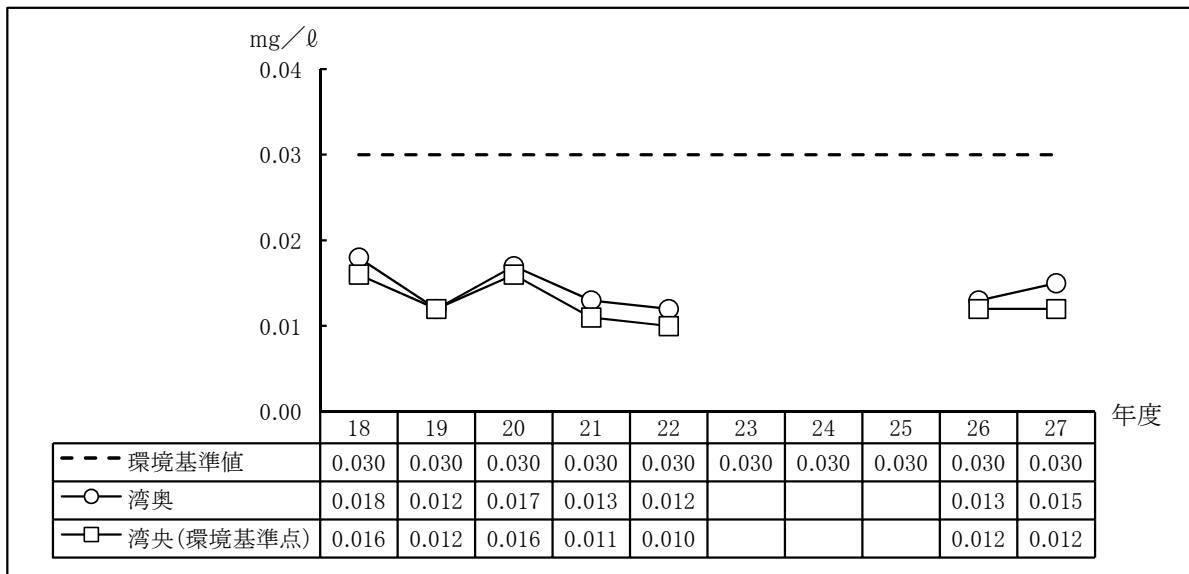
(注) 平成 23、24 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 17 越喜来湾の全窒素経年変化（年平均値）



(注) 平成 23、24、25 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 18 越喜来湾の全リン経年変化（年平均値）

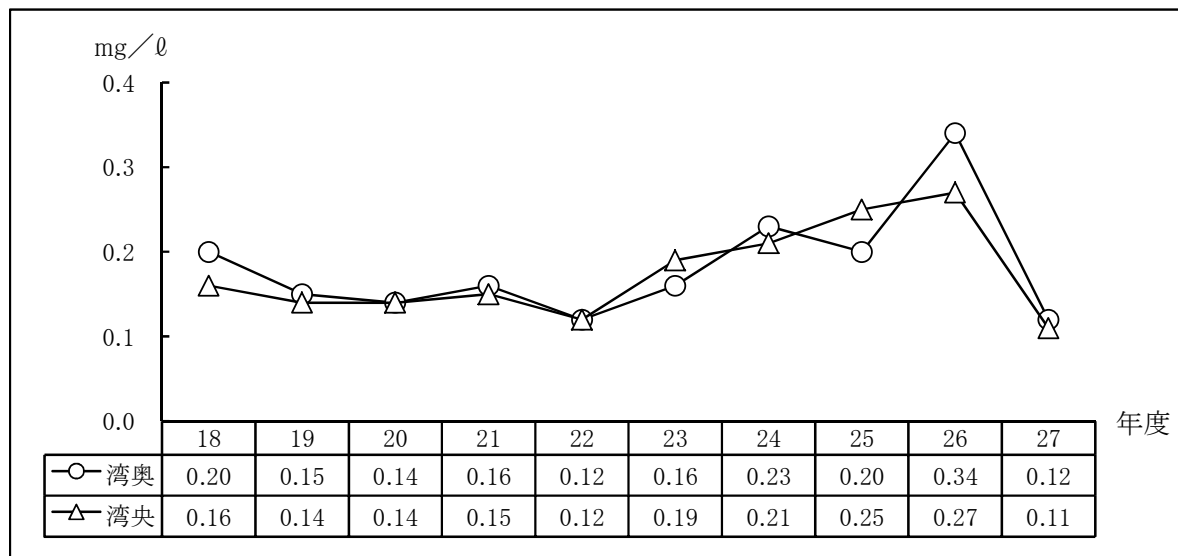


(注) 平成 23、24、25 年度以降は、東日本大震災の影響により未測定

表 30 吉浜湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

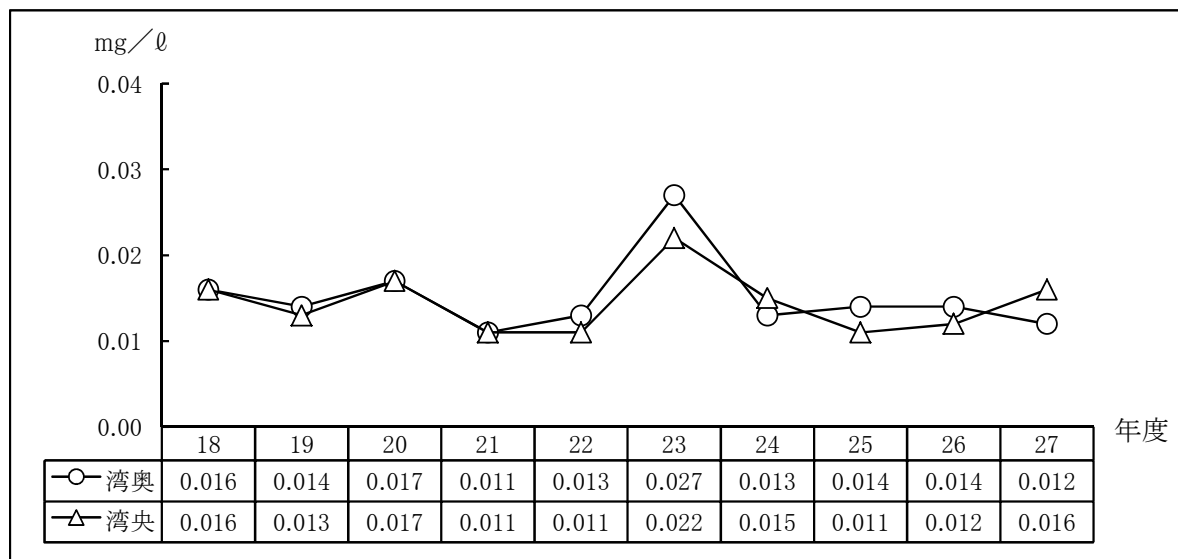
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.17	0.46	0.34	0.011	0.017	0.014
	27	0.08	0.22	0.12	0.007	0.018	0.012
湾央	26	0.21	0.33	0.27	0.010	0.014	0.012
	27	0.05	0.17	0.11	0.010	0.026	0.016

図 19 吉浜湾の全窒素経年変化 (年平均値)



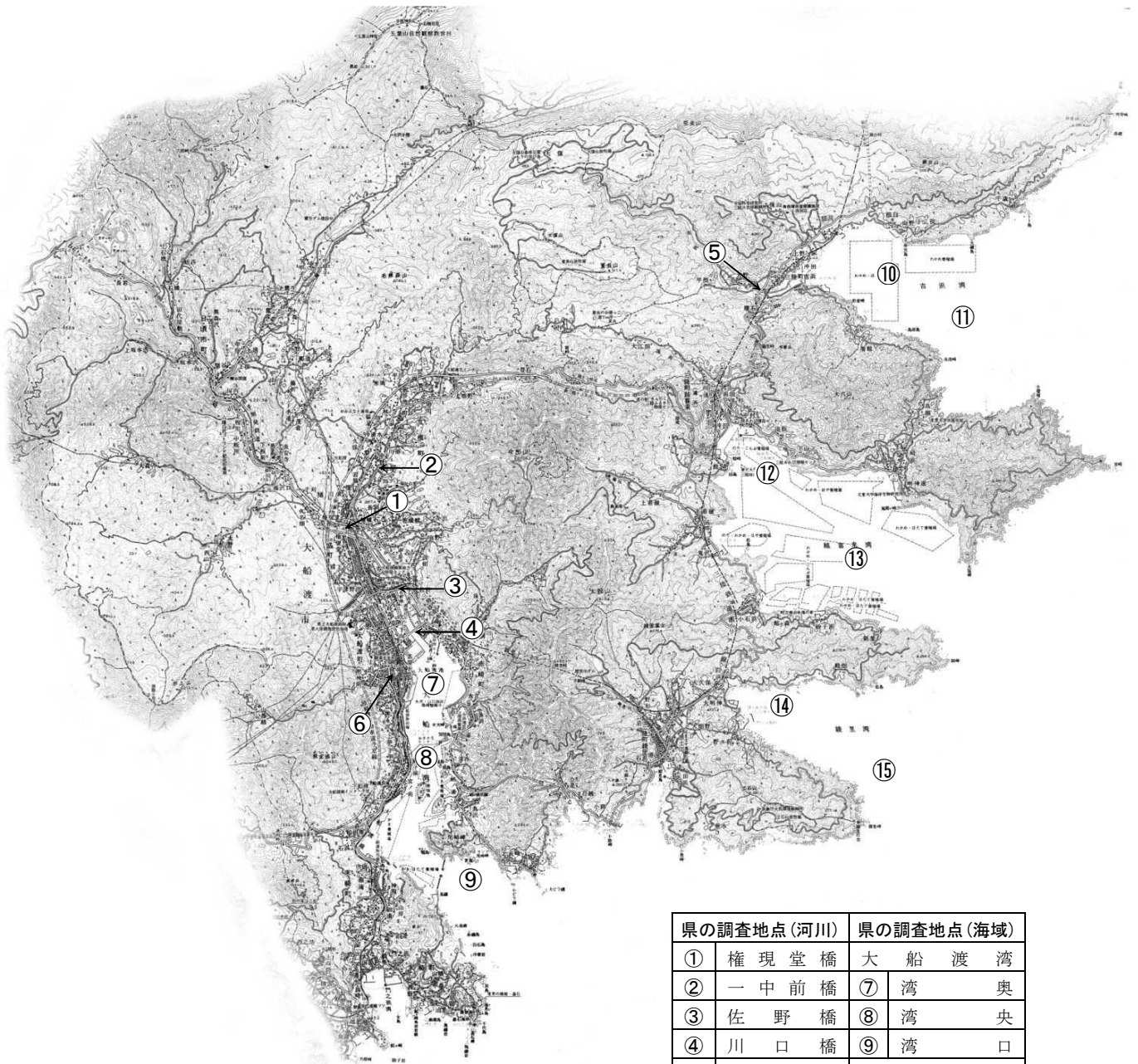
(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 20 吉浜湾の全リン経年変化 (年平均値)



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 21 河川・海域の水質調査地点



県の調査地点(河川)		県の調査地点(海域)	
①	権現堂橋	大船渡湾	
②	一中前橋	⑦	湾奥
③	佐野橋	⑧	湾央
④	川口橋	⑨	湾口
⑤	要橋	吉浜湾	
⑥	明土橋	⑩	湾奥
		⑪	湾央
		越喜来湾	
		⑫	湾奥
		⑬	湾央
		綾里湾	
		⑭	湾奥
		⑮	湾口

### 3 地下水の水質

全国的に、有機溶剤などによる地下水の汚染が広がっているため、県では、「地下水質測定計画」に基づき、県内各地で地下水質調査を行っています。

本市内では、井戸の調査が、平成26年度に概況調査7カ所、定期モニタリング調査13カ所、平成27年度に概況調査7カ所、定期モニタリング調査10カ所で行われました。

その結果を、表31に地下水質の調査結果を示しました。

概況調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

県では、環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、井戸水の飲用方法や使用方法について指導を行っています。

表31 地下水質の測定結果

年度	調査種別	調査井戸件数	地下水の水質汚濁に係る環境基準超過数			
			シス-1, 2ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
26	概況調査	7	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	13	1	1	2	1
27	概況調査	7	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	10	0	1	2	0

(注) 概況調査………地域の全体的な地下水状況を把握するための調査。

定期モニタリング調査……汚染井戸の水質を継続的に監視し、経年変化を見るための調査。



### 第3 水生生物による河川水質調査

「水生生物による河川水質調査」とは、川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物（指標生物<sup>\*</sup>）の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知ろうとするもので、県では昭和59年から継続して取り組んでいます。

本市でも、昭和59年から水質保全意識の高揚と環境教育の一環として実施しており、現在は市内小中学校や地域団体等の協力のもと、定着している事業です。

平成26・27年度の結果を表31・32に示します。調査を実施した全ての地点で水質階級Ⅰとなっています。

表32 平成26年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	地点	水質階級	団体名
甫嶺川	甫嶺橋付近	Ⅰ	越喜来小学校 (23人)
立根川	ろくろ石橋付近	Ⅰ	猪川小学校 (54人)
盛川	日頃市駅前橋付近	Ⅰ	日頃市小学校 (29人)
綾里川	坂本橋付近	Ⅰ	綾里小学校 (23人)

(注) 1 水質階級は、Ⅰ～Ⅳまでで表され、Ⅰがきれいな状態、以降Ⅱ～Ⅳと階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。

2 各団体の( )内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

表33 平成27年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	地点	水質階級	団体名
甫嶺川	甫嶺橋上流	Ⅰ	越喜来小学校 (18人)
盛川	日頃市駅前橋付近	Ⅰ	日頃市小学校 (26人)
綾里川	坂本橋付近	Ⅰ	綾里小学校 (25人)

(注) 1 水質階級は、Ⅰ～Ⅳまでで表され、Ⅰがきれいな状態、以降Ⅱ～Ⅳと階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。

2 各団体の( )内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

## 第4 工場・事業場に関する規制、指導等

### 1 法及び条例に基づく届出状況

水質汚濁防止法及び岩手県環境保全条例に基づく届出は、平成26年度が施設設置届24件、使用廃止届12件、平成27年度は施設設置届12件、施設変更届2件、使用廃止届5件でした。

これにより、平成27年度末における総事業場数は、一日当たりの排出量50 m<sup>3</sup>以上の排水規制対象事業場が45事業場、排水量50 m<sup>3</sup>未満の排水規制対象外事業場は290事業場、合計335事業場となっています。

また、平成26・27年度における岩手県生活環境保全条例に基づく届出はありませんでした。なお、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業場は表43のとおりです。

表34 大船渡市の水質汚濁防止法及び届出事業場（平成28年3月31日現在）

令別表 号番号	業 種 等	排水基準適用 事業場数 <sup>注</sup>	排水基準適用外 事業場数	合計
1	鉱業			0
1-2	畜舎関係	1	41	42
2	畜産食料品製造業	3	4	7
3	水産食料品製造業	14	48	62
5	しょう油製造業			0
8	製あん業		2	2
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1	2
16	めん類製造業		3	3
17	豆腐又は煮豆製造業		36	36
19	繊維工業		1	1
21-3	合板製造業			0
23-2	新聞業、出版業、印刷業		5	5
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業		1	1
33	合成樹脂製造業		1	1
54	セメント製品製造業		2	2
55	生コンクリート製造業	4	10	14
59	砕石業	1	2	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	4	5
66-2	旅館業	8	77	85
66-5	食堂、レストラン	1	2	3
67	洗濯業		1	1
68	写真現像業			0
68-2	病院		1	1
70	廃油処理施設			0
71	自動式車両洗浄施設		43	43
71-2	科学技術に関する試験研究施設	1	4	5
71-4	産業廃棄物処理施設		1	1
72	し尿処理施設	4		4
73	下水道終末処理施設	3		3
74	複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設	3		3
	合 計	45	290	335

(注) 排水基準が適用される事業場=排水量50 m<sup>3</sup>/日以上又は排水量が50 m<sup>3</sup>/日未満の有害あり(有害物質を排出)の事業場

## 2 特定工場、事業場等への立入調査

市では、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づく各種届出の照合、採水及び苦情発生時などにおいて、県（沿岸広域振興局）と連携を図りながら、工場、事業場への立入調査を実施しています。

平成26・27年度における立入調査の状況は、表35のとおり延べ59件となっています。

表36には、行政指導状況を示しましたが、指導等を必要とする事案はありませんでした。

表35 特定工場、事業場等への立入調査状況

年度	採水を伴う立入調査数	採水を伴わない立入調査件数	合計	排水基準超過件数
26	28	0	28	3
27	27	4	31	2

表36 行政指導状況

業種	年度	行政指導		
		改善指導	改善警告	改善命令
畜産食料品製造業	26	0	1	0
	27	0	0	0
水産食料品製造業	26	0	2	0
	27	0	1	0
洗たく業	26	0	1	0
	27	0	0	0
動物系飼料製造業	26	0	0	0
	27	0	0	0
し尿処理施設	26	0	0	0
	27	0	0	0
食堂・レストラン	26	0	1	0
	27	0	0	0
鉱山	26	0	0	0
	27	0	0	0
化学工業	26	0	0	0
	27	0	0	0
試験研究機関	26	0	0	0
	27	0	0	0
旅館	26	0	0	0
	27	0	1	0

## 第5 公共用水域での流出油事故発生状況

平成 26・27 年度に公共用水域で発生した流出油事故は表 37 のとおりです。

表 37 公共用水域流出油事故発生状況

【平成 26 年度】

年月日	場 所	状況・措置・原因
26. 7. 14	大船渡町字茶屋前	茶屋前地内の水路で油の流出が確認され、オイルフェンスや油吸着マットにより対応した。付近の事業所の地下タンクからの流出がであり、復興に係る解体工事に併せて除去を行った。 【流出量：不明】
26. 7. 25	大船渡町字明神前	市道上で故障車両からオイルが漏れており、建設課とともに流出油の回収に対応した。 【流出量：微量】
26. 11. 23	大船渡町字新田	新田地内の水路で油の流出があり、油吸着マットによる回収を行った。 【流出量：微量】
26. 11. 23	猪川町字下権現堂	ポリタンクに入った灯油を水と間違えて排出したことによる油流出があり、油吸着マットによる回収を行った。 【流出量：ポリタンク 2 缶】
26. 12. 21	大船渡町字新田	新田地内の水路で油流出があり、油吸着マットによる回収を行った。家庭から流出した可能性があるため、付近の家庭等を訪問して注意喚起を行った。 【流出量：不明】
27. 2. 6	大船渡町野々田ふ頭近海	野々田ふ頭近海で油が流出しており、オイルフェンスを設置するとともに油吸着マットによる回収を行った。係留中の被災船舶からの流出が疑われるたが原因は不明。 【流出量：不明】
27. 3. 4	大船渡町野々田ふ頭近海	海中がれきの撤去作業に伴い微量の油が流出した。オイルフェンスの設置により対応した。 【流出量：微量】
27. 3. 10	大船渡町字茶屋前	トラックがグレーチングを跳ね上げ、軽油タンクを破損したことにより軽油約 40ℓが流出した。油吸着剤、油吸着マットにより回収を行った。 【流出量：軽油・約 40ℓ】

【平成 27 年度】

年月日	場 所	状況・措置・原因
27. 11. 9	盛町字町	乗用車が縁石に乗り上げたことにより燃料タンクからガソリン約 50ℓが流出した。油吸着剤、油中和剤、油吸着マットにより対応した。 【流出量：ガソリン・約 50ℓ】
28. 2. 11	赤崎町字跡浜	事業所のタンクからA重油が流出した。事業所において油吸着マットやひしゃくでの回収、高圧洗浄機での除去、追加流出の防止措置を行った。 【流出量：A重油・約 200ℓ】
28. 3. 24	大船渡町字下平	下平地内の岸壁で油が浮遊しており、油中和剤を散布した。 【流出量：不明】
28. 3. 30	日頃市町字関谷	ホームタンクから灯油が流出しており油吸着マットにより回収した。 【流出量：微量】

## 第3章 騒音・振動・悪臭

### 第1 騒音・振動

#### 1 概況

騒音や振動は、人に不快感を与えるばかりではなく、健康面や精神面にも影響を及ぼすことがあります。その発生源は、自動車、鉄道、工場・事業場、建設作業や一般家庭などです。

当市において、騒音・振動によって問題となっている地域は少なく、平成26・27年度においては、騒音苦情が7件、振動苦情は0件と概ね良好な状況にあります。

#### 2 一般環境騒音に係る調査測定

騒音に係る環境基準は、都市計画用途地域の類型ごとに定められています。

当市においては、昭和63年に環境基準地域指定を受け、市内18地点で環境騒音\*測定を開始、平成11年4月1日には騒音環境基準改定に伴う評価方法変更により、測定方法や測定地点を見直して市内8地点での測定とし、平成23年度以降は、東日本大震災の津波浸水区域の生活環境の変化により、大船渡町茶屋前地点を除いた7地点で測定を実施しています。

表38に騒音環境基準の時間区分、表39に各地点の環境基準達成状況を示しました。平成26・27年度のすべての地点において環境基準を満たしています。

図22に平成26・27年度の測定結果、図23には測定地点を示しました。

表38 時間区分

区 分	昼 間	夜 間
時 間	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時

表39 環境騒音測定 環境基準の達成状況

項 目	平成26年度	平成27年度
昼間及び夜間に環境基準を達成	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、前田、長谷堂、菅生	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、前田、長谷堂、菅生
昼間に環境基準を超過	な し	な し
夜間に環境基準を超過	な し	な し
昼間及び夜間に環境基準を超過	な し	な し

図 22 環境騒音測定結果

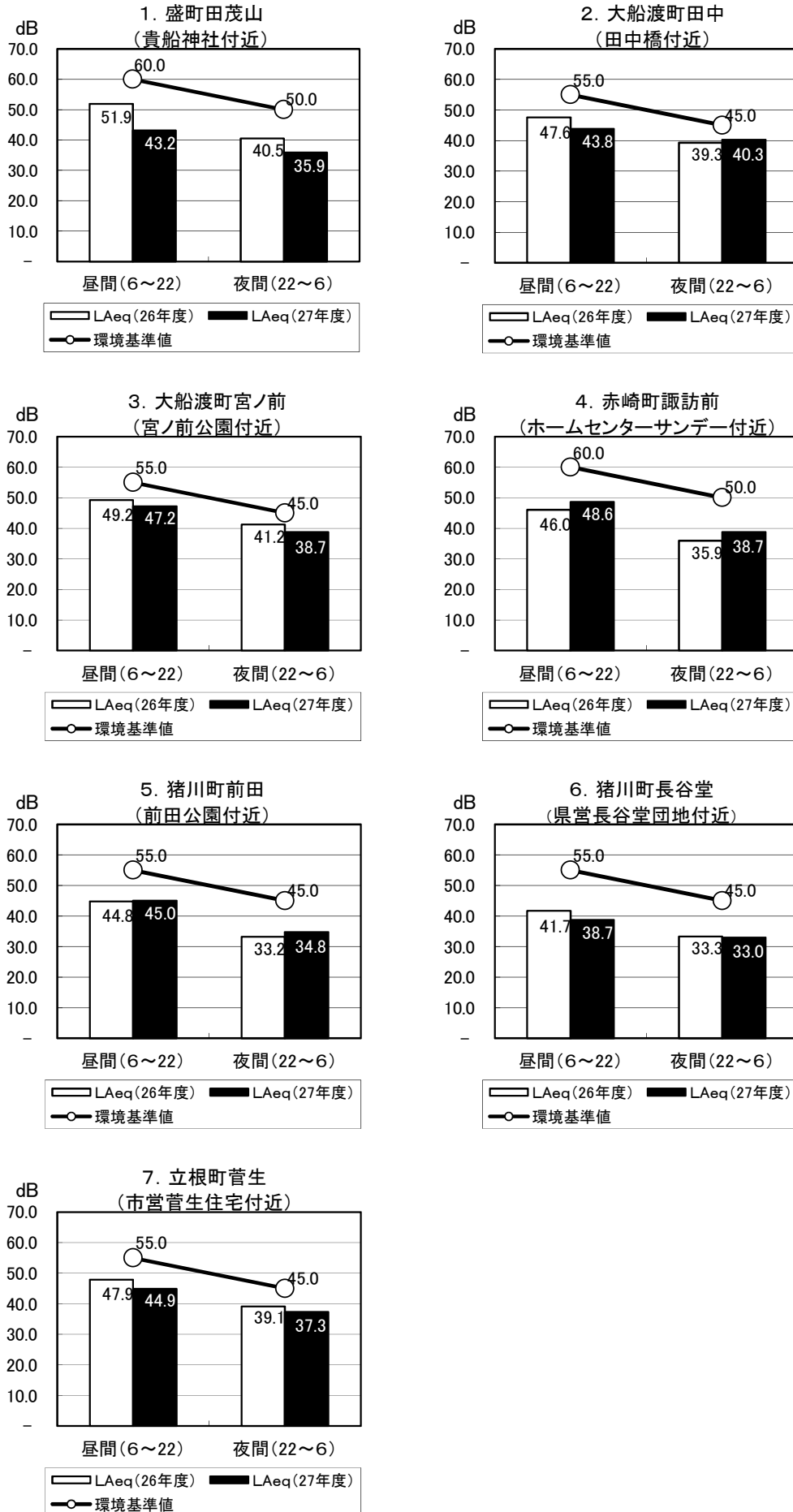
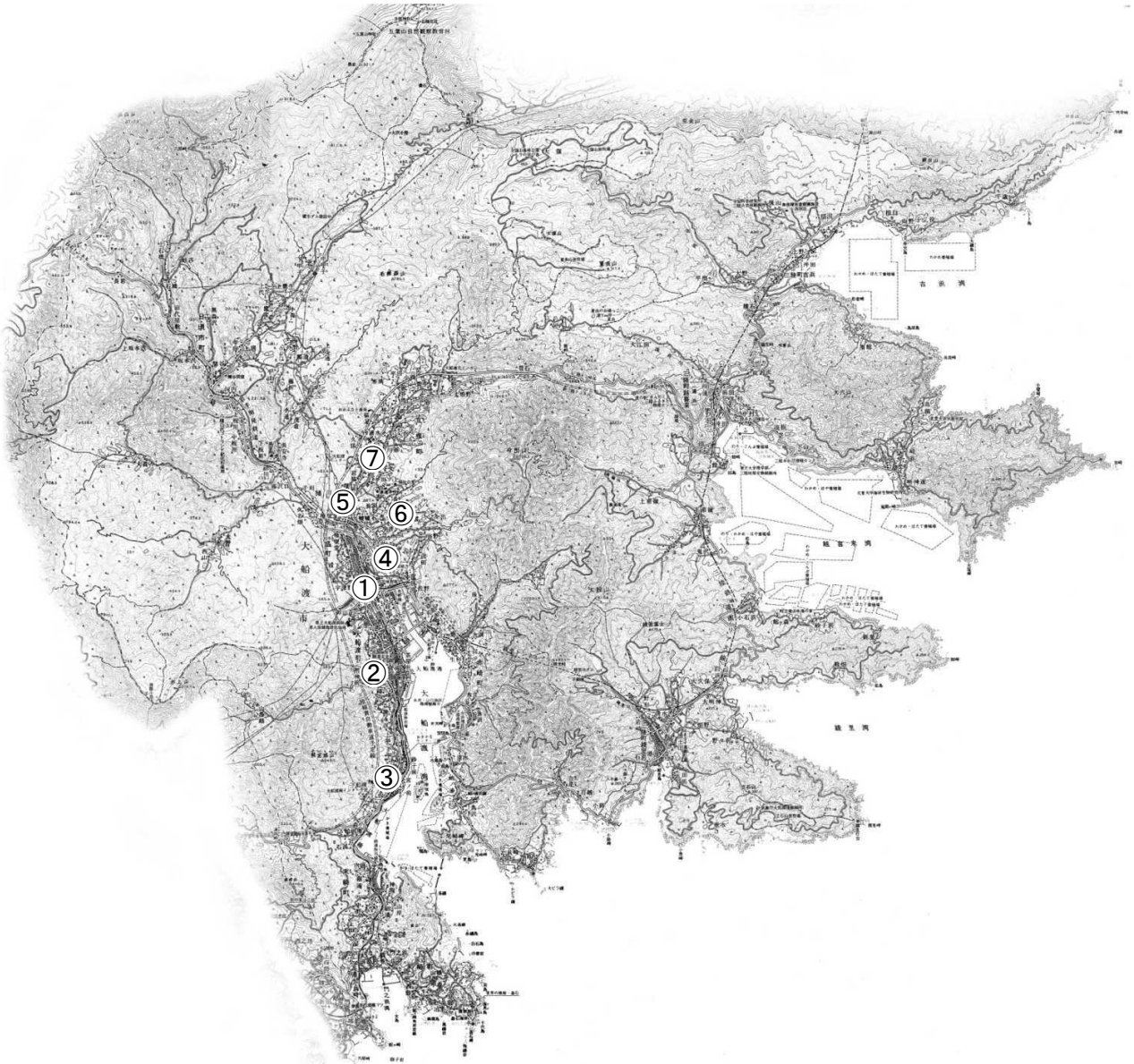


図 23 環境騒音測定地点



①	田茂山・近隣商業地域	②	田中・第2種中高層住居専用地域
③	宮ノ前・第1種住居地域	④	諏訪前・工業地域
⑤	前田・第2種中高層住居専用地域	⑥	長谷堂・第1種低層住居専用地域
⑦	菅生・第1種住居地域		

### 3 自動車騒音常時監視

市では市内全域の幹線道路に面する地域の騒音暴露状況を把握するため、自動車騒音常時監視を実施しています。

測定は5年で市内の幹線道路を一巡する計画としており、平成26年度は対象道路総延長21.6km（平成26年度時点では、21.9km）のうち、3.2km、平成27年度は4.9kmを対象に測定を実施しました。

対象住居等戸数のうち環境基準値以下だった割合は平成26年度92.9%、平成27年度90.0%でした。環境基準を超過した住居は、何れも要請限度（道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する判断基準）を超過しませんでした。今後も状況を注視していく必要があります。

表40、41に平成26・27年度の測定結果をそれぞれ示しました。

表40 平成26年度自動車騒音常時監視測定結果

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼間 (6時～22時)	環境基準	要請限度 ※	夜間 (22時～6時)	環境基準	要請限度 ※
大船渡町字下船渡地内	74	70	75	67	65	70
大船渡町宇笹崎地内	73	70	75	65	65	70
猪川町久名畑地内	48	70	75	46	65	70

表41 平成27年度自動車騒音常時監視測定結果

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼間 (6時～22時)	環境基準	要請限度 ※	夜間 (22時～6時)	環境基準	要請限度 ※
猪川町字前田地内	71	70	75	66	65	70
猪川町宇轆轤石地内	66	70	75	56	65	70
赤崎町諏訪前地内	69	70	75	61	65	70



#### 4 工場・事業場に対する規制、指導等

##### (1) 騒音に係る届出状況

騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況は表 42 のとおりです。

法に基づく届出は、平成 26 年度は 3 件、平成 27 年度は 2 件の施設設置届出がありました。

また、条例に基づく届出は、平成 26 年度に 8 件、27 年度に 1 件の施設設置届がありました。

平成 27 年度末の総事業場数は、208 事業場 541 施設となっています。

表 42 騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名	騒音規制法		岩手県生活環境保全条例		
		施設数	事業場数	施設数	事業場数	
1	騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例	金属加工用機械	30	16	5	2
2		空気圧縮機及び送風機	48	21	33	21
3		破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(土石用または鉱物用)	1	1	—	—
7		木材加工機械	42	19	57	28
9		印刷機械	22	6	—	—
10		合成樹脂用射出成形機	6	1	—	—
5	岩手県生活環境保全条例	冷凍機	/		233	53
6		冷却塔			41	24
7		バーナー			23	16
合計		149	64	392	144	

##### (2) 振動に係る届出状況

振動規制法に基づく届出状況は表 43 のとおりです。

法に基づく届出は、平成 26 年度は 17 件、平成 27 年度は 16 件の施設設置届出がありました。

平成 27 年度末の総事業場数は、38 事業場 78 施設となっています。

表 43 振動規制法に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	26	13
2	圧縮機	22	14
6	木材加工機械	7	5
7	印刷機械	17	5
9	合成樹脂用射出成形機	6	1
合計		78	38

## 5 特定建設作業

特定建設作業\*とは、建設工事として行われる作業のうち、くい打機、さく岩機などの著しく騒音や振動を発生する機器を使用する作業として、政令で定められている作業のことで、連続した作業や夜間、日曜休日における作業などを規制しています。

表 44 は、特定建設作業実施届出状況の経年変化を示したものです。平成 24 年度以降は東日本大震災からの復旧・復興に係る工事の影響により、届出件数が増加しています。

表 44 特定建設作業実施届出状況の経年変化

作業の種類 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
くい打機を使用する作業	0	1	0	0	2	1	0	0	3	2	15	14
さく岩機を使用する作業	0	0	0	0	0	2	0	1	7	3	8	6
空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
バックホウを使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	0	7	8	7	9
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
ブレーカーを使用する作業	0	0	1	2	1	2	0	1	13	5	8	9
合計	0	1	2	2	3	5	0	2	30	20	40	41

## 第2 悪臭

においを出す物質は、約 40 万種類に及ぶといわれていますが、においは人の好みによって良いにおいとされたり、悪臭とされたりします。悪臭とは、ほとんどの人が不快感をもつにおいの総称であり、その強度、継続時間、頻度により悪臭と判断されます。

悪臭は、さまざまな成分の気体が混合して空気中に放出されているため、単体成分としては基準に合致していても、多成分の気体が複合して相乗的ににおいを強くすることがあります。

そのため、法令では、測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合された悪臭を人の嗅覚で判定する嗅覚測定法（官能試験法）による規制方式をとっています。

当市においては、悪臭防止法で規制されているアンモニアを始めとする 22 種類の悪臭物質\*の濃度で規制する方式の地域指定を受けています。

悪臭は、苦情という形で現れます。平成 26 年度は 14 件、平成 27 年度には 4 件の悪臭苦情があり、悪臭苦情の内容は野外焼却や事業所の事業活動によるものでしたが、濃度測定を必要とするものではありませんでした。

## 第4章 公害苦情処理

### 第1 概況

公害苦情は、かつては工場や事業場に対するものがほとんどでしたが、最近では自分たちの身の回りに関する都市・生活型のものが増えてきています。

ごみの焼却による苦情のほか、「きたない」「うるさい」「臭い」といった感情的・心理的なものが大半です。

表45は、公害苦情件数の年度別推移を示したものです。

表45 公害苦情の年度別推移

公害の種類		年度											
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
典型 7 公害	大気汚染	18	17	19	12	14	9	9	7	4	6	2	1
	水質汚濁	10	5	11	9	11	6	5	1	3	0	4	2
	土壌汚染	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	3	6	4	3	3	1	1	0	3	0	5	2
	振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	15	9	4	14	5	1	6	4	4	1	14	4
典型7公害以外	13	18	17	23	15	7	15	6	14	23	32	25	
合計	59	55	55	61	49	24	36	18	28	30	57	34	

### 第2 公害苦情の発生状況

公害苦情は、電話で申し立てられる場合がほとんどで、発生場所は市街地が多く、被害内容は、直接的に健康や財産に影響を与えるものよりは感覚的なものが多い状況にあります。

また、原因については、典型7公害については特定できるものが多く、原因者に対し、指導を行っています。

図24は、公害苦情件数の地区別内訳を、図25は、発生源別内訳を示したものです。

平成26・27年度の種類ごとの特徴は次のとおりです。

#### (1) 大気汚染に係る苦情

苦情の主な内容は、事業場や一般家庭における野外焼却の煙に関するものでした。

廃棄物処理法等で規制されているビニールやプラスチック類などの焼却のほか、規制対象外の草木の焼却によるものでした。

#### (2) 水質汚濁に係る苦情

苦情の主な内容は、河川や海への油の流出や、事業場からの排水に関するものでした。

#### (3) 騒音、振動に係る苦情

苦情の内容は、事業場や作業現場等から発生する騒音に関するものでした。

#### (4) 悪臭に係る苦情

苦情の内容は、事業場等からの臭いに関するものなどでした。

(5) 典型7公害以外の苦情

苦情の主な内容は、不法投棄に関するものでした。

原因者を特定できる事案は少なく、環境衛生上改善すべき、または市所有地であると判断できる場合には回収、処理を行っています。

図 24 公害苦情の地区別発生件数

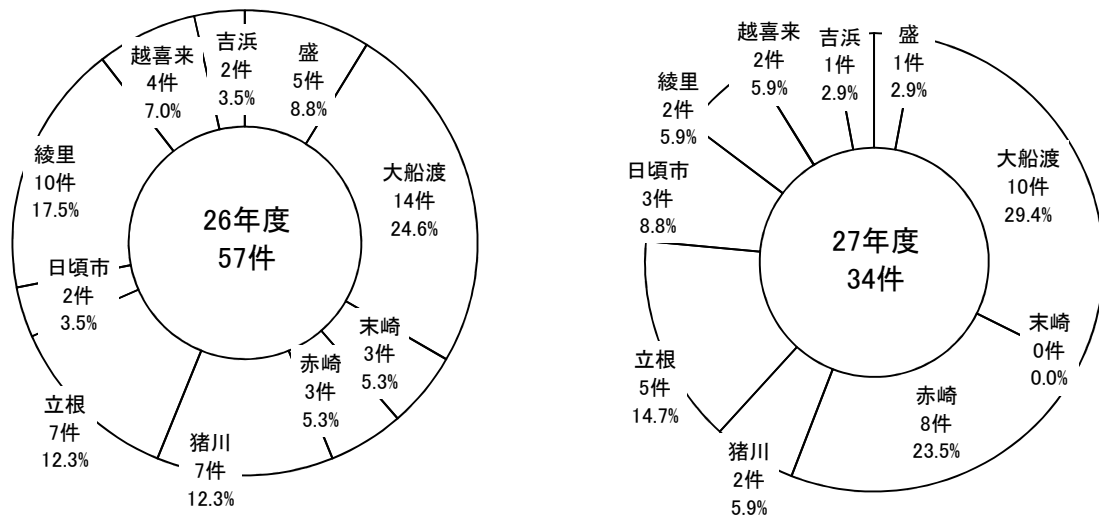
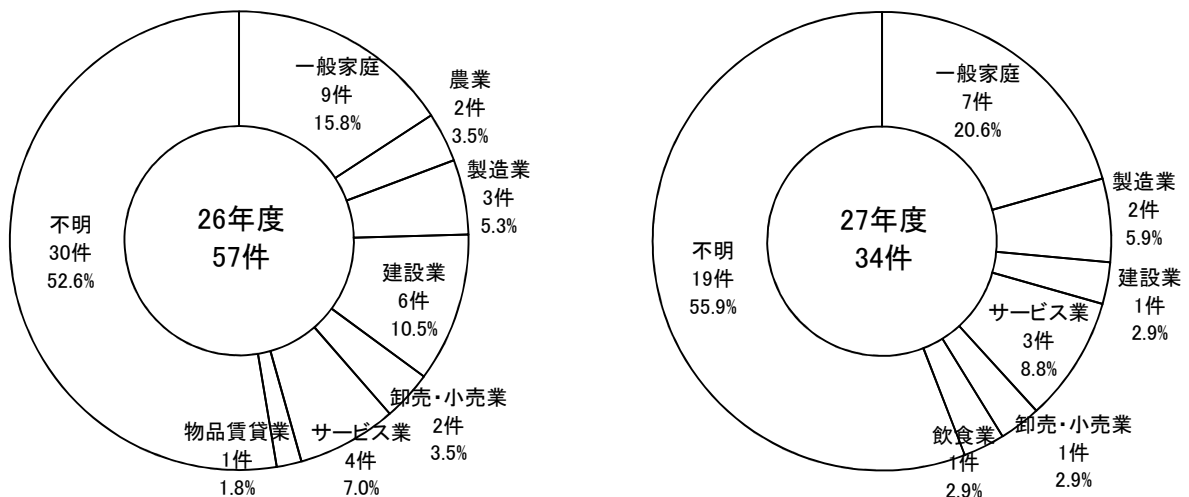


図 25 公害苦情の発生源別件数



第3 公害苦情の解決状況

公害苦情の処理については、被害者救済と公害紛争への発展を防ぐため、県（沿岸広域振興局）等の関係機関と連携した迅速かつ適切な対応に努め、指導及び解決にあたっています。

公害苦情の解決のためには、発生源者の努力はもとより、申立者、発生源者双方が相手の立場を理解し、協力しあうことも大切です。

平成 26 年度に受理した 57 件の公害苦情のうち 51 件は解決し、1 件が未解決、5 件は他の機関へ移送、平成 27 年度は、34 件のうち 28 件が解決し、6 件は他の機関へ移送しました。

## 第5章 東日本大震災

### 第1 災害廃棄物等処理関係

#### 1 災害廃棄物

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、本市では地震と津波により、約800haが浸水し、多くの尊い命や財産が失われる未曾有の被害が発生しました。

その結果、本市では約62万4千トンの災害廃棄物や約23万トンの津波堆積物（以下、ガレキと言う）が発生し、岩手県全体では約618万トンのガレキが発生しました。

本市の災害廃棄物の量は、本市の年間ごみ排出量に換算すると約80～90年分に相当する量になりますが、「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」に基づき、処理計画期間である平成25年度末までに処理を終了しました。

平成24年度末までに建物解体・廃棄物撤去、仮置場の撤去を終え、それらのガレキは永浜山口地区二次選別所へ搬入したうえで、選別し、主に太平洋セメント(株)大船渡工場で焼却処分、または復興資材化及びセメント資源化等リサイクル活用されました。太平洋セメント(株)大船渡工場で処理できないガレキは、岩手県と連携を図りながら、東京都をはじめとする県外施設や、北上市清掃事業所、岩手沿岸南部クリーンセンター（釜石市）など県内での広域処理を実施しました。

表46に県内のガレキ処理実績を示しました。

#### 2 防疫作業

津波浸水区域の防疫措置として、消石灰や消毒液を地区本部等へ配置し、希望者へ配布しました。

また、津波によって流出した加工食品類やその埋設保管場所、ガレキ仮置き場等から起因して大量のハエが発生したため、防疫関係の専門業者で構成する日本ペストコントロール協会岩手県支部に殺虫業務とモニタリング業務を委託しました。

さらに、夏場には、浸水区域の便槽跡や排水溝跡等のたまり水等で、ボウフラ（成虫：蚊）が大量に発生した場所がありましたが、日本ペストコントロール協会岩手県支部の助言により、早期に事象を発見し、駆除を委託する等、的確に防除することができました。

これらの防疫作業を行ったところ、本市から東日本大震災に起因すると判断できるような感染症や食中毒等の報告は、ありませんでした。

図26にガレキ仮置場と加工食品類等埋設保管場所を示しました。なお、加工食品類等の埋設物は、千葉県や秋田県、仙台市などの県外施設や太平洋セメント(株)大船渡工場への搬出・処分を行い、平成26年7月末までに処分が完了しました。

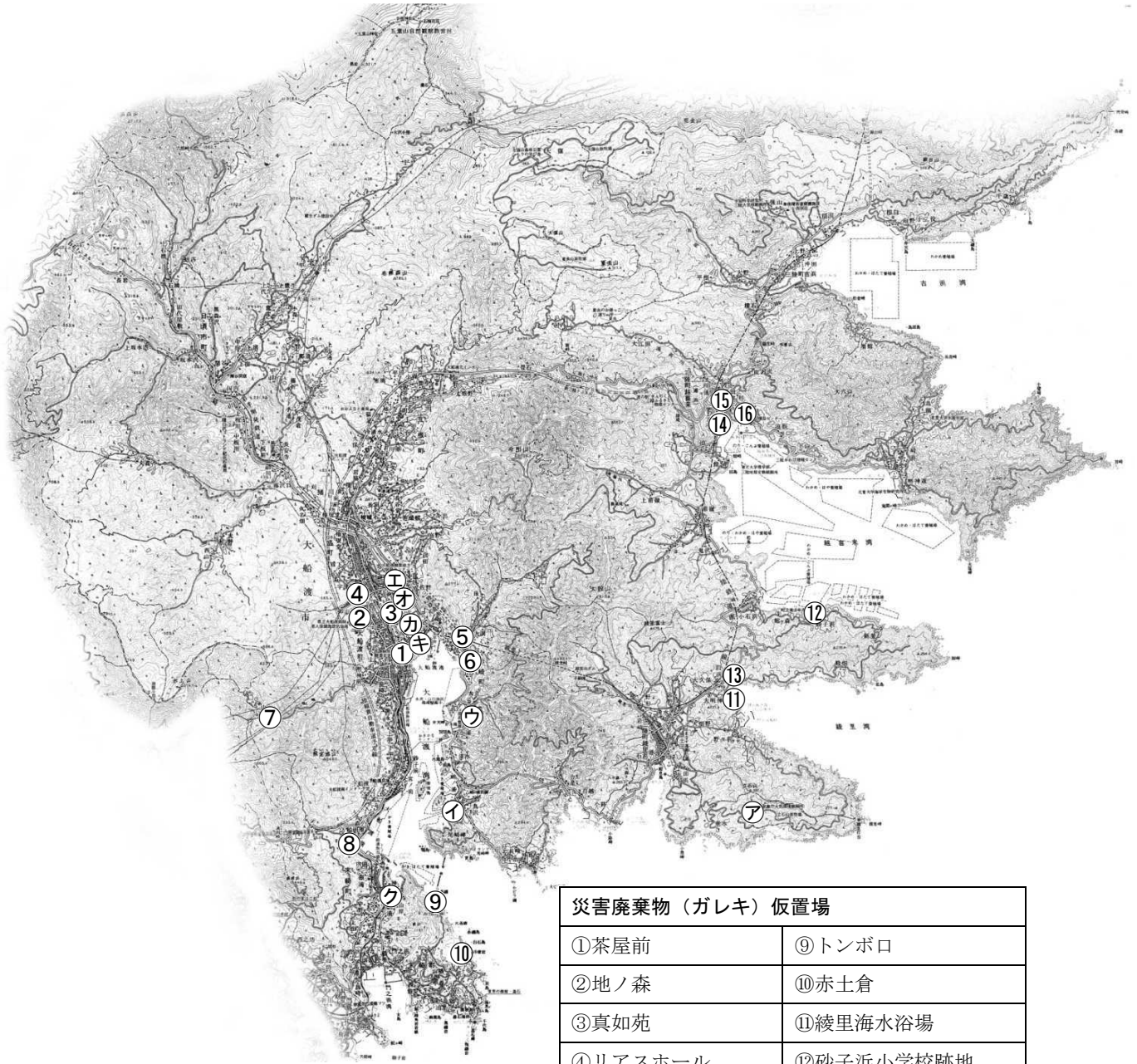
表46 ガレキ処理実績

(単位:トン)

市町村	ガレキ発生推計量		
	津波堆積土	災害廃棄物	計
洋野町	2,817	17,286	20,103
久慈市	14,109	76,091	90,200
野田村	46,430	120,870	167,300
普代村	0	14,247	14,247
田野畑村	18,809	36,523	55,332
岩泉町	34,148	30,561	64,709
宮古市	200,627	605,116	805,743
山田町	59,067	423,789	482,856
大槌町	206,469	453,595	660,064
釜石市	192,280	753,232	945,512
大船渡市	229,543	624,407	853,950
陸前高田市	838,511	1,185,318	2,023,829
岩手県全体	1,842,810	4,341,033	6,183,843

資料:「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(岩手県:平成27年3月)

図26 災害廃棄物（ガレキ）仮置場と加工食品類等埋設保管場所



災害廃棄物（ガレキ）仮置場	
①茶屋前	⑨トンボ口
②地ノ森	⑩赤土倉
③真如苑	⑪綾里海水浴場
④リアスホール	⑫砂子浜小学校跡地
⑤赤崎小	⑬殿畑
⑥赤崎中	⑭越喜来小学校
⑦山馬越採石所跡地	⑮さんりくの園越喜来
⑧石浜民有地	⑯越喜来杉下

加工食品類等埋設保管場所		(平成26年7月末時点で処分完了)
㊦三陸町綾里田浜下地内	㊰大船渡町浄化センター	
㊧赤崎町蛸ノ浦地内	㊱大船渡町阿部長商店敷地内	
㊨赤崎町大立地内	㊲大船渡町下平地内	
㊩盛町田中島グラウンド	㊳末崎町小細浦地内	
㊪大船渡町旧ABCエクスプレス倉庫跡地		

### 3 し尿処理

本市のし尿処理は、震災発生後、気仙広域連合からの依頼により、構成市町（大船渡市、陸前高田市、住田町）ごとに処理しなければならない状況となりました。

気仙広域連合衛生センター（し尿処理施設）は、津波被害を受けたことから、処理不能な状況でありましたが、岩手県内のし尿処理施設及び下水道処理施設の協力により、し尿と浄化槽汚泥のすべてについて、内陸の処理施設まで運搬し処理を行いました。

協力いただいた処理施設は、表 47 のとおりです。

内陸の処理施設への処理の依頼は、平成 24 年 3 月 31 日まで続き、気仙広域連合衛生センターは、平成 24 年 4 月 1 日から通常稼動に復旧しました。

表 47 処理施設

し尿処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥州金ヶ崎行政事務組合</li> <li>・北上地区広域行政組合</li> <li>・一関地区広域行政組合</li> <li>一関清掃センター</li> <li>川崎清掃センター</li> </ul>
下水道処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県</li> <li>都南浄化センター</li> <li>北上浄化センター</li> </ul>

## 第2 放射線量

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、岩手県では県内各地で環境放射能を測定し、公表していますが、測定箇所が限られていることから、本市独自で市内における地表付近の放射線量を定期的に測定し、本市への影響を把握するとともに、広報等で市民の皆さんへ情報を提供しています。

平成 23 年 7 月 27 日から市内 4 箇所週 1 回、地表から 5cm、50cm、100cm の高さで測定しており、平成 23 年 11 月 30 日から市内 9 箇所での測定とし、平成 26 年度は隔週、平成 27 年度からは月 1 回測定しています。

全ての測定箇所が、文部科学省による「学校の校舎・校庭等の線量の低減について」に基づく、学校において児童生徒等が受ける線量の目安である 1.0 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）/時を下回っており、また、県による「放射線量低減に向けた取組方針」に基づく、除染等の低減措置実施の目安（1.0 $\mu$ Sv/時）も下回っており、直ちに健康に影響を与えるような状況にはありませんでした。

また、学校施設等では複数地点で定期的に測定を実施しており、文部科学省が除染の基準としている測定高では下回っているものの、高さ 1cm で局所的に比較的高い放射線量が確認された箇所については、除染作業を実施しました。



平成28年7月には、車載型の放射線測定器による幹線道路等の空間線量率を測定する走行サーベイによる連続測定を行いました。走行箇所ほとんどが $0.1\mu\text{Sv/時}$ 以下でした。

表48に定期測定の測定結果、図27に測定地点を示しました。また、表49に学校施設等の最大値結果を示しました。

表48 空間放射線量測定結果

(単位:  $\mu\text{Sv/時}$ )

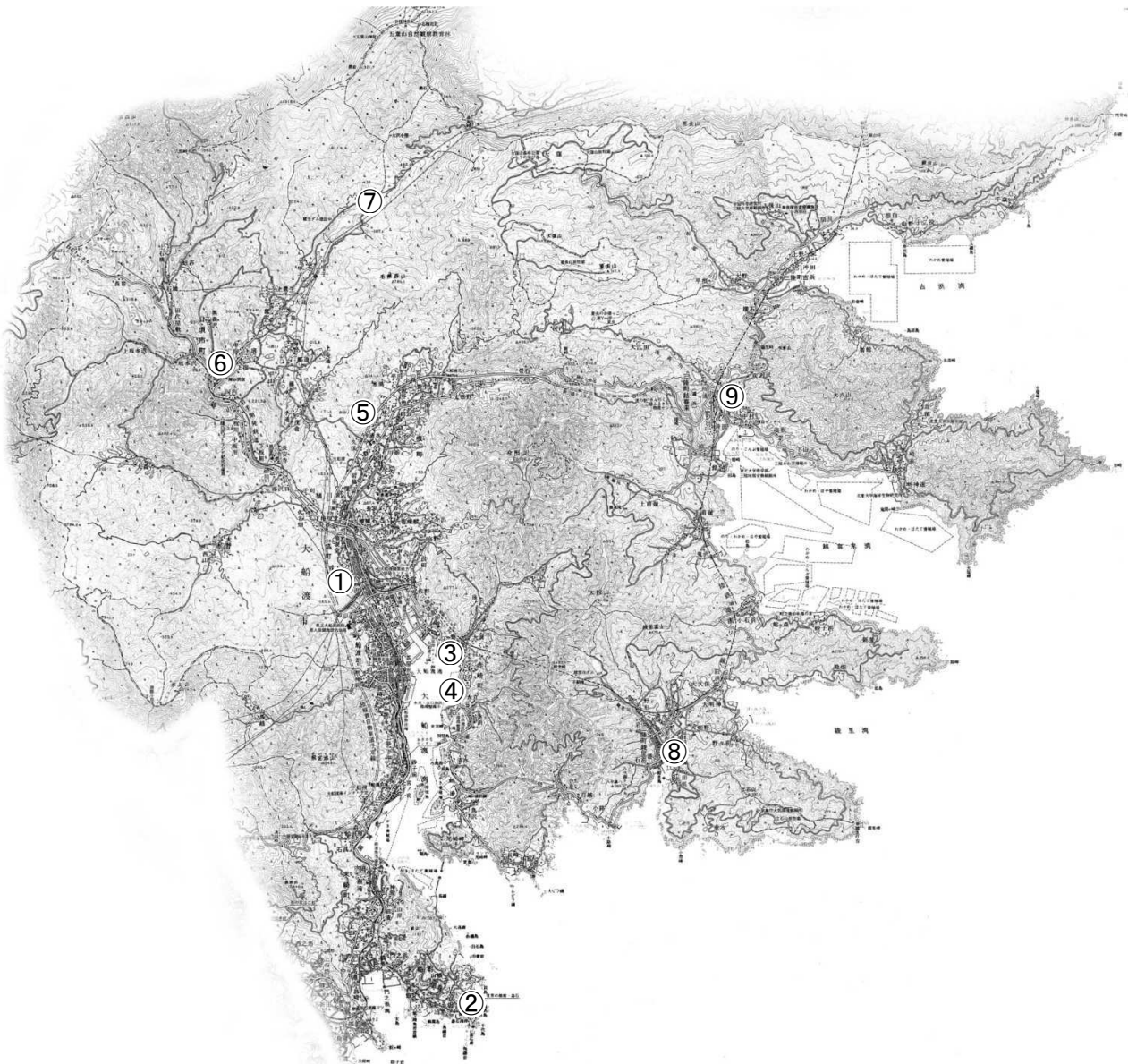
測定場所	高さ	H26/9/24	H27/3/20	H27/9/15	H28/3/15
盛町 大船渡市役所本庁	100cm	0.04	0.06	0.04	0.05
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.04	0.05	0.04	0.05
末崎町 碁石海岸大駐車場	100cm	0.04	0.05	0.04	0.04
	50cm	0.04	0.04	0.05	0.05
	5cm	0.03	0.04	0.05	0.04
赤崎町 漁村センター	100cm	0.04	0.05	0.05	0.04
	50cm	0.04	0.05	0.05	0.04
	5cm	0.05	0.05	0.06	0.03
赤崎町 永浜山口災害廃棄物二次選別所	100cm	0.06	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.06	0.04	0.04	0.05
	5cm	0.06	0.04	0.05	0.05
立根町 おおふなと斎苑	100cm	0.05	0.06	0.04	0.05
	50cm	0.04	0.06	0.05	0.05
	5cm	0.06	0.05	0.04	0.04
日頃市町 日頃市地区公民館	100cm	0.06	0.05	0.05	0.05
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.05
日頃市町 鷹生ダム周辺市有地	100cm	0.08	0.07	0.07	0.06
	50cm	0.09	0.08	0.07	0.06
	5cm	0.07	0.06	0.06	0.06
三陸町綾里 三陸総合運動公園	100cm	0.04	0.03	0.03	0.03
	50cm	0.03	0.03	0.03	0.03
	5cm	0.03	0.03	0.03	0.04
三陸町越喜来 三陸支所	100cm	0.06	0.06	0.05	0.06
	50cm	0.06	0.06	0.06	0.06
	5cm	0.05	0.06	0.06	0.06

表 49 空間放射線量測定結果（各地点の最大値を示しています）

(単位:  $\mu\text{Sv}/\text{時}$ )

測定場所	平成26年9月			平成27年3月			平成27年9月			平成28年3月		
	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値
盛小学校	2日	50cm	0.17	9日	50cm	0.14	8日	50cm	0.20	9日	50cm	0.17
大船渡小学校	2日	50cm	0.15	9日	50cm	0.14	8日	50cm	0.11	9日	50cm	0.12
末崎小学校	2日	50cm	0.19	9日	50cm	0.16	8日	50cm	0.16	9日	50cm	0.15
蛸ノ浦小学校	3日	50cm	0.22	10日	50cm	0.21	14日	50cm	0.18	10日	50cm	0.18
猪川小学校	5日	50cm	0.10	12日	50cm	0.13	17日	50cm	0.13	11日	50cm	0.13
立根小学校	5日	50cm	0.17	12日	50cm	0.18	17日	50cm	0.16	11日	50cm	0.17
日頃市小学校	2日	50cm	0.19	9日	50cm	0.17	8日	50cm	0.17	9日	50cm	0.16
大船渡北小学校	2日	50cm	0.13	9日	50cm	0.12	8日	50cm	0.10	9日	50cm	0.13
綾里小学校	3日	50cm	0.15	10日	50cm	0.13	14日	50cm	0.12	10日	50cm	0.12
越喜来小学校	5日	50cm	0.09	12日	50cm	0.09	17日	50cm	0.09	11日	50cm	0.09
吉浜小学校	5日	50cm	0.20	12日	50cm	0.19	17日	50cm	0.17	11日	50cm	0.17
第一中学校	5日	1m	0.13	12日	1m	0.15	17日	1m	0.14	11日	1m	0.14
大船渡中学校	2日	1m	0.09	9日	1m	0.09	8日	1m	0.08	9日	1m	0.08
末崎中学校	2日	1m	0.07	9日	1m	0.06	8日	1m	0.07	9日	1m	0.06
赤崎中学校仮設校舎	3日	1m	0.10	10日	1m	0.10	14日	1m	0.09	10日	1m	0.09
日頃市中学校	2日	1m	0.21	9日	1m	0.17	8日	1m	0.15	9日	1m	0.19
綾里中学校	3日	1m	0.12	10日	1m	0.12	14日	1m	0.11	10日	1m	0.11
越喜来中学校	5日	1m	0.14	12日	1m	0.15	17日	1m	0.11	11日	1m	0.11
吉浜中学校	5日	1m	0.10	12日	1m	0.10	17日	1m	0.10	11日	1m	0.10
綾里こども園	3日	50cm	0.08	10日	50cm	0.07	14日	50cm	0.06	10日	50cm	0.07
越喜来幼稚園・保育所	5日	50cm	0.08	12日	50cm	0.08	17日	50cm	0.08	11日	50cm	0.09
吉浜こども園	5日	50cm	0.08	12日	50cm	0.08	17日	50cm	0.08	11日	50cm	0.07
海の星幼稚園	2日	50cm	0.08	9日	50cm	0.08	8日	50cm	0.07	9日	50cm	0.08
にこにこ浜っこクラブ	3日	50cm	0.09	10日	50cm	0.07	14日	50cm	0.06	10日	50cm	0.07
盛川河川敷	3日	50cm	0.10	10日	50cm	0.10	14日	50cm	0.12	10日	50cm	0.12
はまなす運動公園	3日	50cm	0.11	10日	50cm	0.11	14日	50cm	0.10	10日	50cm	0.09

図 27 空間放射線量測定地点



①	盛町・大船渡市役所本庁舎	⑥	日頃市町・日頃市地区公民館
②	末崎町・碁石海岸大駐車場	⑦	日頃市町・鷹生ダム周辺市有地
③	赤崎町・漁村センター	⑧	三陸町綾里・三陸総合運動公園
④	赤崎町・永浜山口災害廃棄物二次選別所	⑨	三陸町越喜来・三陸支所
⑤	立根町・おおふなと斎苑		

## 第6章 その他

### 第1 一般廃棄物試験分別収集事業

#### 1 事業の目的

廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」の実現を目指し、一般廃棄物試験分別収集事業（通称：再利用ごみモデル収集事業）を実施しています。

市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、再資源化（リサイクル）する取組みを試験的に実施することにより、地域の特性を生かしたごみの減量化・資源化を目的としています。

「再利用ごみ」は、燃やした場合に高いエネルギーを発することから、市内の太平洋セメント（株）大船渡工場において高温焼成炉の燃料の一部として利用され、焼却後の灰はセメント原料の一部として利用されることにより、全てリサイクルされます。

表50には、年度別収集量を示しています。

#### 2 モデル地区

##### (1) 平成21年10月～

赤崎地区（中井から永浜までの11行政区） 約1,400世帯

##### (2) 平成22年10月～

蛸ノ浦・立根地区の全域及び猪川地区の一部（上富岡、下富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井の6行政区） 約3,000世帯

##### (3) 平成24年10月～

盛、日頃市及び猪川地区の一部（大野、上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田の6行政区） 約3,100世帯

表50 年度別収集実績

年度	時期	モデル地区	対象世帯数 (世帯)	収集量 (kg)
21	H21. 10. 1 ～ H22. 3. 31	(1)	約1,400	21,080
22	H22. 4. 1 ～ H22. 9. 30	(1)	約1,400	24,720
	H22. 10. 1 ～ H23. 3. 11	(1) (2)	約4,400	58,340
23	H23. 11. 1 ～ H24. 3. 31	(1) (2)	約4,400	46,140
24	H24. 4. 1 ～ H24. 9. 30	(1) (2)	約4,400	64,180
	H24. 10. 1 ～ H25. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	109,720
25	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	240,540
26	H26. 4. 1 ～ H27. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	243,680
27	H27. 4. 1 ～ H28. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	239,500

(注) モデル地区の( )付きの数字は、「2 モデル地区」の( )のとおり。

世帯数は、収集開始時の公文書配布世帯数による概数。

平成23年3月12日から平成23年11月2日までは、東日本大震災の影響により、事業を中断。

## 第2 エコライフ推進事業

### 1 事業の目的

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、一人ひとりが、日常の生活や活動が環境に与える影響を十分に認識しながら、環境への配慮を積極的に実践することが大切です。

このため、本市では、昭和61年度から市民と行政が連携、協力し、これまでのライフスタイルを見直してよりよい地域環境づくりを目指す「快適なまちづくり実践活動推進事業」を実施しており、平成13年度からは更に省エネなどの内容を加えて発展させた「エコライフ推進事業」を実施しています。

実践地域では、各家庭単位で地球温暖化防止活動や水質汚濁防止活動、ごみの分別・減量化などの自主的活動を進め、市では、説明会・学習会を開催するとともに、アンケートを集計・分析することによりその成果を公表しています。

この事業を通じ、市民へのよりよい環境に対する意識啓発を図るとともに、その成果を市内全域に広げることを目的としています。

### 2 実践地域

表51、52に示すとおり、平成24年度は、市内の10地域公民館を指定して実施しましたが、平成26・27年度は、市内の9地域公民館を指定して実施しました。

表51 平成26年度 エコライフ推進事業実践地域（実践期間 H26.10.1～H26.10.15）

地区名	地域名	実施主体	世帯数
盛町	上木町	同地域公民館	95
大船渡町	上山	〃	240
末崎町	梅神	〃	64
赤崎町	蛸ノ浦	〃	153
猪川町	下中井	〃	203
立根町	和村	〃	133
日頃市町	甲子	〃	21
三陸町綾里	砂子浜	〃	24
三陸町吉浜	下通	〃	44
合計	9 地域		977

(注) 世帯数 平成26年8月31日現在

表52 平成27年度 エコライフ推進事業実践地域（実践期間 H27.9.29～H27.10.20）

地区名	地域名	実施主体	世帯数
盛町	木町	同地域公民館	72
大船渡町	南笹崎	〃	195
末崎町	門之浜	〃	80
赤崎町	山口	〃	77
猪川町	下久名畑	〃	82
立根町	川原	〃	280
日頃市町	小通	〃	56
三陸町綾里	小路	〃	21
三陸町吉浜	根白	〃	76
合計	9 地域		939


(注) 世帯数 平成27年9月30日現在

### 3 実践活動実施項目

- (1) 使っていない場所の電気を消し、照明器具のスイッチをこまめに消す。
- (2) テレビの主電源は、こまめに消す。
- (3) 使用していないときは、電化製品のコンセントを抜く。
- (4) 部屋を片付けてから掃除機をかける。
- (5) 冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない。開閉はすばやく少ない回数で行う。
- (6) ご飯は、炊飯器の保温機能ではなく、電子レンジで温める。
- (7) 料理は食べ残しがないように作る。
- (8) 調理の際は、なべ底にあわせて火加減を調節する。
- (9) 風呂にふたをする。(熱を逃さないようにして、追い炊きなどをなるべくしない)
- (10) 家族が続けて風呂に入る。
- (11) 風呂の残り湯は、洗濯や掃除などに使う。
- (12) お湯や水を出しっぱなしにしない。
- (13) 食器洗いのお湯の温度を低めにする。
- (14) 暖房の設定温度を低めにする。
- (15) こたつやホットカーペットの温度設定を低めにする。
- (16) 車の運転はエコドライブをする。(アイドリングストップ、エンジンをふかしすぎない)
- (17) タイヤの空気圧を適正に保ち、不要な荷物を積みっぱなしにしない。
- (18) 徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。
- (19) 排水口にネットをつけ、調理くずを流さない。
- (20) 生ごみは水をよく切って出す。
- (21) ごみの分別を行い、資源ごみは資源古紙または集団資源回収に出す。
- (22) 牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収、再利用ごみの分別に取り組む。
- (23) 買い物袋や買い物かごなどを持参し、レジ袋を辞退する。
- (24) 携帯用はしや水筒(マイはし、マイボトル)などを活用し、使い捨て商品を控える。
- (25) 環境に配慮した商品(リサイクル商品、詰め替え用商品、エコマーク商品など)の購入を心がける。

卷 末 資 料

---



## 第1 環境基準等一覧

### 《大気汚染関係》

#### 1 二酸化硫黄等（環境基準）

##### (1) 環境基準及びその達成期間

(昭和48.5.8環境庁告示第25号 最近改正 平成21.9.9環境庁告示第33号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素※ (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天秤法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを超える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法
微小 粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による質量濃度測定方法 ②①の質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和53.7.11環大企第252号、昭和53.7.17環大企第262号、昭和54.8.7環大企第310号）。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレイトその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC（昭和51.8中公審答申）。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m<sup>3</sup>（昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」）。



(2) 評価方法

(昭和 48. 6. 12 環大企第 143 号、昭和 53. 7. 17 環大企第 262 号、平成 21. 9. 9 環水大発第 090909001 号ほか)

区分	適用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO <sub>2</sub> 、CO、SPM、NO <sub>2</sub> 、PM <sub>2.5</sub> の年間にわたる測定結果を、1日平均値の高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。

- 備考 1 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。  
 2 測定年間6,000時間(PM<sub>2.5</sub>は250日)未満の測定局は、長期的評価の対象としない。  
 3 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。  
 4 環境基準の長期的評価に対応する年間平均値は、SO<sub>2</sub>が0.012~0.015ppm、NO<sub>2</sub>が0.02~0.03ppm。

2 有害大気汚染物質(環境基準)

(平成 9. 2. 4 環境庁告示第 4 号、平成 13. 4. 20 環境省告示第 30 号)

物質	環境上の条件(環境基準)	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した試料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下		
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下		

- 備考 1 年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。(平成 2. 1. 12 環大企第 37号、平成 2. 1. 12 環大企第 26号~第 27号)

《水質汚濁関係》

1 環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46. 12. 28 環境庁告示第 59 号・最近改正平成 23. 10. 27 環境省告示第 94 号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.003 mg/l以下	検出されないこと	0.01 mg/l以下	0.05 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.0005 mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.004 mg/l以下	0.1 mg/l以下	0.04 mg/l以下	1 mg/l以下	0.006 mg/l以下	0.03 mg/l以下	0.01 mg/l以下

項目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002 mg/l以下	0.006 mg/l以下	0.003 mg/l以下	0.02 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	10 mg/l以下	0.8 mg/l以下	1 mg/l以下

項目	1,4-ジオキサン
基準値	0.05 mg/l以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと。」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43. 2. 1、43. 2. 3 又は 43. 2. 5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 43. 1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0. 3045 に乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46. 12. 28 環境庁告示第 59 号・最近改正 平成 25. 3. 27 環境省告示第 30 号)

① 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級 C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100m/ℓ以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる）。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。  
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

② 海 域

ア 全窒素、全リン以外の項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。  
 4 n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5mg/ℓ

イ 全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。  
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心として水産生物が多獲される。  
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
 3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度。

## 2 排水基準等

(1) 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（法第3条第2項）（昭和46.6.21 総理府令第35条別表第1、最近改正平成25.6.10 省令15）

（条例第23条第2項）（平成13規則第140号別表9）

有害物質を含む要件（法第8条、第12条の3）（平成元.8.21 環境庁告示第39号 最近改正平成24.5.23）

有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/ℓ	0.001 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ	0.1 mg/ℓ
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/ℓ	0.1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ	0.005 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ	0.04 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ	0.005 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005 mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ	0.0004 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4mg/ℓ	シス体にあつては0.004 mg/ℓ トランス体にあつては0.004 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
1,1,2 トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	0.0006 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ	0.0006 mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ	0.0003 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ	0.001 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/ℓ 海域に排出されるもの ほう素 230mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/ℓ 海域に排出されるもの ふっ素 1mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/ℓ	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素0.7mg/ℓ、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素0.2mg/ℓ、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素0.2mg/ℓ

備考 1 「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49.12.1）の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

(2) 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46.6.21総理府令第35号別表第2、最近改正平成20.9.30省令11)

(条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第10)

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排出する場合適用)	mg/ℓ	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排出する場合適用)	〃	160 ( 〃 120)
浮遊物質〔SS〕	〃	200 ( 〃 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	2
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3,000
窒素含有量	mg/ℓ	120 (日間平均60)
リン含有量	〃	16 ( 〃 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49.12.1)の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準\*は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

《騒音関係》

1 騒音環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

平成 11 年 3 月 26 日 県告示第 258 号

地 域 類 型		環 境 基 準 値		
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間（午前 6 時から午後 10 時）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m  2 車線を越える道路の端から 20m	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているとみとめられるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。

## 2 騒音規制基準等

(1) 地域の指定（法第3条第1項、条例第33条第1項）

特定工場等（法第2条第2項）、騒音特定工場等（条例第33条第1項）、特定建設作業（法第2条第3項）及び自動車（法第2条第4項）から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定（告示） 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 48. 3. 30	昭和 48. 4. 1	盛岡市（旧告示 45. 2. 27）、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市（以上旧告示 46. 2. 26）、大船渡市、久慈市、遠野市
〃 48. 10. 30	〃 48. 11. 1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
〃 49. 3. 18	〃 49. 4. 1	北上市、二戸市
〃 49. 12. 14	〃 50. 1. 1	岩泉町
〃 53. 3. 10	〃 53. 4. 1	山田町
〃 54. 3. 16	〃 54. 4. 1	岩手町
〃 55. 3. 14	〃 55. 4. 1	雫石町、一戸町
〃 62. 3. 13	〃 62. 4. 1	紫波町
平成 5. 3. 23	平成 5. 4. 1	八幡平市
合 計		13市10町1村

指定地域（騒音規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域区分による。

地域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

備考 地域の指定については、法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが、地域の範囲は同一である。

(2) 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚農通運告示第1号）

（昭和48年3月30日県告示第423号、平成14年3月26日第306号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 午後6時から午後10時	午後10時から翌日午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル (釜石市にあつては55 デシベル)
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル (釜石市及び一関市東山町 にあつては60 デシベル)

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄(第1種区域は除く)の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85 デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値  
 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。  
 3 2号基準から5号基準については、災害等非常事態の発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和48年3月30日 県告示第424号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域（第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域） (2) 第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域） (3) 第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） (4) 第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域



(4) 自動車騒音の限度（要請基準※）（法第 17 条第 1 項）

市町村長は自動車騒音\*が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）  
 （平成 12 年 3 月 14 日 県告示第 214 号）

区域の区分	車線	基準値（単位：デシベル）	
		昼間（午前 6 時から午後 10 時）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）
a 区域 専ら住居の用に供される地域 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 70 デシベル以下	55 デシベル以下 65 デシベル以下
b 区域 主として住居の用に供される地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 75 デシベル以下	55 デシベル以下 70 デシベル以下
c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75 デシベル以下	70 デシベル以下
特例 幹線交通を担う道路に近隣する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m 2 車線を越える道路の端から 20m	75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考  
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているとみとめられるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(5) 拡声機騒音に関する規制（条例第 45 条第 1 項）

商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

① 店頭又は街頭に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前 8 時から午後 7 時までの間とすること。
- (2) 拡声機の 1 回の連続放送時間は 1 時間をこえないものとし、かつ、放送時間 1 時間につき連続 15 分以上の休止時間をおくこと。
- (3) 拡声機の設置場所は、地上 10 メートル以下とすること。
- (4) 2 以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50 メートル以上とすること。
- (5) 地上 5 メートル以上の位置で使用するときは拡声機の中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声機の真下から 10 メートル以内であること。
- (6) 幅員 8 メートル未満の道路においては、拡声機を設置しないこと。

(7) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、使用しないこと。

(8) 放送音量の基準は、音源直下の地点から 10 メートルの距離における地上 1.2 メートルの高さで 70 デシベル以下とすること。

② 自動車に設置して使用する場合

(1) 拡声機の使用時間は、午前 8 時から午後 7 時までの間とすること。

(2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準第 1 条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、使用しないこと。

(3) 放送音量の基準は、音源直下の地点から 10 メートルの距離における地上 1.2 メートルの高さで 70 デシベル以下とすること。

(4) 1 地点における 1 回の連続放送時間は 10 分（幅員 6 メートル未満の道路上では 5 分）をこえないこと。

③ 航空機に設置して使用する場合

(1) 拡声機の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとすること。

(2) 同一地域の上空での旋回は、2 回までとすること。

(3) 放送音量の基準は、地上において 65 デシベル以下とすること。

(6) 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音に関する具体的な規制はないが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（岩手県条例）では次のとおり夜間の静穏の保持を義務付けている。

① 何人も、夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下次項について同じ。）においては、道路その他の公共の場において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第 46 条第 1 項）

② 飲食店営業その他の規制で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。（条例第 46 条第 2 項）

◆ 夜間の静穏を保持すべき営業（条例第 46 条第 2 項）

- ① 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 項に規定する飲食店営業
- ② ボウリング場営業

参 考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年条例第 50 号）における近隣騒音等の規制

1 風俗営業に係る騒音及び振動の規制（第 7 条第 1 項）

法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、次表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

2 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制（第 14 条第 1 項）

法第 32 条第 2 項において、準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 2 の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

別表第2（第7条、第14条関係）

区 分	数値		
	昼間	夜間	深夜
第1種低層住居専用地域等	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
商 業 地 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第1種低層住居専用地域等及び商業地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考 1 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。  
 2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

《振動関係》

1 規制基準等

(1) 地域の指定（法第3条第1項）

特定工場等（法第2条第2項）及び特定建設作業（法第2条第3項）から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は次表のとおりである。

指定（告示） 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 53. 3. 10	昭和 53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
〃 54. 4. 1	〃 54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
〃 55. 3. 14	〃 55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
〃 56. 3. 13	〃 56. 4. 1	雫石町、一戸町
〃 62. 3. 13	〃 62. 4. 1	紫波町
平成 5. 3. 23	平成 5. 4. 1	八幡平市
合 計		13市10町1村

（現在、騒音の指定地域を有する市町村と同じである。）

指定地域の区域の区分は次表のとおり、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 特定工場等の規制基準（法第4条第1項）

指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は次のとおりである。

（昭和53年3月10日県告示第335号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後10時から 翌日の午前6 時まで	10 時間	14 時間	6 日	日曜日その他の 休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値  
 2 75dBを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。  
 3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和53年3月10日 県告示第335号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 (2) 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

(4) 道路交通振動の限度（要請基準）（法第 16 条第 1 項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第 12 条）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 7 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

《悪臭関係》

1 規制基準等

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、以下のとおりの規制が行われる。

(1) 地域の指定（法第 3 条）

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定した市町は、次表のとおりである。

指定（告示）年月日	施行年月日	市町村名	
		特定悪臭物質	臭気指数
S49. 3. 18	S49. 4. 1	北上市	
S49. 12. 14	S50. 1. 1	盛岡市、大船渡市	宮古市、釜石市、
S61. 3. 14	S61. 4. 1	花巻市	久慈市
S63. 3. 15	S63. 4. 1	奥州市	
H6. 3. 25	H6. 4. 1	矢巾町	

(2) 規制基準

① 敷地境界線上における規制基準（法第4条第1項第1号、法第4条第2項第1号）

規制地域（悪臭規制地域）内における事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、次表のとおりである。

(平成20年2月29日県告示第113号)

規制地域の区分	特定悪臭物質	臭気指数	対応する臭気強度	
規制地域のうち 都市計画法の工業 地域及び工業 専用地域	アンモニア	2 ppm	15	3
	メチルメルカプタン	0.004		
	硫化水素	0.06		
	硫化メチル	0.05		
	二硫化メチル	0.03		
	トリメチルアミン	0.02		
	アセトアルデヒド	0.1		
	プロピオンアルデヒド	0.1		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.03		
	イソブチルアルデヒド	0.07		
	ノルマルパレルアルデヒド	0.02		
	イソパレルアルデヒド	0.006		
	イソブタノール	4		
	酢酸エチル	7		
	メチルイソブチルケトン	3		
	トルエン	30		
	スチレン	0.8		
	キシレン	2		
プロピオン酸	0.07			
ノルマル酪酸	0.002			
ノルマル吉草酸	0.002			
イソ吉草酸	0.004			
規制地域のうち 上記以外の地域	アンモニア	1 ppm	12	2.5
	メチルメルカプタン	0.002		
	硫化水素	0.02		
	硫化メチル	0.01		
	二硫化メチル	0.009		
	トリメチルアミン	0.005		
	アセトアルデヒド	0.05		
	プロピオンアルデヒド	0.05		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
	イソブチルアルデヒド	0.02		
	ノルマルパレルアルデヒド	0.009		
	イソパレルアルデヒド	0.003		
	イソブタノール	0.9		
	酢酸エチル	3		
	メチルイソブチルケトン	1		
	トルエン	10		
	スチレン	0.4		
	キシレン	1		
プロピオン酸	0.03			
ノルマル酪酸	0.001			
ノルマル吉草酸	0.0009			
イソ吉草酸	0.001			

② 排出口における規制基準

◆ 特定悪臭物質（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q：流量（Nm<sup>3</sup>/h）

He：有効煙突高さ（m）

Cm：敷地境界線上の基準値（ppm）

ただし、Heが5m未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

※ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = (0.795 \sqrt{(Q \times V)}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q (T - 288) \times (2.30 \log_{10} J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{(Q \times V)}) \times (1460 - 296 (V/(T - 288))) + 1$$

(これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。)

$H_e$  : 補正された排出口の高さ (m)

$H_o$  : 排出口の実高さ (m)

$Q$  : 温度 15 度における排出ガスの流量 ( $m^3/s$ )

$V$  : 排出ガスの排出速度 (m/s)

$T$  : 排出ガスの温度 (ケルビン= $^{\circ}C + 273$ )

③ 排出水中における規制基準

◆ 特定悪臭物質 (法第 4 条第 1 項第 2 号)

特定悪臭物質 (ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。) の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$  : 排出水中の濃度 (mg/l)

$k$  : 下表の値

$C_m$  : 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

悪臭物質	流 量 $Q$ ( $m^3/秒$ )		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫 化 水 素	5.6	1.2	0.26
硫 化 メ チ ル	32	6.9	1.4
二 硫 化 メ チ ル	63	14	2.9

(注) メチルメルカプタンについては、 $0.002mg/l$ を規制基準の下限とする。

2 臭気強度等

(1) 臭気物質の濃度と臭物強度の関係

単位：ppm

	物質名	臭 気 強 度							
		1 やっと感知 できるにお い	2 何のにおいで あるかわかる 弱いにおい	2.5	3 らくに感知 できるにお い	3.5	4 強いにおい	5 強烈なにお い	
含 硫 黄 化 合 物	硫化水素	0.0005	0.0056	0.019	0.063	0.21	0.72	8.1	
	メチルメルカプタン	0.00012	0.00065	0.0016	0.0041	0.01	0.026	0.16	
	エチルメルカプタン	0.000017	0.00029	0.0012	0.005	0.021	0.086	1.5	
	硫化メチル	0.00012	0.0023	0.01	0.044	0.19	0.83	16	
	硫化エチル	0.00039	0.0033	0.0095	0.028	0.08	0.23	2.0	
	二硫化メチル	0.00028	0.0029	0.0092	0.03	0.096	0.31	3.2	
含 酸 素 化 合 物	アル デ ヒ ド 類	ホルムアルデヒド	0.41	1.9	3.9	8.4	18	38	170
		アセトアルデヒド	0.0015	0.015	0.047	0.14	0.46	1.4	14
		アクロレイン	0.03	0.14	0.29	0.63	1.4	2.9	13
		プロピオンアルデヒド	0.0015	0.015	0.046	0.14	0.45	1.4	13
		n-ブチルアルデヒド	0.00032	0.0029	0.0089	0.027	0.082	0.25	2.3
		イソブチルアルデヒド	0.0009	0.0079	0.023	0.069	0.21	0.61	5.3
		n-バレールアルデヒド	0.00071	0.0038	0.009	0.021	0.049	0.11	0.62
		イソバレールアルデヒド	0.00019	0.0011	0.0025	0.0059	0.014	0.032	0.18
	ケ ト ン 類	アセトン	30	110	210	400	760	1400	5200
		メチルエチルケトン	2.9	10	13	35	64	120	410
		メチルイソブチルケトン	0.17	0.68	1.4	2.8	5.5	11	45
	エ ス テ ル 類	酢酸メチル	7.3	21	36	61	100	180	510
		酢酸エチル	0.25	1.4	3.2	7.4	17	40	220
		アクリル酸メチル	0.0029	0.017	0.041	0.1	0.24	0.59	3.5
		アクリル酸エチル	0.0002	0.0013	0.0032	0.008	0.02	0.05	0.31
		メタアクリル酸メチル	0.15	0.47	0.82	1.4	2.5	4.4	14
		酢酸n-ブチル	0.066	0.5	1.4	3.8	10	29	220
		アクリル酸n-ブチル	0.00028	0.0027	0.0087	0.027	0.087	0.27	2.7
	脂 肪 酸 類	プロピオン酸	0.0024	0.013	0.03	0.069	0.16	0.37	1.9
		n-酪酸	0.000068	0.00041	0.001	0.0024	0.006	0.015	0.087
		イソ酪酸	0.0014	0.007	0.016	0.035	0.078	0.18	0.88
		n-吉草酸	0.0001	0.00045	0.00093	0.0019	0.004	0.0082	0.035
		イソ吉草酸	0.000053	0.00044	0.0013	0.0037	0.011	0.03	0.25
	脂 ア ル コ ー ル 族	メチルアルコール	57	200	374	700	1300	2500	8600
		エチルアルコール	0.36	6.1	25	100	410	1700	28000
		イソブタノール (イソブチルアルコール)	0.012	0.22	0.93	4.0	17	74	1400
	芳 香 コ ー ル 族	フェノール	0.012	0.059	0.13	0.3	0.68	1.5	7.7
o-クレゾール		0.00038	0.0061	0.025	0.099	0.4	1.6	26	
m-クレゾール		0.00013	0.0024	0.01	0.044	0.19	0.81	15	
p-クレゾール		0.000042	0.0019	0.013	0.086	0.58	3.9	180	
ア ン モ ニ ア	アンモニア	0.15	0.59	1.2	2.3	4.6	9.2	37	
	メチルアミン	0.00095	0.0089	0.027	0.084	0.26	0.79	7.4	
	ジメチルアミン	0.00077	0.013	0.055	0.23	0.94	3.9	66	
	トリメチルアミン	0.00011	0.0014	0.0052	0.019	0.067	0.24	3.0	
	ジエチルアミン	0.03	0.3	0.95	3.0	9.5	30	300	
	芳 香 族 炭 化 水 素 類	トルエン	0.92	4.8	11	25	56	130	660
スチレン		0.033	0.17	0.38	0.84	1.9	4.3	22	
キシレン(o:m:p=1:2:1)		0.11	0.52	1.1	2.3	4.9	10	47	
o-キシレン		0.18	0.72	1.4	2.9	5.7	11	46	
m-キシレン		0.12	0.56	1.2	2.7	6.5	13	63	
p-キシレン		0.12	0.52	1.1	2.3	4.7	9.8	42	
イソプロピルベンゼン		0.015	0.11	0.29	0.79	2.1	5.7	42	
1,2,4-トリメチルベンゼン		0.028	0.22	0.6	1.7	4.6	13	98	
1,3,5-トリメチルベンゼン		0.036	0.29	0.81	2.3	6.5	18	150	
そ の 他	(配合ブテン)	1.1	4.2	8.1	16	31	60	230	
	イソブテン	6.5	20	35	62	110	190	590	
	テトラクロロエチレン	1.8	8.0	17	35	72	150	640	

注) 下線を付した物質は、現在悪臭防止法において臭気強度2.5~3.5に対応する濃度範囲内で規制基準が設定されている。



(2) 悪臭物質と主要発生源事業場

物質名	化学式	におい	主な発生源
アンモニア	NH <sub>3</sub>	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	CH <sub>3</sub> SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	H <sub>2</sub> S	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化メチル	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	CH <sub>3</sub> SSCH <sub>3</sub>		
トリメチルアミン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	CH <sub>3</sub> CHO	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO		
イソブチルアルデヒド	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO		
ノルマルバレールアルデヒド	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO		
イソバレールアルデヒド	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO		
イソブタノール	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	CH <sub>3</sub> COCH <sub>2</sub> CH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>		
トルエン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	ガソリンのようなにおい	
スチレン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等
キシレン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH	むれたくつ下のようなにおい	
イソ吉草酸	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH		

《ダイオキシン類》

1 環境基準 (法第7条)

(平成 11. 12. 27 環境庁告示第 68 号)  
(改正 平成 14. 7. 22 環境庁告示第 46 号)

大気に係る環境基準	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質に係る環境基準 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の底質に係る環境基準	150pg-TEQ/g以下
土壌に係る環境基準	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。  
2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
3 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 第2 用語解説

### 《大気汚染関係》

#### ○ 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

硫黄（S）の酸化物のことであるが、大気汚染物質としての硫黄酸化物は、主として二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>、亜硫酸ガスともいう）と三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>、無水硫酸ともいう）が問題となる。硫黄又は硫黄を含有する燃料（主に重油）が燃えるときに発生するが、一般の燃焼排ガス中にはSO<sub>2</sub>の方が多く、大気中では酸化されてSO<sub>3</sub>となる。また、硫黄酸化物は、水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎やぜん息性気管支炎を起こすと言われている。ばいじんなど他の汚染物質と共存する場合には、人体影響が相乗的に増大する。

#### ○ 一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれており、燃料や鉱石の還元で使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出される一酸化炭素である。高濃度の汚染にさらされると、中毒症状として、頭痛、めまい等から始まり、意識障害さらには死亡にいたることもある。

#### ○ オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人や植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が、光（近紫外線）の作用で化学反応を起こして生ずるとされている。人体への影響としては、「目がチカチカする」「喉が痛む」などのほか、頭痛、吐き気、息苦しいといった症状が出ると言われている。

#### ○ 化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧の影響を受け変性して燃料となったもので石炭、石油及び天然ガスの総称。

#### ○ 環境基準

環境基本法第16条による定義は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。(75 頁から 92 頁を参照)

#### ○ 降下ばいじん

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもの。不溶性物質と溶性物質とに分けられる。

#### ○ ダイオキシン

一般に、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDF及びPCDDにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。

廃棄物燃焼炉などで非意図的に生成される。PCDFは135種、PCDDは75種、コプラナーPCBは十数種の仲間があり、このうち毒性があるとみなされているのは、PCDFは10種、PCDDは7種、コプラナーPCBは12種の計29種類である。

○ 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素化合物の総称であり、一酸化炭素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス (NO<sub>x</sub>) ともいう。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。

○ TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類の量や濃度をその毒性の強さで表すときの単位。ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっているため、最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1としたときの他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数 (毒性等価係数 (TEF)) を算出し、この係数を用いてダイオキシン類を評価する。

○ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

亜硫酸ガスとも言われ、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。二酸化硫黄は二酸化窒素などの存在下で酸化され硫酸となり、酸性雨の原因となる。

二酸化硫黄による大気汚染は呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃に発生した四日市ぜんそくが挙げられる。

○ 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

石油、石炭、天然ガス、木材などの炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。温室効果ガスとして地球温暖化の主因と言われている。

○ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

赤褐色の気体で代表的な「大気汚染物質」である。ボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などより発生する。人体への影響については、二酸化窒素とせき、たんの有症率との関連や、高濃度では旧姓呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

○ ばい煙

石炭などの燃料の燃焼に伴って発生し、排出される「煙」と「すす」のことである。大気汚染防止法 (1968) では、「硫黄化合物、ばいじん、有害物質 (カドミウム、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ素化水素及びフッ素化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物、その他法令で定める物質)」のことをばい煙と定義し、粉じんや自動車排出ガスとともに規制している。

○ 排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものであるが、同じ主旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、悪臭防止法では規制基準として表現している。

○ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

浮遊粒子状物質のうち、直径が2.5μm以下の超微粒子で、人体への影響がより大きいと考えられている。平成21 (2009) 年に大気汚染物質として環境基準が定められた。ディーゼル排気微粒子などがある。

○ ppm

百万分の1の表示のことで、単位体積中に含まれている物質の量をあらわす単位で、特に大気汚染や水質汚濁の汚染物質の濃度を表示するのに使用されている。たとえば、1立方メートルの大気中に1立方センチメートル、もしくは1トンの水中に1グラムの物質が含まれている場合を1ppmと表示する。

○ 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

環境基本法（1993）に基づいて定められた環境基準では、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル：1mmの100分の1）以下のものと定義されている。発生は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

○ フロン（クロロフルオロカーボン）

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。

冷蔵庫の冷媒、スチロール樹脂の発泡剤、電子部品の洗浄剤などとして広く使用されてきた。

大気中に排出されると成層圏のオゾン層を破壊して、地上に降り注ぐ紫外線を増加させ、生態系が多大な影響を受けるといわれている。

国連環境計画が中心となってフロン使用の段階的廃止を検討し、昭和62年に「モントリオール議定書」が制定され、日本も署名した。国内では昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定された。

しかし、その後の科学的知見の集積により、従来の予測よりもオゾン層の減少が著しく進み、従来の規制ではオゾン層の保護に不十分であることがわかり、1990年、1992年、1995年、1997年、1999年及び2007年にわたって議定書の改正による規制強化が図られた。これらの規制が予定通り実施されると、今後、オゾン破壊は2020年頃に最大となるものの、2050年頃までには1980年代の水準に回復するものと予測されている。

フロン回収、代替品への切り替えなどが急務となっている。

○ 粉じん

一般的には、大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称として呼ばれる。ダストともいう。

大気環境中の粉じんには粒径、成分のさまざまなものがあり、降下ばいじんは $10\mu\text{m}$ 以下のものは「浮遊粒子状物質」と呼ばれる。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破碎、選別その他機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。平成元年に「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分され、特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されている。

《水質汚濁関係》

○ 栄養塩類

炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、リン（P）、窒素（N）、カリウム（K）、ケイ素（Si）などの主要元素とマンガン等の微量元素のこと。

○ 塩素イオン（ $\text{Cl}^-$ ）

塩素がそれより陽性な元素または原子団と形成する化合物のこと。塩素イオンは、海水中に約19%、表流水には一般に数%含まれており、海岸地域では海水の浸透、風送塩の影響で漂流水中の濃度が高くなる場合がある。それ以外で水素イオンが増加した場合、生活雑排水、工場

排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標ともなる。

○ 汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質のこと。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表し、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。

工場や事業場などからの排水については、濃度による規制が多いが、たとえ濃度が小さくても排出量が多ければ環境に与える影響は大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を用いる。算出された汚濁負荷量から環境浄化のための削減負荷量を逆算でき、総量規制をかけることができる。

○ 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標として用いられる。なお、河川の指標には、生物化学的酸素要求量（BOD）が用いられる。

○ 下水道（公共下水道）

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式と、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

○ 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、その終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外の全ての溝渠、水路が公共用水域に包含される。

○ 浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの排水を処理するもので、下水道計画等のない地域では生活排水の処理にもっとも適したものと見える。厚生労働省では補助制度を設けて浄化槽の普及を図っている。

○ 水質汚濁

水質汚濁とは、河川、湖沼、海域などの水域が、工場・事業場の排水及び一般家庭からの排水により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げていることをいう。

○ 水生生物

陸上や陸中などの空気中で生活している生物に対して、海洋・湖沼・地下水などの水中で生活している生物をいう。特にここでは、水生昆虫を指す。

○ 生活雑排水

人の生活に伴って排出される汚水で、し尿を除いたもの。人が一日に排出するBOD負荷量は40g／人・日で、内訳は、し尿13g／人・日、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が27g／人・日となっている。このため、生活排水による都市河川の汚濁を防止するためには、生活雑排水の処理が必要となる。

○ 生物化学的酸素要求量（BOD）

20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚濁物質（有機物）を分解するときに必要な酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

CODが海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

### ○ 全窒素（T-N）

有機態窒素と無機態窒素（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

### ○ 全リン（T-P）

有機態リン（粒子性有機態リン・溶解性有機態リン）と無機態リン（オルトリン酸態リン・重合リン酸）のリン化合物全体のこと。全リンは湖沼・海域に環境基準値が定められており、全窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

### ○ 大腸菌群

大腸菌群とはグラム陰性、無芽胞の桿菌で乳糖を酸とガスに分解する好気性または嫌気性の菌グループを指し、糞便による汚染の有無を知る指標として広く用いられる。人及び動物の腸内に寄生する大腸菌（Coli 型）だけを正確に区別することは困難なので、大腸菌群数として培養検出された醗酵管の本数を確率論で計算した最確数(MPN)として表示するのが環境基準の大腸菌群数であり、培養検出されたコロニー（集落）数で示したのが排出基準の大腸菌群数である。

### ○ 底質

堆積により水底に存在する蓄積物、水底泥土そのもの、含有物等の総称。環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。

### ○ テトラクロロエチレン（パークレン）

機塩素系溶剤の一種。俗称として「パークレン」とも呼ばれる。無色透明の液体でエーテルに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に安定で、トリクロロエチレンとともに地下水汚染などの原因物質となっている。

大気汚染に係る環境基準は年平均が  $0.2 \text{ mg/m}^3$ 以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準  $0.01 \text{ mg/l}$ 以下と定められている。

### ○ トリクロロエチレン（トリクレン）

機塩素系溶剤の一種。俗称として「トリクレン」とも呼ばれる。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に安定で、テトラクロロエチレンとともに地下水汚染などの原因物質となっている。

大気汚染に係る環境基準は年平均が  $0.2 \text{ mg/m}^3$ 以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は  $0.03 \text{ mg/l}$ 以下と定められている。

### ○ 75%水質値（75%値）

公共用水域の水質を表す方法として一般的に年平均値が用いられる。BOD等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態（低水流量異常の状態）の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられている。これは年間を通じて4分の3（75%）の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ はデータ数）の値を75%水質値としている。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

### ○ 浮遊物質（SS）

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱

物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。

### ○ 富栄養化

本来富栄養化は、湖沼等閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、生産生物の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象をいう。

近年は、湖沼に加えて閉鎖性海域においても人為的な窒素、リン等の栄養塩類の流入により急速に富栄養化している。

富栄養化が進むと、藻類など低次生物の異常増殖を招き、酸欠などにより、魚などの高次生物が死滅し、食物連鎖が断たれるとともに有機汚濁が進行する。

### ○ 閉鎖性水域

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。このような水域は有機物や硝酸塩、リン酸塩などの流入により富栄養化しやすく赤潮などの発生を招く。

### ○ pH（水素イオン濃度）

酸性、アルカリ性の度合いを示す指標で 7.0 が中性、これより小さい値は酸性、大きい値はアルカリ性である。特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH を示す。なお、水道水質基準の pH は 5.8～8.5 までの範囲と定められている。

### ○ 溶存酸素（DO）

水中に溶存している酸素の量のことで、水質の指標として用いられる。

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などにより汚染された河川の下流では有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し、溶存酸素は消費される。

また、水生生物や河川の自然浄化作用に関する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば水生生物の窒息死を招く。

## 《騒音・振動関係》

### ○ 環境騒音

特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。例えば、住宅地で遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音。

### ○ 近隣騒音

生活を通して発生する多種多様な音が騒音として問題となるケース。具体的には、商業宣伝の拡声器の音、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの音、ペットの鳴き声、学校・幼稚園での騒ぎ声などを指す。

近隣騒音の特徴は、音量は小さく限られた近隣生活者間の問題として現れること、誰しも場合によっては被害者のみならず加害者になる可能性があること、もともと主観的な要素が絡む騒音の中で、特にその要素が一層強く出ることが挙げられる。

### ○ 自動車騒音（道路交通騒音）

道路交通に起因する騒音であり、大きな社会問題となっている。自動車騒音の主なものは、エンジンの音、排気音、タイヤ音、警笛音などで、ひんぱんな停止発進、加速時の騒音やスピードアップに伴うタイヤの音等である。自動車騒音を低減するために、1971 年以来、騒音規制法（1968）に基づき自動車騒音の大きさの許容限度が設定され、エンジンの改良や低騒音タイ

ヤの開発等の音源対策が実施されている他、交通流対策、道路構造の改善、民家防音工事等が実施されている。

### ○ デシベル（dB）

騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位である。デシは10分の1を意味する接頭語であり、デシベルは（dB）ベル（B）の10分の1ということになる。騒音レベル及び振動レベルについては次のように決められている。

#### (1) 騒音レベル

JISC 1502（普通騒音計）で測定した聴覚補正済みの音圧レベルをいい、その計量単位はデシベルを用いて、略記号はdBを使う。

#### (2) 振動レベル

JISC 1510（振動レベル計）で測定された感覚補正済みの鉛直方向における振動加速レベルをいい、計量単位はデシベルを用いて、略記号はdBを使う。

### ○ 等価騒音レベル（Leq）

一定時間内の騒音の総エネルギー量の時間平均値をレベル表示（dB）した値。騒音に係る環境基準は、従来までは騒音レベルの中央値（ $L_{50}$ ）で評価していたが、1998年に改正され、1999年4月より等価騒音レベル（Leq）で評価するように定められた。

### ○ 特定建設作業

著しい騒音や振動を発生する建設作業のこと。騒音規制法（1968）及び振動規制法（1976）に基づいて指定された。騒音規制法では、くい打ち機や削岩機等を使用する作業等の8種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の4種類の作業が指定されている。騒音規制法や振動規制法に基づき指定された指定地域内では、このような作業を含む建設工事を実施する場合には事前に市町村長に届出が必要となるなどの規制がなされている。

### ○ 特定施設（特定工場）

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法の中で、それぞれ「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を流す施設等が特定施設として定められている。

### ○ 要請基準

自動車から発生する騒音や排出ガスが、この基準を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の禁止又は、速度の制限、徐行等の措置を要請することができる。

### ○ 用途地域

都市計画法の地域区域のひとつで、用途の混在を防ぐとを目的としている。都市計画法第8条1項に規定する用途地域には、次の12種類がある。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域として定められている。それぞれの地域の指定目的は同法第9条に規定されている。

## 《悪臭関係》

### ○ 悪臭物質

大部分の人が不快に感じるにおいを悪臭という。悪臭の原因物質には、窒素化合物、硫黄化合物、脂肪酸等が多い。



悪臭防止法では、主要な原因物質のうち機器分析で測定可能な次の22種を、特定悪臭物質として個別に濃度を規制している。アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸。

○ **硫化水素 (H<sub>2</sub>S)**

空気より重く、無色、水によく溶けやすい酸性を示し、腐った卵に似た特徴的な強い刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する有毒な気体である。0.0005ppm 程度の濃度でも探知できるが、200ppm の濃度で臭気が麻痺し、臭気を強く感じなくなる。500ppm 以上で生命に危険を生じ、1000ppm 以上になると急死する。悪臭防止法に基づく大気濃度規制値は 0.02~0.2ppm と定められている。

《その他一般》

○ **アメニティ (amenity)**

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。快適環境と訳される。

○ **一般廃棄物試験分別収集事業**

通称：再利用ごみモデル収集事業。家庭から排出される燃えるごみのうち、プラスチック類や、紙類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、(株)太平洋セメント大船渡工場のセメント製造の原料（燃料、焼却後の灰はセメント原料の一部）として再資源化する大船渡市独自の試験的な取り組み。

○ **温室効果ガス**

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの紫外線を一部吸収して地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを総称して温室効果ガスといい、地球温暖化の主な原因とされている。

○ **環境ホルモン**

正式には外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱化学物質などと省略することも多い。「環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す（攪乱する）」という意味で、環境ホルモンと通称される。

○ **公害**

環境基本法（1993年）による公害の定義は、「環境の保全上のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することも含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘削によるものを除く）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずること」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として、環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

○ **再利用ごみモデル収集事業**

一般廃棄物試験分別収集事業の通称。

## ○ 指標生物

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を指標生物、指標種という。生物は、それぞれが生息環境に適応することで、多様な生態系が分化し、繁栄してきた。特に生息できる環境が限られ、かつ、環境の変化に敏感な性質を持つ種を選定し、その分布状況等の調査をすることによって、地域の環境を類推・評価することができる。

## ○ 地球温暖化

地球では、大気中に含まれる水蒸気 ( $H_2O$ )、二酸化炭素 ( $CO_2$ )、メタン ( $CH_4$ )、対流圏オゾン ( $O_3$ )、亜酸化窒素 ( $N_2O$ ) などの温室効果ガスによって地球から宇宙空間へ放射される熱を逃がしにくくしている。地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素、メタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果、気温が上昇し、人類や生態系がその基盤を置いている気候が変動することを言う。

なお、地球温暖化対策推進法で、排出が抑制されているのは次の6物質である。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④HFC類 ⑤PFC類 ⑥SF<sub>6</sub>

## ○ 地球環境問題

環境問題の一種で、問題の発生源や被害が特に広域的な（地球規模の）ものを指す。環境問題の一部は、ごみ問題、局地的な公害のように、国やその一部地域内で発生し、比較的完結したものに留まる。これに対し、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源や被害地が必ずしも一定地域に限定できないものがある。このような問題が主に地球環境問題に該当する。

## ○ 東日本大震災

東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。本震は平成23(2011)年3月11日午後2時46分に発生、牡鹿半島の東南東130km、地下21km付近を震源とし、日本観測史上最大規模となるマグニチュード9.0の巨大なものであった。さらに岩手県沖から茨城県沖にかけていくつもの地震が連動して発生した。

## ○ 有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に不当な被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム(Cd)及びその化合物、②塩素(Cl)及び塩化水素(HCl)、③弗素(F)、弗化水素(HF)及び弗化珪素、④鉛(Pb)及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められている。排水(汚、排水)に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①Cd及びその化合物、②シアン化合物、③有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、④Pb及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素(As)及びその化合物、⑦水銀(Hg)及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧PCB、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等27物質であり、それぞれ排水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。

---

---

平成 28 年版 大船渡市の環境

平成 29 年 3 月 発行

発行・印刷／大船渡市生活福祉部市民環境課  
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
TEL0192-27-3111

製 本／岩手開発産業株式会社  
〒022-0003 大船渡市盛町字町 8 番地 19  
TEL0192-27-1113

---

---